

平成 20 年度農業者における
種苗の自家増殖に関する実態調査
(農林水産省委託事業)

報 告 書

平成 21 年 3 月

株式会社 流通研究所

平成 20 年度農業者における 種苗の自家増殖に関する実態調査報告書

— 目 次 —

I	調査概要	1
1	調査目的	1
2	調査経過	1
II	農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査（アンケート）	3
1	調査概要	3
2	調査結果	15
III	自家増殖の規定に関する意見交換会	96
1	長野県会場	96
2	愛知県会場	101
3	熊本県会場	105
IV	調査結果の分析	110
1	多様な生産者への制度普及の必要性	110
2	種苗の安定供給が困難な状況を踏まえた検討の必要性	110
3	自家増殖の定義の明確化の必要性	110
4	その他生産者の主な意見	111
5	品目別の自家増殖等の特徴	113

I 調査概要

1 調査目的

現行の種苗法においては、農業者が収穫物の一部を自己の農業経営において次期作用の種苗として利用する、いわゆる「自家増殖」について、従来からの農業慣行であることに配慮し、原則として育成者権が及ばないものとされている。しかしながら、UPOV91年条約においては、原則、育成者権が及ぶこととなっており(限定的に例外を認めることは各国の判断により可能)、平成18年12月に提出された「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」報告においても、このような状況は、育成者権者の正当な利益の確保や新品種の育成の妨げとなり、また、農業者への育成者権に対する認識の浸透を阻害していること等から、制度改正に向けた具体的な検討を開始すべきとされたところである。一方で、自家増殖の制度については、その改正が農業生産の現場に少なからず影響を与えることから、農業者の種苗の確保及び自家増殖の実態把握に基づいた検討が求められる。

このため、自家増殖や許諾契約に関する実態の把握や、関係者の意見聴取等を実施し、今後の農業者の自家増殖の制度のあり方について検討資料を得ることを目的として、本調査を実施した。

2 調査経過

本調査事業では、以下の調査を行った。

各調査の実施に際しては、有識者による検討会を実施し、調査手法、内容及び結果分析についての指導を得た。

◆実施調査

	内 容	調査日程
農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査 (アンケート)	品種登録制度等の認知度、種苗の確保・自家増殖の実態、許諾契約の実態等を把握すること目的にアンケートを実施した。 *アンケート調査票参照	配布： 平成20年9月上旬 回収： 平成20年10月下旬
自家増殖の規定に関する意見交換会	長野県、愛知県、熊本県の3会場において、種苗の確保・自家増殖の実態把握、自家増殖の制度改正についての意見聴取を目的に、農業団体、生産者及び地方自治体との意見交換会を実施した。	長野県会場： 平成21年1月19日 愛知県会場： 平成21年1月21日 熊本県会場： 平成21年1月23日

◆検討会（農業者の自家増殖に関する調査企画検討会）

【検討委員】

金田 武夫（全国農業協同組合連合会営農総合対策部 技術主管）
 酒井 洋介（株式会社サカタのタネ 法務部長）
 （座長） 渋谷 達紀（早稲田大学法学部 教授）
 松木 太郎（栃木県農政部経営技術課 主査）
 丸澤 充芳（全国農業協同組合中央会食の安全・安心対策室 審査役）
 森本 博幸（キリンアグリバイオ株式会社ライセンス部 部長）

（50 音順・敬称略）

【検討結果要旨】

	内 容	日 程
第 1 回検討会	調査全体の概要、スケジュール及びアンケート調査票の内容についての検討を行った。 ◆検討項目 （１） 農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査事業について （２） アンケート調査票（案）について （３） 意見交換会について （４） その他	平成 20 年 8 月 20 日
第 2 回検討会	アンケート調査結果の報告を行うとともに、最終分析の手法についての検討を行った。また、自家増殖の規定に関する意見交換会の実施手法について検討を行った。 ◆検討項目 （１） アンケートの結果等について （２） 意見交換会の開催について （３） その他	平成 20 年 12 月 4 日
第 3 回検討会	自家増殖の規定に関する意見交換会の報告を行った。また、報告書案についての検討を行った。 ◆検討項目 （１） 自家増殖の規定に関する意見交換会の報告について （２） 報告書案について	平成 21 年 2 月 26 日

Ⅱ 農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査（アンケート）

1 調査概要

（１）調査票の配布方法

登録品種が多い品目のリストの生産者を中心に、各県 50 名までの生産者に対して、地方農政局、都道府県を通じて市町村の担当者、農業協同組合の担当者等が配布を行った。

◆登録品種が多い品目のリスト

植物分類	果樹	花き類		食用作物	野菜	きのこ類
品 目	かんきつ もも りんご ぶどう なし おうとう かき すもも うめ ブルーベリー びわ	きく ばら カーネーション シビシウム ほうせんか ゆり ペチュニア アルストロメリア スターチス りんどう ペゴニア デントロビウム	ポインセチア バーベナ あじさい カランコエ ファリノプシス ビンカ ジゴカクサ ペラルゴニウム マガレット きんぎょそう オステオスペルマム カリブラコア	稲 大豆 ばれいしょ 小麦 大麦 かんしょ そば はとむぎ	いちご トマト レタス メロン いんげんまめ すいか だいこん とうがらし やまのいも なす かぼちゃ そらまめ	しいたけ えのきたけ まいたけ ぶなしめじ はたけしめじ エリンギ なめこ

（２）配布件数

合計 2,113 件に配布を行った。

*一部都道府県において 50 件未満の配布となった。

（３）回収件数・回収率

1,285 件回収し、回収率は 60.8%であった。

(4) アンケート調査票

農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査の実施について（お願い）

農林水産省 生産局 知的財産課

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、農業・種苗行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、農業者が収穫した農産物の一部を、自らの農業経営における次期作用の種苗として利用する、いわゆる「種苗の自家増殖」について、現在の法律では、原則として種苗を開発・育成した者の権利が及ばないものとされています。このような制度は、低コストでの種苗の確保による安定的な農業生産や新品種の早期普及に一定の役割を果たしていると考えられています。

その一方で、新品種の育成者に正当な利益が保護されないことによる新品種開発の停滞、育成者権の理解不足をまねいているとの指摘もあります。

こうしたことから、今後の自家増殖制度のあり方を検討する際の参考とするため、このアンケートを実施するものです。お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力いただくようお願い申し上げます。

敬具

【アンケート回答に際してのお願い】

- 1 選択式の回答は、選択肢のうち、あてはまる番号に○印をつけてください。
- 2 ご回答は、設問部にある【1つだけ○】【記入欄にご回答ください】といった【 】内の指定に合わせてお願いします。
- 3 「その他」をご回答の場合、() に、その内容をご記入ください。
- 4 調査票は無記名のため、**回答者のお名前が明らかになることは一切ありません**。安心してご回答ください。
- 5 アンケートは **10月17日(金)** までに返信用封筒（切手不要）でご返送ください。
- 6 ご不明な点は、下記の問合せ先までご連絡をください。

【問い合わせ先】

◇ 調査の趣旨について

農林水産省 生産局知的財産課（調査主体）

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 Tel03-6744-2118（直通）

◇ 調査票の記入・回収方法等について

株式会社 流通研究所（調査実施機関）

〒259-1131 神奈川県伊勢原市伊勢原 1-16-8 第2小泉ビル 202 Tel0463-95-6361（村上、真鍋）

「農業者における種苗の自家増殖に関する実態調査票」

*平成20年9月1日現在を基準日としてご回答をお願いします。

《1 回答者ご自身について》

問1 あなたが耕作(栽培)している都道府県名を教えてください。【記入欄にご回答ください】

記入欄⇒ ()

問2 あなたの経営形態を教えてください。【1つだけ○】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 個人経営・専業農家 | 2 個人経営・兼業農家 |
| 3 農業生産法人 | 4 その他 () |

問3 あなたが経営している全農地面積(きのこの場合には栽培数量)を教えてください。
【記入欄にご回答ください】

記入欄⇒ () a きのこの場合 () 本(袋・瓶)／年

↑
いずれかの単位に○をしてください

《2 種苗法について》

問4 あなたは、種苗法という法律をご存じでしたか。【1つだけ○】

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 具体的な内容を知っていた | 2 大体の内容を知っていた |
| 3 聞いたことはあったが内容は知らなかった | 4 知らなかった |

問5 種苗法に基づく品種登録制度をご存じでしたか。【1つだけ○】

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 具体的な内容を知っていた | 2 大体の内容を知っていた |
| 3 聞いたことはあったが内容は知らなかった | 4 知らなかった |

問6 農業者の自家増殖に関する制度の内容をご存じでしたか。【1つだけ○】

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 具体的な内容を知っていた | 2 大体の内容を知っていた |
| 3 聞いたことはあったが内容は知らなかった | 4 知らなかった |

《3 植物の種類・品種について》

問7 指定品目記入欄（記入済み欄）

--

**問8以降は、この品目についての
回答をお願いします。**

問 8 問 7 に記載の品目について、耕作している面積（きのこの場合には栽培数量）を教えてください。【記入欄にご回答ください】

記入欄⇒ () a きのこの場合 () 本(袋・瓶)／年

いずれかの単位に○をしてください

問9 問7に記載の品目について、年間生産量を教えてください。【記入欄にご回答ください】

記入欄⇒ () kg・本

いずれかの単位に○をしてください

問 10 問 7 に記載の品目について、生産している品種の名称、品種登録の状況をご回答ください。【主な品種 3 つまでについて、回答例にならってご回答ください】

	〔 〕に品種名をご記入ください。	左記の品種は、*登録品種ですか？ 【1つだけ○】
品種A	〔 〕	1 登録品種である 2 登録品種ではない 3 分からない
品種B	〔 〕	1 登録品種である 2 登録品種ではない 3 分からない
品種C	〔 〕	1 登録品種である 2 登録品種ではない 3 分からない

*登録品種とは、種苗法に基づき品種登録を受けている品種をいいます。

回答例

登録品種（かつて登録品種であった品種を含む。）の場合には登録品種名を、登録品種以外の場合には、品種を特定することができる名称（販売名等）を記入してください。

〔 〕に品種名をご記入ください。	左記の品種は、登録品種ですか？ 【1つだけ〇】
→〔さちのか 〕	① 登録品種である ② 登録品種ではない ③ 分からない

《4 種苗の入手について》

問 11 あなたは、ご自身の農業経営において、種苗を*自家増殖していますか。また、自家増殖している場合、何割程度の種苗が新たに購入したものですか。

【問 10 でご回答の品種ごとに 1 つだけ○をし、自家増殖している場合には新たに購入した種苗の利用割合を記入してください】

*自家増殖とは、収穫物の一部を、次期の生産において更に種苗として用いることをいいます。

- ・ 稲の場合 : 収穫したもみの一部を次期作の種子として用いること
 - ・ 花き類の場合 : 株から挿し穂をとり、挿し木等をする事
 - ・ 果樹の場合 : 成木から穂木をとり、接ぎ木をする事
 - ・ きの場合 : 収穫したきのこから菌糸を分離し、自家用の種菌を製造すること
- ※同封の資料をご参照ください**

回答例

作付けに用いる種苗（種菌）のうち、3割程度は新たに購入した種苗（種菌）を用いて生産している場合には、購入した種苗の利用割合を（30%）程度 と記入してください。

果樹の場合には、ほ場で栽培されている本数のうち、購入した苗木によるものが4割、ご自身で接ぎ木等したものが6割のときは、購入した種苗の利用割合を（40%）程度 と記入してください。

品種A	1	自家増殖している ⇒ 購入した種苗の利用割合は（ %）程度
	2	自家増殖していない
品種B	1	自家増殖している ⇒ 購入した種苗の利用割合は（ %）程度
	2	自家増殖していない
品種C	1	自家増殖している ⇒ 購入した種苗の利用割合は（ %）程度
	2	自家増殖していない

*** いずれの品種も自家増殖していない場合は、問 13(5ページ)へ進んでください。**

問 12 問 11 でいずれかの品種で「1 自家増殖している」と回答された方は、自家増殖している理由はどのようなことですか。【いくつでも○】

- 1 従前から慣行として行っているため
- 2 種苗購入費を削減するため
- 3 生産に必要な種苗の量を確保するため
- 4 その他生産上の必要性から（ ）

問 13 問 11 で「2 自家増殖していない」と回答された品種について、自家増殖していない理由はどのようなことですか。【いくつでも○】

- 1 自家増殖をする必要がないため
- 2 自家増殖が契約上制限されているため
- 3 種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため
- 4 その他（ ）

問 14 問 10 でご回答の A～C の品種について、平成 19 年産のおおよその生産量、単位当たりの出荷額、種苗費を教えてください。【太線枠内に記入してください。】

	生産量	単位当たりの出荷額 (1 kg 又は 1 本当たり)	単位当たりの種苗費 (収穫物 1 kg 又は 1 本 当たり)
品種 A	kg・本	円	円
品種 B	kg・本	円	円
品種 C	kg・本	円	円

問 15 種苗の入手等について、問題が生じたことがございますか。【いくつでも○】

- 1 希望する種苗の量を購入できない場合があった
- 2 希望する時期に種苗を購入できない場合があった
- 3 種苗の品質に問題があった
- 4 特に問題はない
- 5 その他（ ）

《5 契約について》

問 16 問 10 でご回答の A～C の品種について、種苗の利用に関して何らかの契約を結んでいますか。【問 10 でご回答の品種ごとにご回答ください】

品種A	契約は結んでいますか。【1 つだけ○】 1 自ら契約を結んでいる 2 所属する団体等が権利者との間で契約を結んでいる 3 契約を結んでいない 4 分からない 5 その他 ()	契約書はございますか。 【1 つだけ○】 1 契約書が有る 2 契約書が無い
品種B	契約は結んでいますか。【1 つだけ○】 1 自ら契約を結んでいる 2 所属する団体等が権利者との間で契約を結んでいる 3 契約を結んでいない 4 分からない 5 その他 ()	契約書はございますか。 【1 つだけ○】 1 契約書が有る 2 契約書が無い
品種C	契約は結んでいますか。【1 つだけ○】 1 自ら契約を結んでいる 2 所属する団体等が権利者との間で契約を結んでいる 3 契約を結んでいない 4 分からない 5 その他 ()	契約書はございますか。 【1 つだけ○】 1 契約書が有る 2 契約書が無い

* いずれの品種も契約を結んでいない場合は、問 21(11 ページ)へ進んでください。

問17 問 10 でご回答の A ～ C の品種について、自家増殖が制限されていますか。

【問 10 でご回答の品種ごとにご回答ください】

品種A	1	契約上自家増殖は禁止されている（自家増殖を一切禁止されている。）
	2	*許諾料（ライセンス料）の支払等を条件に自家増殖をすることができる
	3	契約上禁止・制限はない
	4	分からない
	5	その他（ ）
品種B	1	契約上自家増殖は禁止されている（自家増殖を一切禁止されている。）
	2	許諾料（ライセンス料）の支払等を条件に自家増殖をすることができる
	3	契約上禁止・制限はない
	4	分からない
	5	その他（ ）
品種C	1	契約上自家増殖は禁止されている（自家増殖を一切禁止されている。）
	2	許諾料（ライセンス料）の支払等を条件に自家増殖をすることができる
	3	契約上禁止・制限はない
	4	分からない
	5	その他（ ）

*許諾料（ライセンス料）とは、種苗の購入代金とは別に、品種の利用に関して（品種の利用の対価として）支払われる金銭のことをいいます。許諾料については、種苗の購入代金とは別に支払う場合のほか、種苗の購入代金中に含まれている場合があります。

問18 問 10 でご回答の A ～ C の品種について、許諾料（ライセンス料）の支払状況を教えてください。【問 10 でご回答の品種ごとにご回答ください】

[illegible]

問 20 問 10 でご回答の A～C の品種について、権利者等への生産状況の報告や生産上の制限の有無について教えてください。【問 10 でご回答の品種ごとにご回答ください】

①権利者等に生産状況の報告をしていますか。【いくつでも○】

品種A	1	品種の栽培面積について報告をしている
	2	品種の生産量又は出荷量について報告をしている
	3	特に報告はしていない
	4	その他（ ）
品種B	1	品種の栽培面積について報告をしている
	2	品種の生産量又は出荷量について報告をしている
	3	特に報告はしていない
	4	その他（ ）
品種C	1	品種の栽培面積について報告をしている
	2	品種の生産量又は出荷量について報告をしている
	3	特に報告はしていない
	4	その他（ ）

②あなたが生産している品種の利用について制限等がありますか。【いくつでも○】

品種A	1	栽培面積、生産量等が決められている
	2	他者に種苗を譲渡することを禁止されている
	3	新品種開発のために利用することを禁止されている
	4	特に制限等はない
	5	その他（ ）
品種B	1	栽培面積、生産量等が決められている
	2	他者に種苗を譲渡することを禁止されている
	3	新品種開発のために利用することを禁止されている
	4	特に制限等はない
	5	その他（ ）

品種C

- 1 栽培面積、生産量等が決められている
- 2 他者に種苗を譲渡することを禁止されている
- 3 新品種開発のために利用することを禁止されている
- 4 特に制限等はない
- 5 その他（ ）

問 21 許諾契約等について、ご意見があれば記入してください。

問 22 最後に、品種登録制度や品種登録制度における自家増殖の取扱いについて、ご意見・ご要望がございましたら記入してください。

（品種登録制度について）

（品種登録制度における自家増殖の取扱いについて）

～ご協力どうもありがとうございました～

2 調査結果

問1 あなたが耕作（栽培）している都道府県名を教えてください。＜シングル回答＞

① 都道府県別

	件数	割合
北海道	28	2.2%
青森県	37	2.9%
岩手県	22	1.7%
宮城県	38	3.0%
秋田県	25	1.9%
山形県	35	2.7%
福島県	25	1.9%
茨城県	13	1.0%
栃木県	43	3.3%
群馬県	31	2.4%
埼玉県	24	1.9%
千葉県	34	2.6%
東京都	10	0.8%
神奈川県	38	3.0%
山梨県	22	1.7%
長野県	14	1.1%
静岡県	38	3.0%
新潟県	19	1.5%
富山県	27	2.1%
石川県	25	1.9%
福井県	16	1.2%
岐阜県	33	2.6%
愛知県	41	3.2%
三重県	30	2.3%
滋賀県	11	0.9%
京都府	39	3.0%
大阪府	26	2.0%
兵庫県	33	2.6%
奈良県	31	2.4%
和歌山県	45	3.5%
鳥取県	38	3.0%
島根県	16	1.2%
岡山県	14	1.1%
広島県	21	1.6%
山口県	0	0.0%
徳島県	0	0.0%
香川県	29	2.3%
愛媛県	28	2.2%
高知県	28	2.2%
福岡県	14	1.1%
佐賀県	24	1.9%
長崎県	36	2.8%
熊本県	29	2.3%
大分県	34	2.6%
宮崎県	22	1.7%
鹿児島県	39	3.0%
沖縄県	33	2.6%
無回答	27	2.1%
合計	1,285	100.0%

② 都道府県・品目別

(回答件数 0 件の、山口県及び徳島県は除く。地域区分は農政局の管轄地区による。)

【北海道・東北】

北海道		青森県		岩手県		宮城県	
ゆり	5	りんご	5	りんご	5	りんご	2
稲	1	ぶどう	4	ぶどう	2	ぶどう	2
ばれいしょ	5	おうとう	5	ばら	1	なし	3
小麦	5	きく	2	アルストロメリア	2	ブルーベリー	2
小豆	4	ばら	3	りんどう	2	きく	4
金時豆	1	稲	4	稲	6	ばら	3
いちご	4	大豆	4	大豆	1	カーネーション	1
メロン	2	いちご	3	小麦	1	稲	2
いんげんまめ	1	やまのいも	5	無回答	2	大豆	3
		しいたけ	1			小麦	3
		まいたけ	1			そば	2
						いちご	3
						トマト	2
						そらまめ	3
						しいたけ	2
						なめこ	1
合計	28	合計	37	合計	22	合計	38

秋田県		山形県		福島県	
りんご	4	りんご	2	もも	1
ぶどう	2	ぶどう	5	りんご	2
なし	3	おうとう	4	ぶどう	1
おうとう	2	ばら	3	なし	3
きく	2	稲	2	きく	1
ゆり	3	大豆	7	りんどう	1
稲	2	いちご	4	稲	3
大豆	5	アスパラガス	4	大豆	4
いちご	1	なめこ	2	いちご	3
やまのいも	1	無回答	2	トマト	3
				なめこ	2
				無回答	1
合計	25	合計	35	合計	25

【関東】

茨城県		栃木県		群馬県		埼玉県	
なし	2	ぶどう	5	りんご	3	ぶどう	3
カーネーション	2	なし	5	ブルーベリー	3	なし	3
アルストロメリア	1	きく	5	ばら	4	稲	3
ペラルゴニウム	1	シクラメン	1	あじさい	1	いちご	4
シクラメン	1	稲	5	オステオスペルマム	3	トマト	2
いちご	4	大麦	5	稲	3	レタス	5
しいたけ	1	いちご	4	小麦	6	やまのいも	3
無回答	1	トマト	4	大麦	1	なす	1
		しいたけ	9	いちご	2		
				ふき	3		
				しいたけ	2		
合計	13	合計	43	合計	31	合計	24

千葉県		東京都		神奈川県		山梨県	
なし	3	なし	5	かんきつ	4	もも	4
ブルーベリー	3	かんしょ	3	ぶどう	4	ぶどう	3
カーネーション	1	しいたけ	2	なし	4	おうとう	1
ペゴニア	2			ばら	3	ブルーベリー	1
稲	5			カーネーション	3	きく	1
かんしょ	2			稲	2	ばら	1
いちご	6			いちご	4	稲	2
トマト	4			トマト	4	大豆	2
とうがらし	1			すいか	4	いちご	1
やまのいも	1			だいこん	5	しいたけ	2
ねぎ	2			無回答	1	まいたけ	1
みょうが	1					エリンギ	1
しいたけ	1					なめこ	1
無回答	2					無回答	1
合計	34	合計	10	合計	38	合計	22

長野県		静岡県	
もも	1	かんきつ	4
りんご	5	なし	5
きく	3	きく	5
ばれいしょ	1	ばら	5
いちご	4	カーネーション	5
		マーガレット	4
		いちご	5
		トマト	5
合計	14	合計	38

【北陸・東海】

新潟県		富山県		石川県		福井県	
いちじく	3	りんご	2	ぶどう	3	なし	1
きく	3	なし	3	なし	3	うめ	1
稲	1	かき	2	きく	2	マンゴー	1
大豆	1	きく	5	稲	3	きく	1
さといも	3	カーネーション	2	トマト	4	ゆり	1
いちご	1	稲	2	すいか	4	オータムビオレ	1
やまのいも	3	大豆	2	かぼちゃ	4	稲	4
れんこん	3	大麦	3	ブロッコリー	2	いちご	1
うるい	1	そば	1			メロン	1
		はとむぎ	1			しいたけ	1
		いちご	1			まいたけ	1
		しいたけ	3			越前かんたけ	1
						無回答	1
合計	19	合計	27	合計	25	合計	16

岐阜県		愛知県		三重県	
なし	3	かんきつ	6	かんきつ	3
かき	4	かき	5	なし	1
きく	3	きく	3	ばら	2
ばら	3	ばら	5	稲	6
ゆり	3	カーネーション	4	大豆	4
稲	3	稲	1	小麦	3
大豆	5	大豆	4	いちご	2
いちご	4	いちご	5	トマト	1
トマト	1	たまねぎ	5	なばな	1
だいこん	4	しいたけ	2	きゃべつ	3
		トムトム	1	観葉植物	3
				グズマニア	1
合計	33	合計	41	合計	30

【近畿・中国四国】

滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県	
ぶどう	3	なし	3	かんきつ	3	かんきつ	4
かき	1	きく	5	ぶどう	4	なし	4
稲	5	稲	3	きく	5	きく	4
茶	2	大豆	5	日々草	2	カーネーション	3
		小麦	4	稲	3	稲	4
		小豆	3	いちご	2	大豆	2
		トマト	5	とうがらし	2	小麦	3
		とうがらし	2	なす	3	いちご	3
		なす	4	そらまめ	2	やまのいも	3
		えびいも	4			しいたけ	3
		無回答	1				
合計	11	合計	39	合計	26	合計	33

奈良県		和歌山県		鳥取県		島根県	
ぶどう	2	かんきつ	4	ぶどう	3	ぶどう	1
なし	2	もも	5	なし	3	かき	2
かき	2	かき	4	かき	1	きく	2
きく	2	うめ	5	ゆり	4	稲	2
ばら	3	ばら	5	りんどう	4	大麦	1
稲	3	スターチス	4	稲	4	そば	2
いちご	13	稲	5	大豆	4	いちご	2
ぶなしめじ	1	いちご	5	大麦	1	しいたけ	1
エリンギ	1	トマト	1	いちご	2	まいたけ	1
茶	2	だいこん	5	やまのいも	3	なめこ	1
		無回答	2	らっきょう	5	しめじ	1
				しいたけ	1		
				芝	3		
合計	31	合計	45	合計	38	合計	16

岡山県		広島県		香川県		愛媛県		高知県	
もも	4	かんきつ	3	かんきつ	4	かんきつ	11	かんきつ	6
りんどう	1	なし	4	もも	2	ぶどう	1	なし	2
稲	2	きく	4	キウイフルーツ	3	きく	3	すもも	1
小麦	3	ばら	4	きく	2	シンビジウム	1	きく	1
いちご	3	稲	4	カーネーション	3	さといも	2	ゆり	3
しいたけ	1	いちご	2	ラナンキュラス	2	いちご	7	デンドロビウム	1
				稲	2	トマト	2	稲	5
				大豆	1	きゅうり	1	かんしょ	2
				かんしょ	1			いちご	3
				裸麦	2			なす	1
				いちご	4			しょうが	1
				しいたけ	1			しいたけ	1
				無回答	2			ぶなしめじ	1
合計	14	合計	21	合計	29	合計	28	合計	28

【九州・沖縄及び都道府県名無回答】

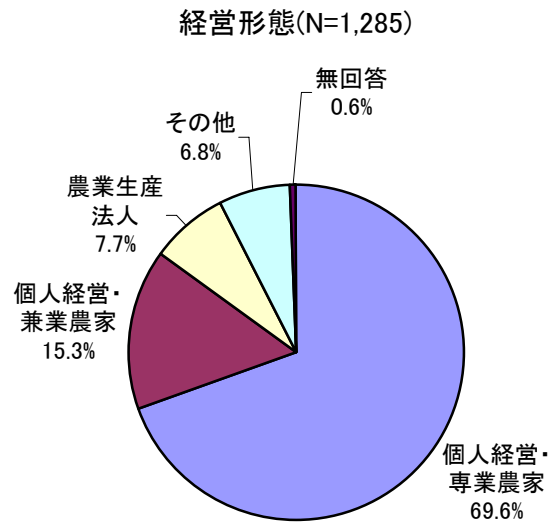
福岡県		佐賀県		長崎県		熊本県	
かんきつ	2	かんきつ	8	かんきつ	4	かんきつ	3
きく	2	ぶどう	2	ぶどう	1	ぶどう	1
ばら	2	きく	3	びわ	5	稲	6
あじさい	1	ばら	1	きく	4	いちご	2
小麦	1	稲	5	ばら	2	トマト	7
いちご	3	いちご	3	稲	2	きゅうり	1
ぶなしめじ	3	れんこん	2	ばれいしょ	4	とうもろこし	1
				いちご	4	イグサ	6
				トマト	1	無回答	2
				レタス	1		
				メロン	1		
				いんげんまめ	1		
				なす	1		
				しいたけ	4		
				無回答	1		
合計	14	合計	24	合計	36	合計	29

大分県		宮崎県		鹿児島県		沖縄県	
かんきつ	2	きく	1	きく	11	かんきつ	5
なし	3	ばら	1	稲	10	マンゴー	4
きく	2	スイートピー	1	ばれいしょ	1	パインアップル	5
ばら	3	稲	3	かんしょ	4	かんしょ	2
アルストロメリア	2	かんしょ	5	いちご	4	いんげんまめ	2
稲	4	いちご	3	茶	3	すいか	2
大豆	3	しいたけ	3	さとうきび	6	かぼちゃ	2
小麦	4	茶	1			ゴーヤー	4
いちご	4	コリウス	1			オクラ	2
トマト	5	無回答	3			にんじん	2
しいたけ	1					ピーマン	2
無回答	1					エリンギ	1
合計	34	合計	22	合計	39	合計	33

無回答	
かんきつ	2
もも	2
ぶどう	2
なし	2
かき	4
きく	4
アルストロメリア	1
稲	1
大豆	1
かんしょ	1
いちご	2
トマト	1
なす	2
しいたけ	2
合計	27

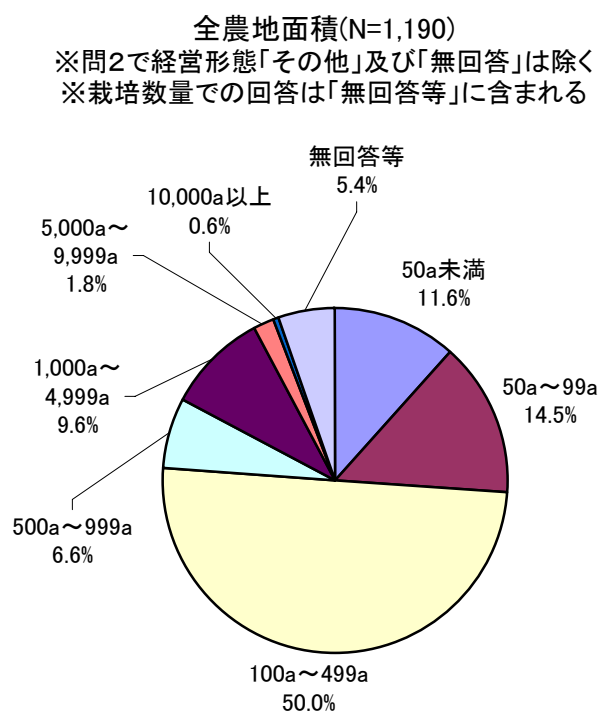
問2 あなたの経営形態を教えてください。＜シングル回答＞

経営形態は、「個人経営・専業農家」が最も多く約 70%を占めており、次いで「個人経営・兼業農家」、「農業生産法人」となっている。「その他」の具体的な内容としては、JAの部会や任意の生産者組織などの回答が見られた。



問3 あなたが経営している全農地面積（きのこの場合には栽培数量）を教えてください。
＜シングル回答＞

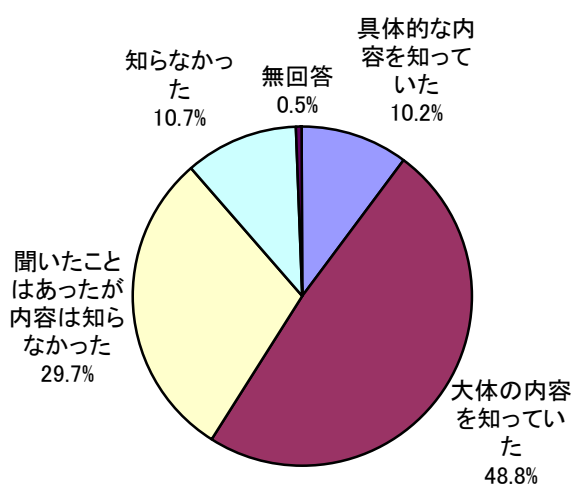
全農地面積は「100～499 a」が最も多く 50.0%を占めており、次いで「50～99 a」が 14.5%、「50 a 未満」が 11.6%となっている。



問4 あなたは、種苗法という法律をご存じでしたか。＜シングル回答＞

種苗法の認知度は、「大体的内容を知っていた」が約半数を占めるものの、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が29.7%、「知らなかった」が10.7%となっており、「具体的な内容を知っていた」は10.2%に留まった。

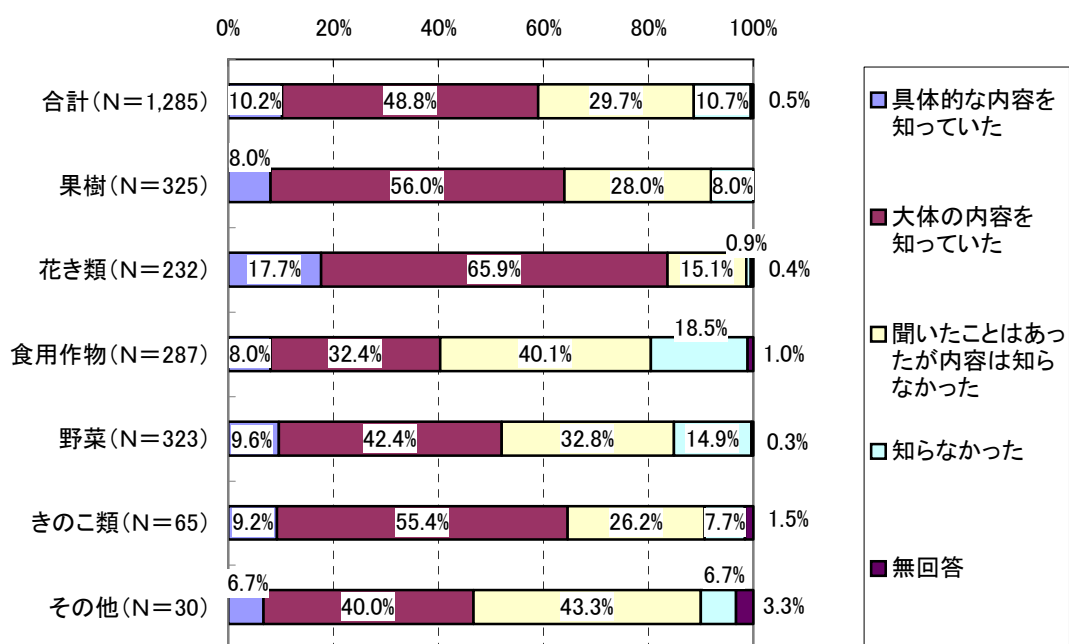
種苗法の認知度(N=1,285)



【植物分類別】

種苗法の認知度を問7で回答した品目の植物分類別に見ると、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体的内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、食用作物は「知らなかった」の占める割合が比較的大きく、認知度が低いことが伺える。

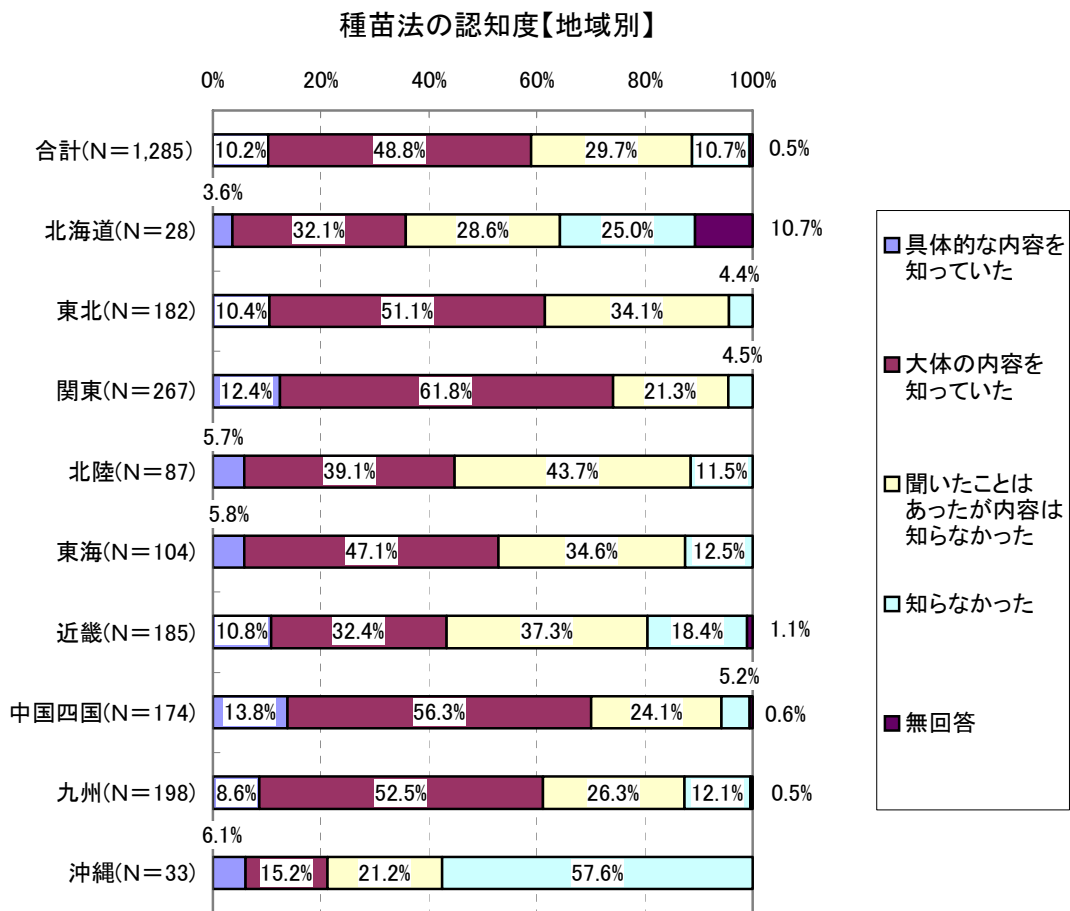
種苗法の認知度【植物分類別】



※品目名「無回答」は集計していないため、各項目の和と合計は一致しない

【地域別】

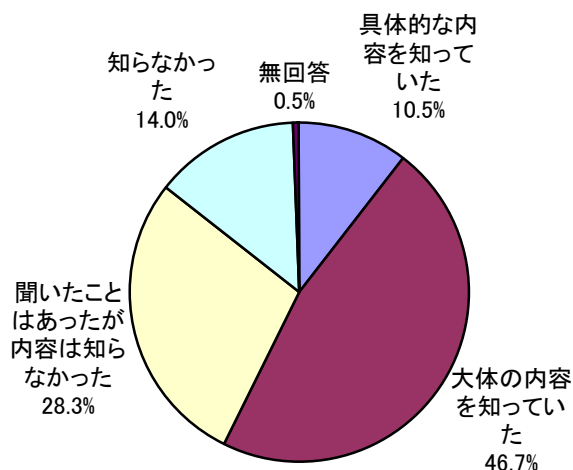
種苗法の認知度を問1で回答した都道府県名の地域別に見ると、関東・中国四国では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、北海道・沖縄は「知らなかった」の占める割合が比較的大きく、認知度が低いことが伺える。なお、問1の結果によると、北海道では、食用作物や野菜についての回答件数が、沖縄では野菜についての回答件数が多いことなどから、地域別の認知度の高低には、回答品目が影響していることが推測される。



問5 種苗法に基づく品種登録制度をご存じでしたか。＜シングル回答＞

品種登録制度の認知度は、「大体的内容を知っていた」が約半数を占めるものの、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が28.3%、「知らなかった」が14.0%となっており、種苗法とほぼ同じ程度の認知度であった。

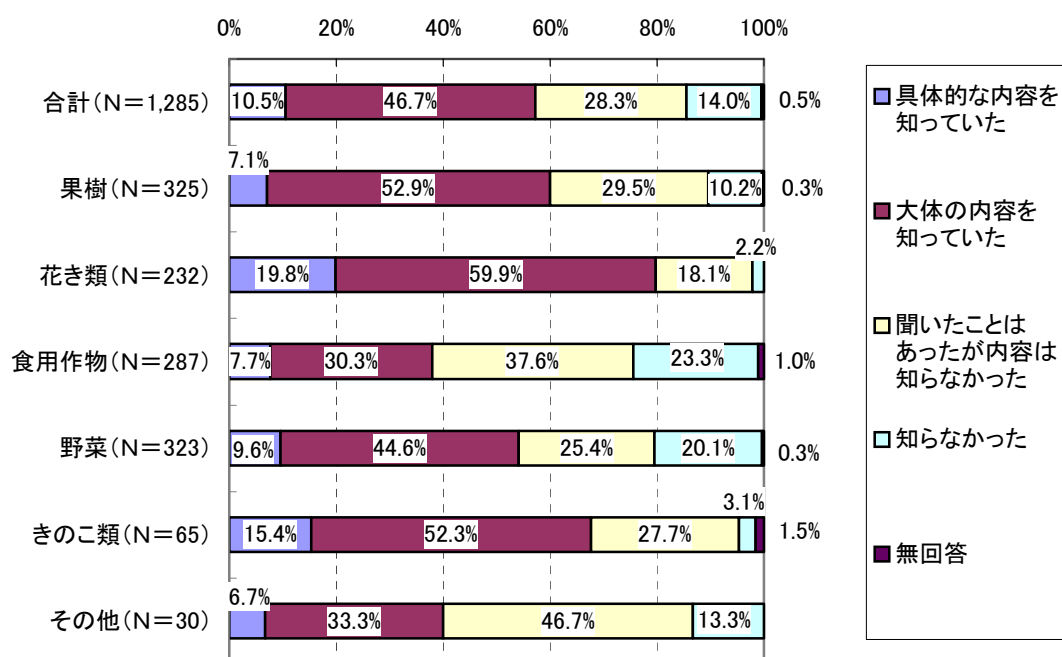
品種登録制度の認知度(N=1,285)



【植物分類別】

品種登録制度の認知度を植物分類別に見ると、種苗法と同様に、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体的内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、食用作物は「知らなかった」の占める割合が比較的大きく、認知度が低いことが伺える。

品種登録制度の認知度【植物分類別】

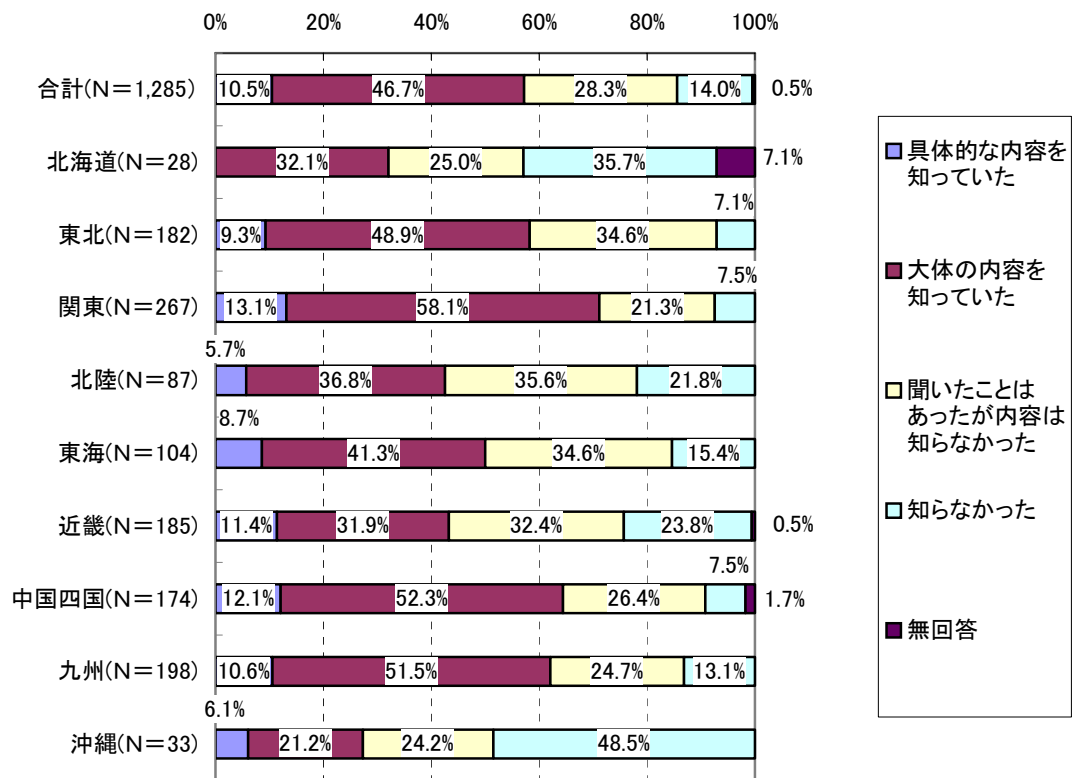


※品目名「無回答」は集計していないため、各項目の和と合計は一致しない

【地域別】

品種登録制度の認知度を地域別に見ると、種苗法と同様に、関東・中国四国では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、北海道は、「具体的な内容を知っていた」は0件であること、また、北海道・沖縄では「知らなかった」の占める割合が比較的大きいことから、認知度が低いことが伺える。なお、種苗法の認知度と同様に、地域別の認知度の高低には、回答品目が影響していることが推測される。

品種登録制度の認知度【地域別】

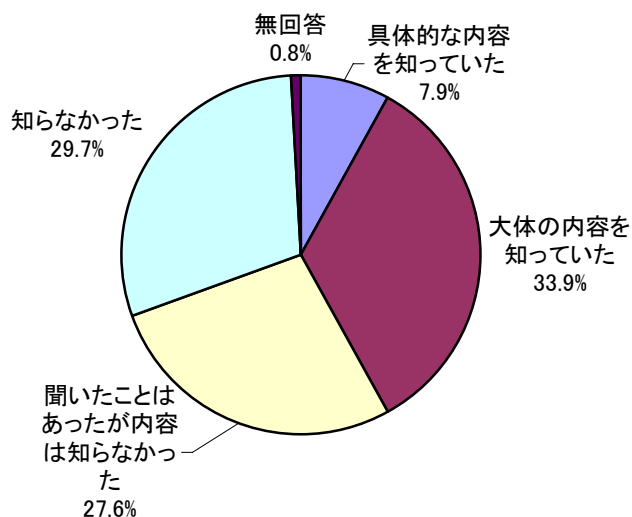


※都道府県名「無回答」は集計していないため、各項目の和と合計は一致しない

問6 農業者の自家増殖に関する制度の内容をご存じでしたか。＜シングル回答＞

自家増殖に関する制度の認知度は、「大体の内容を知っていた」が33.9%と最も多いが、次いで「知らなかった」が29.7%、「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が27.6%となっており、種苗法や品種登録制度と比較すると認知度が低いことが伺える。

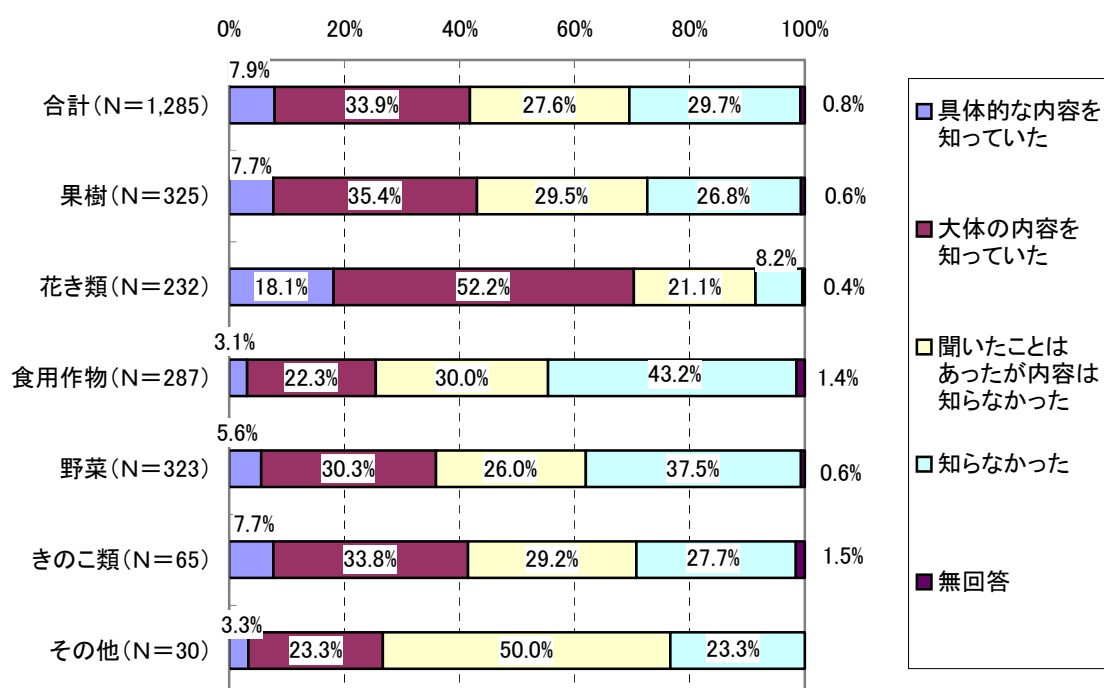
自家増殖に関する制度の認知度(N=1,285)



【植物分類別】

自家増殖に関する制度の認知度を植物分類別に見ると、種苗法や品種登録制度の認知度と同様に、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、他の植物分類では「知らなかった」の占める割合がいずれも比較的大きい。

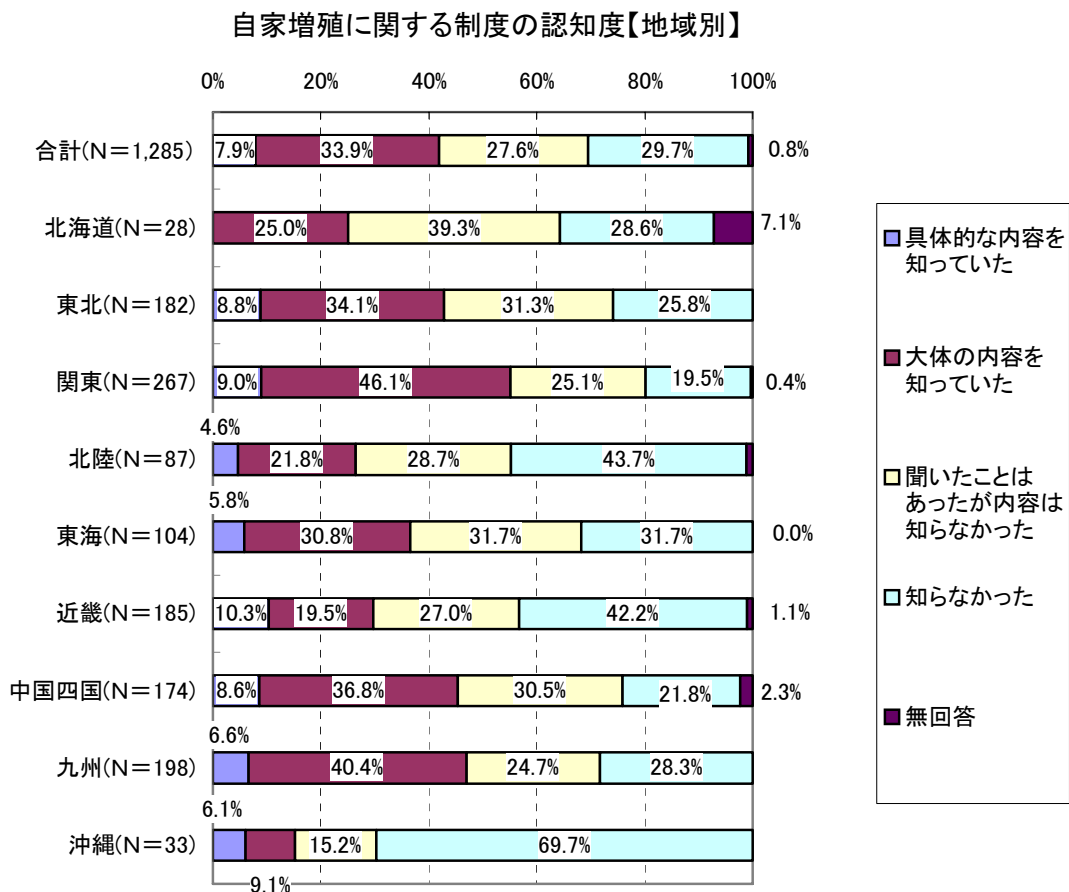
自家増殖に関する制度の認知度【植物分類別】



※品目名「無回答」は集計していないため、各項目の和と合計は一致しない

【地域別】

自家増殖に関する制度の認知度を地域別に見ると、関東では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、北海道は「具体的な内容を知っていた」が0件、沖縄では「知らなかった」が69.7%を占めた。また、北陸では、「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的小さかった。

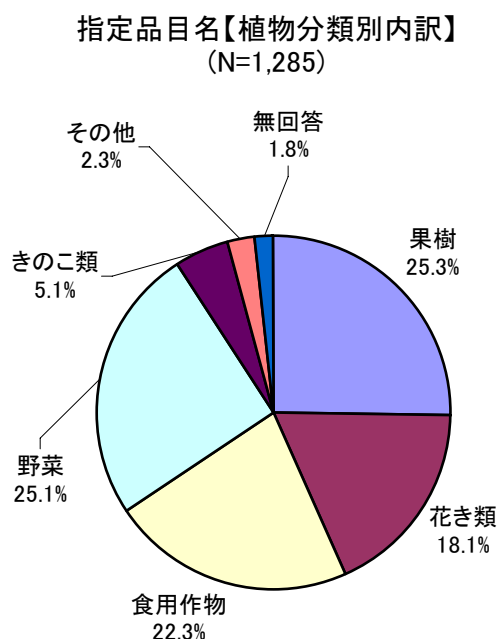


※都道府県名「無回答」は集計していないため、各項目の和と合計は一致しない

問7 指定品目記入欄（回答者は問8以降、この品目について回答） <シングル回答>

①植物分類別内訳

品目名の植物分類別内訳を見ると、果樹が25.3%と最も多く、次いで野菜が25.1%、食用作物が22.3%、花き類が18.1%、きのこ類が5.1%となっており、概ね偏りなく回答が得られた。



②品目別回答数（「無回答」23件は除く。）

【果樹】

	件数	割合
かんきつ	78	24.0%
もも	19	5.8%
りんご	30	9.2%
ぶどう	54	16.6%
なし	70	21.5%
おうとう	12	3.7%
かき	25	7.7%
すもも	1	0.3%
うめ	6	1.8%
ブルーベリー	9	2.8%
びわ	5	1.5%
マンゴー	5	1.5%
いちじく	3	0.9%
キウイフルーツ	3	0.9%
パインアップル	5	1.5%
合計	325	100.0%

【花き類】

	件数	割合
きく	95	40.9%
ばら	54	23.3%
カーネーション	24	10.3%
シンビジウム	1	0.4%
ほうせんか	0	0.0%
ゆり	19	8.2%
ペチュニア	0	0.0%
アルストロメリア	6	2.6%
スターチス	4	1.7%
りんどう	8	3.4%
ベゴニア	2	0.9%
デンドロビウム	1	0.4%
ポインセチア	0	0.0%
パーベナ	0	0.0%
あじさい	2	0.9%
カランコエ	0	0.0%
ファレノプシス	0	0.0%
ビンカ	0	0.0%
ジゴカクタス	0	0.0%
ペラルゴニウム	1	0.4%
マーガレット	4	1.7%
きんぎょそう	0	0.0%
オステオスペル	3	1.3%
カリブラコア	0	0.0%
ラナンキュラス	2	0.9%
スイートピー	1	0.4%
シクラメン	2	0.9%
日々草	2	0.9%
オータムビオレ	1	0.4%
合計	232	100.0%

【野菜】

	件数	割合
いちご	137	42.4%
トマト	52	16.1%
レタス	6	1.9%
メロン	4	1.2%
いんげんまめ	4	1.2%
すいか	10	3.1%
だいこん	14	4.3%
とうがらし	5	1.5%
やまのいも	19	5.9%
なす	12	3.7%
かぼちゃ	6	1.9%
そらまめ	5	1.5%
たまねぎ	5	1.5%
ねぎ	2	0.6%
れんこん	5	1.5%
らっきょう	5	1.5%
えびいも	4	1.2%
きゅうり	2	0.6%
みょうが	1	0.3%
なばな	1	0.3%
アスパラガス	4	1.2%
きゃべつ	3	0.9%
ブロッコリー	2	0.6%
ふき	3	0.9%
ゴーヤー	4	1.2%
オクラ	2	0.6%
とうもろこし	1	0.3%
にんじん	2	0.6%
ピーマン	2	0.6%
しょうが	1	0.3%
合計	323	99.7%

【食用作物】

	件数	割合
稲	133	46.3%
大豆	58	20.2%
ばれいしょ	11	3.8%
小麦	33	11.5%
大麦	11	3.8%
かんしょ	20	7.0%
そば	5	1.7%
はとむぎ	1	0.3%
さといも	5	1.7%
小豆	7	2.4%
金時豆	1	0.3%
裸麦	2	0.7%
合計	287	100.0%

【きのこ類】

	件数	割合
しいたけ	44	67.7%
えのきたけ	0	0.0%
まいたけ	4	6.2%
ぶなしめじ	5	7.7%
はたけしめじ	0	0.0%
エリンギ	3	4.6%
なめこ	7	10.8%
越前かんたけ	1	1.5%
しめじ	1	1.5%
合計	65	100.0%

【その他】

	件数	割合
観葉植物	3	10.0%
芝	3	10.0%
茶	8	26.7%
グズマニア	1	3.3%
トムトム	1	3.3%
さとうきび	6	20.0%
うるい	1	3.3%
コリウス	1	3.3%
イグサ	6	20.0%
合計	30	100.0%

問8 問7に記載の品目について、耕作している面積（きのこの場合には栽培数量）

を教えてください。＜シングル回答＞

※問2の経営形態が「個人経営・専業農家」、「個人経営・兼業農家」及び「農業生産法人」についてのみ集計しているため、各品目の合計件数と問7の回答件数は一致しない

①平均値（問7の回答件数が20件以上の品目について集計。しいたけは単位不統一のため除く。）

品目名	平均(a)
かんきつ	196
りんご	335
ぶどう	122
なし	171
かき	148
きく	54
ばら	99
カーネーション	48
稲	1,771
大豆	1,079
小麦	1,254
かんしょ	200
いちご	31
トマト	65

②分布（問7の回答件数が50件以上の品目について集計。）

【かんきつ】

面積規模(a)	件数
100未満	25
100～200	20
200～300	13
300～400	8
400～500	4
500～600	2
600～700	0
700～800	1
800以上	1
無回答	0
合計	74

【ぶどう】

面積規模(a)	件数
50未満	18
50～100	9
100～150	11
150～200	9
200以上	6
無回答	0
合計	53

【なし】

面積規模(a)	件数
50未満	9
50～100	21
100～150	20
150～200	9
200以上	7
無回答	0
合計	66

【きく】

面積規模(a)	件数
50未満	50
50～100	24
100～150	10
150～200	2
200以上	2
無回答	3
合計	91

【ばら】

面積規模(a)	件数
50未満	36
50～100	10
100～150	0
150～200	1
200以上	4
無回答	0
合計	51

【稲】

面積規模(a)	件数
100未満	28
100～200	22
200～300	12
300～400	5
400～500	6
500～1,000	16
1,000～2,000	18
2,000～3,000	5
3,000以上	9
無回答	3
合計	124

【大豆】

面積規模(a)	件数
100未満	8
100～200	9
200～400	2
400～600	6
600～800	3
800～1,000	4
1,000～2,000	6
2,000～3,000	3
3,000以上	6
無回答	1
合計	48

【いちご】

面積規模(a)	件数
10未満	9
10～20	36
20～30	42
30～40	15
40～50	6
50～100	10
100～500	4
無回答	1
合計	123

【トマト】

面積規模(a)	件数
20未満	6
20～40	24
40～60	3
60～80	4
80～100	4
100以上	6
無回答	0
合計	47

問9 問7に記載の品目について、年間生産量を教えてください。＜シングル回答＞

※問2の経営形態が「個人経営・専業農家」、「個人経営・兼業農家」及び「農業生産法人」についてののみ集計しているため、各品目の合計件数と問7の回答件数は一致しない

①平均値（問7の回答件数が20件以上の品目について集計。）

	平均(kg、本)
かんきつ	50,289
りんご	62,832
ぶどう	19,922
なし	39,410
かき	18,476
きく	287,986
ばら	743,551
カーネーション	467,118
稲	59,243
大豆	17,921
小麦	65,457
かんしょ	86,618
いちご	11,118
トマト	139,182
しいたけ	35,302

※花き類の単位のみ「本」

②分布（問7の回答件数が50件以上の品目について集計。）

【かんきつ】

生産量(kg)	件数
10,000未満	13
10,000～20,000	9
20,000～30,000	11
30,000～40,000	6
40,000～50,000	7
50,000～60,000	6
60,000～70,000	4
70,000～80,000	2
80,000以上	13
無回答等	3
合計	74

【ぶどう】

生産量(kg)	件数
2,000未満	9
2,000～6,000	14
6,000～10,000	5
10,000～14,000	6
14,000～18,000	1
18,000～22,000	9
22,000以上	7
無回答等	2
合計	53

【なし】

生産量(kg)	件数
10,000未満	16
10,000～20,000	15
20,000～30,000	11
30,000～40,000	5
40,000～50,000	4
50,000～60,000	2
60,000～70,000	0
70,000～80,000	0
80,000以上	5
無回答等	8
合計	66

【きく】

生産量(本)	件数
10,000未満	2
10,000～100,000	20
100,000～200,000	12
200,000～300,000	14
300,000～400,000	12
400,000～500,000	4
500,000～600,000	4
600,000～700,000	4
700,000～800,000	5
800,000以上	3
無回答等	11
合計	91

【ばら】

生産量(本)	件数
100,000未満	3
100,000～200,000	7
200,000～400,000	21
400,000～600,000	11
600,000～800,000	2
800,000～1,000,000	0
1,000,000以上	5
無回答	2
合計	51

【稲】

生産量(kg)	件数
10,000未満	53
10,000～20,000	15
20,000～30,000	6
30,000～40,000	8
40,000～50,000	3
50,000～100,000	18
100,000～200,000	5
200,000～300,000	3
300,000以上	2
無回答等	11
合計	124

【大豆】

生産量(kg)	件数
1,000未満	7
1,000～2,000	6
2,000～4,000	5
4,000～6,000	4
6,000～8,000	1
8,000～10,000	1
10,000～20,000	7
20,000～30,000	4
30,000以上	10
無回答	3
合計	48

【いちご】

生産量(kg)	件数
2,000未満	11
2,000～4,000	11
4,000～6,000	15
6,000～8,000	19
8,000～10,000	14
10,000～20,000	28
20,000～40,000	10
40,000以上	3
無回答等	12
合計	123

【トマト】

生産量(kg)	件数
20,000未満	13
20,000～40,000	13
40,000～60,000	7
60,000～80,000	0
80,000～100,000	0
100,000以上	7
無回答等	7
合計	47

【しいたけ】

生産量(kg)	件数
1,000未満	8
1,000～5,000	3
5,000～10,000	10
10,000～50,000	8
50,000以上	3
無回答等	8
合計	40

問10 問7に記載の品目について、生産している品種の名称、品種登録の状況をご回答ください。＜主な品種3つまでについて、シングル回答＞

- ①品種名（アンケート依頼時に、農林水産省が登録品種が多い品目としてリストに挙げていた品目及び芝・茶について集計。野菜類については、10件以上回答のある品目について集計）

※2008年9月1日現在の情報に基づいて集計を行った。記入者の表記のまま集計しているため、一部正式名でないものが含まれる。

※出願公表段階の品種（出願品種）は、非登録品種として扱っている。なお、非登録品種であっても、出願品種は仮保護となっており、利用に際しては、出願者の許諾が必要である。

※「きく」、「ばら」、「カーネーション」、「スターチス」及び「アルストロメリア」については、本事業の企画検討委員からの情報提供により、回答が登録品種の別名称（販売名等）であると確認されたものについては登録品種として扱い、別名称については登録品種名の下段に括弧書きで記載した。また、出願品種であると確認された品種は、品種名の後に（出）と記載した。

【かんきつ】

	件数
登録品種	せとか 7
	はるみ 6
	田口早生 3
	豊福早生 3
	はるか 2
	石地(石地温州) 2
	肥のあけぼの 2
	させぼ(させぼ温州) 2
	日南早生 1
	ひめのつき 1
	湘南ゴールド 1
非登録品種	宮川(宮川温州) 31
	青島(青島温州) 16
	不知火 10
	上野(上野早生) 9
	大津4号 8
	日南1号 4
	原口(原口早生) 4
	興津早生 4
	宮内伊予柑 4
	デコボン(早生デコボン) 4
	日南 3
	大津 3

非登録品種	大浦早生 3
	小原紅早生 3
	岩崎(岩崎早生) 3
	タロツコ 1
	セミノール 3
	サンフルーツ 3
	名護紅早生 2
	南柑20号 2
	天草 2
	太幸早生 2
	清見 2
	崎久保(崎久保早生) 2
	リスボン 2
	ゆら早生 2
	ゆず 2
	シークワサー 2
	普通温州 1
	不地火 1
	白柳ネーブル 1
	日南の姫 1
	日南2号 1
	南津海 1
	南柑4号 1
	土佐文旦 1
	大田ボンカン 1

非登録品種	大谷伊予柑 1
	大紅 1
	早生日向 1
	川野夏橙 1
	清美 1
	松山早生 1
	勝山伊予柑 1
	春峰 1
	宿毛小夏 1
	寿太郎温州 1
	高林早生 1
	紅八朔 1
	紅まどんな 1
	向山 1
	宮木早生 1
	宮本温州 1
	河内晩柑 1
	温州みかん 1
	栄久ボン柑 1
	レモン 1
合計	マーコット 1
	カラマンダリン 1
	オヤツ 1
合計	いさお早生 1
	199

【もも】

	件数
登録品種	
白麗	2
なつっこ	1
はなよめ	1
千種白鳳	1
恋みらい	1
非登録品種	
日川白鳳	9
白鳳	9
あかつき	6
清水白桃	6
川中島白桃	5
日川白鳳	2
浅間白桃	2
加納岩白桃	1
川中島白ほう	1
あさま	1
一宮白桃	1
瀬戸内白桃	1
日川	1
ちよひめ	1
嶺鳳	1
合計	53

【りんご】

	件数
登録品種	
シナノゴールド	5
シナノスイート	4
ぐんま名月	3
秋田紅あかり	3
シナノレッド	1
トキ	1
秋陽	1
青林	1
きおう	1
非登録品種	
ふじ(サンふじ・早生ふじ)	29
つがる	10
王林	7
ジョナゴールド	6
秋映	4
陽光	2
ジョナゴール	1
やたか	1
金星	1
洋光	1
着色系ふじ(2001)	1
さんさ	1
昂林	1
合計	85

【ぶどう】

	件数
登録品種	
安芸クイーン	4
サニールージュ	2
ハニービーナス	2
ルビーロマン	1
ハニーブラック	1
甲斐ノワール	1
非登録品種	
巨峰	22
デラウェア	21
ピオーネ	21
藤稔	8
スチューベン	5
ナイヤガラ	5
竜宝(ぶどう)	5
ロザリオ・ビアンコ	5
ベリーA	3
キャンベルアーリー	3
ブラックオリンピア	3
紅伊豆	3
イタリア	2
ルビーオクヤマ	2
キャンベル(ぶどう)	2
高尾	2
ヒムロッドシードレス	1
リザマート	1
アーリースキューベン	1
ケルナー	1
ピオーネ基ノ他欧州宗	1
ブラッククイン	1
マスカットベリーA	1
巨峰他欧州宗	1
高墨	1
早生大粒キャンベルス	1
甲州	1
ミナノスマイル	1
ゴルビー	1
合計	136

【なし】

		件数
登録品種	あきづき	10
	にっこり	5
	ゴールド二十世紀	4
	おさゴールド	1
	彩玉	1
	なつしずく	1
非登録品種	幸水	59
	豊水	52
	新高	21
	二十世紀	11
	新興	5
	八雲	4
	新水	3
	喜水	3
	振興	3
	愛甘水	2
	甘世紀	2
	南水	2
	ラ・フランス	1
	多摩梨(ブランド名)	1
	筑水	1
	長ゴールド二十世紀	1
	稲城	3
	秋栄	1
	良十郎	1
	明水	1
合計		199

【おうとう】

		件数
登録品種	紅秀峰	7
	紅さやか	3
非登録品種	佐藤錦	12
	ナポレオン	4
	香夏錦	2
	高砂	2
	南陽	2
	サミット	1
合計		33

【かき】

		件数
登録品種	早秋	2
	太秋	2
	中谷早生	2
非登録品種	富有	13
	刀根早生	6
	平核無	6
	前川次郎	5
	花御所	3
	愛秋豊	2
	三社	2
	西条	2
	西村早生	2
	早生西条	2
	愛石	1
	坂上早生	1
	松本早生	1
	西条柿(早生)	1
	西条柿(晩生)	1
	西村	1
	前川早生次郎	1
	不秋	1
	普通次郎	1
	普通年たね無	1
	平種無し	1
	蜂屋	1
合計		61

【すもも】

		件数
非登録品種	サンタローザ	1
	ソルダム	1
	大石早生	1
合計		3

【うめ】

		件数
非登録品種	南高	4
	パープルクイーン	2
	剣先	1
	紅映	1
	小粒南高	1
	新平太夫	1
	前沢小梅	1
	南方	1
	古城	1
	白王	1
	小梅	1
	自家交雑実生	1
合計		16

【ブルーベリー】

		件数
登録品種	あまつぶ星	3
	おおつぶ星	3
	はやばや星	2
非登録品種	ウッダード	2
	ティフブルー	2
	バークレイ	2
	アーリーブルー	2
	ウェイマウス	1
	コリンズ	1
	ノビリス	1
	ブライトウエル	1
	ホームベル	1
	ブルージェイ	1
	ブルーカップ	1
	早々	1
	デューク	1
	シエラ	1
	ブルーチップ	1
合計		27

【びわ】

		件数
登録品種	涼風	2
	麗月	1
非登録品種	長崎早生	5
	茂木種	4
合計		12

【きく】

	件数
岩の白扇	17
精興光玉	11
精の波	8
レミダス	6
(セイレミダス)	
新神	5
セイプリンス	4
フローラル優花	4
舞かざぐるま	4
セイエルザ	4
(エルザ)	
精の枕	3
セイパレット	3
黄金浜	3
精の曲	3
精海	3
文化の旭	2
精興の誠	2
精やまなみ	2
(やまなみ)	
サザンパイン	1
精かげろう	1
精興の夢	1
精の里	1
精の舟	1
セイベベ	1
セイベローナ	1
セイモナコ	1
夏の糸	1
はるな	1
松風の夏	1
セイライラ	1
山手白	1
レサイバーピンク	1
レリアス	1
笑久	1
笑の想	1
精の輝	1
精吟	1
いちよし	1
(精の一吉)	
いなせ	1
(精いなせ)	
ルセス	1
(セイルセス)	

登録品種

神馬	26
優花	5
美吉野	4
H13	4
神場	4
精興の秋	3
晃花の富士	3
スーパーイエロー	3
H42	3
百万石	2
白山手	2
新神2	2
糸子	2
玉手箱	2
夏かおり	2
はじめ	2
セイトム	2
シューベガサス	2
サマールイエロー	2
こすず	2
イエローシューズ	2
あけみ	2
精光光玉	1
?丸	1
流れ星	1
夕波	1
夢風車SP	1
盆丸	1
宝	1
不明(在来・白)	1
不明(在来・赤)	1
浜の光	1
飛馬単黄金	1
白鳥	1
白扇	1
藤娘	1
桃姉妹 2輪菊	1
草雲	1
千穂	1
先勝	1
赤チャチャ	1
精興の匠	1
精まいつる(出)	1
精の衣	1
精しまなみ(出)	1
清風	1
瀬戸の泉	1
水草	1
神馬2号K3	1
深光の匠	1
新馬	1

非登録品種

笑の東	1
小紫	1
糸宝	1
今井2号(かきのもと)	1
今井	1
紅千代	1
紅小町	1
紅久	1
光悦	1
金奴	1
金精山	1
玉子	1
弓戸6号	1
菊娘	1
花えくぼ	1
夏日和	1
夏ばやし	1
黄金	1
宴	1
ワルツ 2輪菊	1
レサイバー	1
DEKMONAROSY(出)	1
(モナリザピンク)	
モナリザ	1
みのる	1
ミス菊江	1
マイル	1
フレク	1
プリティラフ	1
フェリスフィオーラ(出)	1
(フェリスオーラ)	
フーチャ	1
ブーゲン	1
はやて	1
のんこ	1
デュークモナ	1
セイラファエロ	1
セイエレガントSP	1
セイアイシス	1
すずかけ	1
スーパー秋風	1
サザンベリー	1
サザンチェルシー	1
キティ	1
かわせみ	1
かきのもと今井系	1
オデット	1
Alts(出)	1
(アルツ)	
アモナリザ	1
アイメ	1
合計	264

非登録品種

【ばら】

	件数
登録品種	
タンタトウク	6
(デュカット)	
コルバタレド	5
(レッドスター)	
インテロルトロ	4
(マカレナ)	
ケイハピオサ	3
(ザテレサ)	
タンゼルボン	3
(ノブレス)	
ケイゾーボ	3
(パレオ90)	
インターナティクティ	2
(タイタニック)	
タンIX9303	2
(ダンシング クイーン)	
ルイテノル	2
(ニュー ミラクル)	
インターオルラン	2
(ベイブ)	
グランドミギ	2
(マイ ガール)	
タナレピン	2
(ロジータ ベンデラ)	
インタークイル	2
(ラヴリーリディア)	
フェベサ	2
(プリティ ウーマン)	
オスカーシャイン	1
ブライダルスプレー	1
ルイイ3852	1
(アンティーク ブーケ)	
サンデル	1
(デリーラ)	
タノチカ	1
(ローズ ユミ)	
コロジロ	1
(G・ゲート)	
スクレブランク	1
(アンネマリー)	
インタークリマック	1
(イエロー マカレナ)	
コルリス	1
(エリザ)	
メイクアリス	1
(グランドガラ)	
タンリカス	1
(サフィーア)	
インターラース	1
(サラ)	
ルイロスケエ	1
(スウィート ユニーク)	

登録品種	
サンスデル	1
(ビクトリー)	
ニルパンドロ	1
(プリシラ)	
サンミル	1
(ブルーミルフィーユ)	
メイフェピンク	1
(プリティプリンセス)	
インターマクロ	1
(レッド マカレナ)	
インターオトロブ	1
(ローラ)	
ローテローゼ	21
ティネケ	5
アバランチエ	4
テレサ	4
INTERTROCONI(出)	4
(ファンファール)	
オスカー	2
ゴールドストライク	2
パサディナ	2
ブラックティ	2
ブロッサムピンク	2
ボンジュール	2
ウオンテッド	2
スイートアバランチエ	2
パニティ	2
ファンタジー	2
NIRPTYR(出)	1
(プリティローズベール)	
TANO3266(出)	1
(リバイバル)	
RUIDO749A(出)	1
(キアノ)	
スペデリ(出)	1
(シルバナスペック)	
INTERORUS(出)	1
(シンディー)	
INTERMUTROP(出)	1
(ファンシー ローラ)	
SPジャンティーユ	1
エバービューティー	1
グリーンアイス	1
シェドゥブル	1
シャネルアールスメールゴールド	1
シュークリーム	1
チェリースイート	1
ティネケ	1
ティネケパレオ90	1
フォーエヴァー	1
メイン	1
ローテローゼパサディナ	1
アヴァランチエナ	1
非登録品種	

非登録品種	
アクエリア	1
アマダ	1
イヴピアッチェ	1
エニグマ	1
エリス	1
カンツオーネ	1
グリーンローズ	1
サムホール	1
シャネル	1
ジュリア	1
ピーチアバランチエ	1
フェアビアンカ	1
フューシャ	1
ポールスピンク	1
マジヨリカ	1
ラブリーリラシア	1
レオネッサ	1
レッドミュカレナ	1
合計	154

【カーネーション】

	件数
エクセリア	6
ヒルチェルテス	4
(チェリシーテッシー)	
ホワイトラブ	3
コブチコンチェルト	2
(コンチェルト)	
INGU ギャレットクリーム	2
(ライトクリームキャンドル)	
ブレロード	2
(スーパースルクロード)	
ブレウブ	2
(ドヌーブ)	
サレヤ	2
(サレア)	
JINSコリン	1
コルサ	1
リリアン	1
アップルティ	1
JINSアメリ	1
アントワネット	1
グリーンティ	1
フェリーククリーム	1
プラドミント	1
マイフェアレディー	1
常陸野ひよこ	1
ブライダル ホワイト	1
ヒルセレクト	1
(スカーレットクインスーパー)	
ビームチェリー	1
(ビリーチェリー)	
ヒルリピ	1
(ライトピンクテッシー)	
ブレラグ	1
(ガル)	
コブチソネブラボー	1
(ソネットブラボー)	
ヒルテッシー	1
(テッシー)	
コーピマン	1
(ピーチマンボ)	
ブレピンク	1
(ピンクシルクロード)	
ミルクティー	1
(ミルティー)	

登録品
種

非 登 録 品 種	フランシスコ	2
	キャンドル	2
	シルクロード	2
	ロサルバ	1
	イマジン	1
	オペラ	1
	キャンベル	1
	しおん	1
	ジュリエットローズ	1
	ピンクモンテズマ(ST)	1
	フランスシスコ	1
	フランセスコ	1
	ホワイトキャンドル	1
	マーロ	1
	ミルクキーウェイ	1
	ライトピンクバーバラ	1
	ICE TEA(出)	1
	(アイスティ)	
	BLACKBACCARA(出)	1
	(ブラックバックラ)	
MELINA(出)	1	
(メリナ(SP))		
合計	66	

【シンビジウム】

		件数
品 登 種 録	ワインシャワー	1
	プロムナード	1
	シンディーズナイト	1
合計		3

【ゆり】

		件数
品 登 種 録	ソルボンヌ	8
	ノーブル	1
非 登 録 品 種	シベリア	6
	セーラ	3
	F1オーガスタ	3
	オーガスタ	2
	ロイヤルトリニティ	2
	イエローウイン	2
	雷山	2
	カブレット	1
	キャロラインテンセン	1
	クリスタルブラレカ	1
	セプタ	1
	パビア	1
	マレロ	1
	雷山3号	1
	LAユリ	1
	カサブランカ	1
	シーラ	1
	スカシ	1
	ダズル	1
	ラッカラ	1
北沢系	1	
優雅	1	
合計		44

【アルストロメリア】

	件数
登録品	スタベック (レベッカ) 3
登録品	スタログ (オルガ) 2
登録品	スタクイーン (オレンジクイーン) 2
登録品	スタレブ (アモール) 2
登録品	スタチレン (イレーネ) 1
登録品	ザルサマノ (マンゴー) 1
登録品	ザルサメイ (メイフェア) 1
非登録品	プリマドンナ 2
非登録品	ザルサラン(出) 1
非登録品	(アバランジェ) 1
非登録品	ZALSACHIC(出) 1
非登録品	(シカゴ) 1
非登録品	バージニア 1
非登録品	プリンマドンナ 1
合計	18

【スターチス】

	件数
登録品	紀州ファインイエロー 1
登録品	サンデーラベンダー 1
非登録品	SAスカイ 1
非登録品	エンジェルローズ 1
非登録品	サンディバイオレット 1
非登録品	ジェンブルー 1
非登録品	ラムセス 1
非登録品	エンゼルクリスタ 1
非登録品	エンゼルピンク 1
非登録品	エンゼルブルー 1
非登録品	サンデーバイオレット 1
非登録品	マシェリピンク(出) 1
合計	12

【りんどう】

	件数
登録品	スカイブルーしなの3号 3
登録品	キュースト 1
登録品	衣川プリンセス 1
登録品	さわ風 1
登録品	スカイブルーしなの2号 1
登録品	スカイブルーしなの4号 1
登録品	雪ほたる 1
登録品	蒼い風 1
非登録品	早生(りんどう) 1
非登録品	中生(りんどう) 1
非登録品	古03 1
非登録品	古寄 1
非登録品	紫九月上・中旬咲 1
非登録品	紫盆咲 1
非登録品	富古 1
非登録品	夕日の衣川 1
非登録品	智頭早性 1
非登録品	智頭中性 1
非登録品	智頭晩性 1
合計	21

【ベゴニア】

	件数
非登録品	エラチオールブリット 1
非登録品	エラレイールボリアス 1
非登録品	ネッチヤ 1
非登録品	ブリット 1
非登録品	マリユッテ 1
合計	5

【デンドロビウム】

	件数
登録品	スポットライト 1
非登録品	コウナ 1
非登録品	シャイニングライト 1
合計	3

【あじさい】

	件数
登録品	エビータ 1
登録品	シーアン 1
登録品	フェアリーアイ 1
登録品	メアリー 1
非登録品	クリスタル 1
非登録品	ケーシー 1
合計	6

【ペラルゴニウム】

	件数
非登録品	エンゼルペラルゴニウム 1
合計	1

【マーガレット】

	件数
登録品	クイーンマリス 2
登録品	サンデーリップル 2
登録品	プリンセスリトルホワイト 2
登録品	サワーリップル 1
登録品	ピンクサザンキャンドル 1
非登録品	エレガンスホワイト 2
非登録品	キューティーマリス 1
非登録品	在来 1
合計	12

【オステオスペルマム】

	件数
登録品	マザーシンフォニー 2
登録品	シスターシンフォニー 1
登録品	ミルクシンフォニー 1
非登録品	オステオスペルマム 1
非登録品	オレンジシンフォニー 1
非登録品	ビエントフラミンゴ 1
合計	7

【稲】

	件数
あさひの夢	4
ハナエチゼン	4
ミルクークイーン	4
イクヒカリ	3
なすひかり	3
はなさつま	3
彩のかがやき	3
ゴロピカリ	2
つがるロマン	2
ふさおとめ	2
めんこいな	2
あきろまん	1
あゆみもち	1
いわってこ	1
キヌムスメ	1
クサホナミ	1
コシイブキ	1
さつま白もち	1
さとじまん	1
にこまる	1
まいひかり	1
ミルクープリンセス	1
モリモリモチ	1
彩南月	1
大地の風	1
淡雪こまち	1
夢しずく	1
ほしのゆめ	1
みえのえみ	1

登録品種

コシヒカリ	63
ヒノヒカリ	29
キヌヒカリ	19
ひとめぼれ	16
あきたこまち	12
ヒメノモチ	7
ヒヨクモチ	3
まっしぐら	3
はえぬき	2
ハツシモ	2
五百万石	2
千葉28号	2
日本晴	2
アキヒカリ	1
イナヒカリ	1
ササニシキ	1
さぬきよいまい	1
ナツヒカリ	1
ミナミヒカリ	1
モチミノリ	1
ヤマダニシキ	1
ヤマヒカリ	1
ユキモチ	1
古代米黒もち	1
古代米赤もち	1
古代米緑もち	1
山田錦	1
自家選抜種	1
若水	1
十和錦	1
新羽二重糯	1
新二重もち	1
赤米もち	1
但馬強力	1
中国193	1
中生新千本	1
日本陸	1
能登ひかり	1
農林48号	1
夢はやと	1
きらら397	1
合計	240

非登録品種

【大豆】

	件数
おおすず	7
サチユタカ	4
あやこがね	3
湯あがり娘	3
あきた香り五葉	2
リュウホウ	2
あきたみどり	1
きぬさやか	1
つやほまれ	1
玉大黒	1
フクユタカ	13
エンレイ	5
スズユタカ	4
新丹波黒	3
おうら	2
オオツル	2
タマホマレ	2
タンレイ	2
ミヤギシロメ	2
甘露	2
白山	2
秘伝	2
竜宝	2
アキシロメ	1
あきたさやか	1
エイレイ	1
クロザマル	1
くろだいこく	1
コスズ	1
さやね	1
サヤムスメ	1
だだちゃ豆	1
たちながは	1
タチユタカ	1
ナカセンナリ	1
ミズククリ	1
ムラサキズキン	1
亀岡青豆	1
庄内1号	1
庄内3号	1
庄内5号	1
大がた黒豆	1
丹波黒大豆	1
くろさき茶豆	1
晩酌茶豆	1
みかづき姫	1
合計	91

非登録品種

【ばれいしょ】

		件数
登録品種	アイユタカ	4
	オホーツクチップ	2
	きたひめ	2
	さやか	2
非登録品種	メークイン	6
	ニシユタカ	5
	トヨシロ	2
	コナフブキ	1
	スノーデン	1
合計		25

【小麦】

		件数
登録品種	ホクシン	5
	ツルピカリ	4
	ニシノカオリ	4
	チクゴイズミ	3
	ゆきちから	3
	あやひかり	2
	きぬの波	1
	ミナミカオリ	1
	春のかがやき	1
非登録品種	農林61号	9
	シラネ	3
	シロガネ	3
	きたほなみ	2
	シラサギ	2
	フクホノカ	2
	W8号	1
	コユキコムギ	1
	ナンプ	1
	N61号	1
合計		49

【大麦】

		件数
登録品種	スカイゴールデン	4
	ファイバースノウ	3
非登録品種	サチホゴールデン	2
	アサカゴールド	1
	シユンライ	1
合計		12

【かんしょ】

		件数
登録品種	アヤコマチ	1
	安納紅	1
	沖夢むらさき	1
	種子島ゴールド	1
非登録品種	ベニアズマ	6
	高系14号	6
	コガネセンガン	4
	金時	2
	あかねいも	1
	シロユタカ	1
	ハワイ紅	1
	ベニコマチ	1
	ベニサシャ	1
	坂出金時	1
	土佐紅高系28号	1
	備瀬	1
合計		30

【そば】

		件数
非登録品種	横田在来	1
	会津在来	1
	信濃1号	2
	利賀在来	1
	キタ早生	1
	在来種	2
合計		8

【はとむぎ】

		件数
登録	はとひかり	1
非登録	あきしずく	1
合計		2

【いちご】

	件数
とちおとめ	33
紅ほっぺ	31
さちのか	21
さがほのか	20
アスカルビー	12
けんたろう	4
レッドパール	4
あまおとめ	4
おとめ心	3
かなみひめ	3
さつまおとめ	3
ペチカ	3
やよいひめ	3
福岡S6号	3
サマープリンセス	2
熊研い548	2
ふくはる香	2
ゆめのか	2
エッチェス-138	2
濃姫	2
越後姫	1
みつこ	1
美濃娘	1
北の輝	1
章姫	23
女峰	5
さぬき姫	2
とよのか	2
アイベリー	1
すずあかね	1
ベルルージュ	1
宝文早生	1
豊の香	1
合計	200

【トマト】

	件数
ハウス桃太郎	11
桃太郎はるか	11
桃太郎ヨーク	7
桃太郎なつみ	5
レイヨウ	5
マイロック	4
桃太郎J	4
りんか409	3
桃太郎	3
れいよう	3
桃太郎8	2
桃太郎コルト	2
桃太郎サニー	2
桃太郎ファイト	2
麗容	2
アイコ	1
キャロルク	1
ごほうび	1
スーパー優美	1
ソプラノ	1
フレーバーレッド	1
ヘルシーミディー	1
ホランチ	1
ミニトマト	1
りんか	1
レッドオーレ	1
ろくさんまる	1
感激73	1
小鈴SP	1
桃太郎アーク	1
桃太郎エイト	1
桃太郎ゴールド	1
桃太郎シリーズ	1
合計	84

【すいか】

	件数
祭りばやし	2
春のだんらん	2
味きさら	2
サマーキッズ	1
ハニーシャルマン	1
夏きさら	1
甘泉	1
祭ばやし777	1
777	1
ラグビーボール	1
夏のきわみ	1
祭ばやしNK	1
縞無双HL	1
姫甘泉5号	1
合計	17

【だいこん】

	件数
福萱	7
冬みね	3
つや風	2
天寿	2
冬人88	2
優等生	2
CI-130	1
MKR-103	1
YRくらま	1
あきしの	1
桜坂	1
貴萱	1
献夏37	1
桜風	1
春泉	1
匠総太り	1
中葉	1
冬の浦	1
冬美人	1
藤岡	1
藤風	1
浜グリーン	1
福天下	1
文太	1
夢ほまれ	1
夢萱	1
役者? 方道	1
合計	39

【やまのいも】

		件数
登録	ねばりっ娘	2
非 登 録 品 種	庄司系	4
	自然薯	3
	(在来種)アオヤマ	1
	青山	1
	デブ	1
	デブ系	1
	砂丘芋	1
	砂丘長芋	1
	ガンクミジカ庄司系	1
	ジネンジョ ミニチューバー	1
	ミニチューバ	1
	園試系	1
	高城	1
	国試系6	1
	青波	1
	千葉1号	1
	千葉6号	1
中首	1	
中首系	1	
中長系	1	
合計		27

【なす】

		件数
登録	トレロ	1
非登録品種	千両2号	8
	しきぶ	2
	黒舟	1
	黒陽	1
	赤ナス	1
	筑陽	1
合計		15

【しいたけ】

		件数
登録品種	北研607	11
	ML8	5
	北研73	5
	KB-2010号	3
	もりの夏実	3
	菌興697号	2
	秋山A-526号	2
	森XR1号	2
	ゆう次郎	2
	菌興324号	1
	菌興368号	1
	JMS KV-92	1

非 登 録 品 種	菌興115号	7
	森290号	6
	北研600	6
	にく丸	2
	101	1
	115	1
	240	1
	324	1
	607	1
	692	1
	697	1
	702	1
	763	1
	5k-16	1
	M9(凜凜)	1
	おおみね	1
カネボウ(メーカー名)	1	

非登録品種	キンコ169	1
	こう太郎	1
	よさぶろう	1
	菌コウ169	1
	菌コウN26	1
	菌興115号形成	1
	菌興N26	1
	菌床115	1
	秋山A580号	1
	森(メーカー名)	1
	富士、菌モ10号(F103)	1
	富士F103	1
	富士菌玉10号	1
	北研(メーカー名)	1
	北研703	1
	秋山567	1
	秋山526	1
合計		89

【まいたけ】

	件数
登録	まいたけ51号
非登録	M51
品登録	まいたけ
合計	4

【ぶなしめじ】

	件数
登録	大木の穂T-1
非登録	AK314
品登録	AKI314
	H120
	ブナシメジ
合計	5

【エリンギ】

	件数
登録	EマッシュPE2号
非登録	E-J1
品登録	E-25
	FG-8号
合計	4

【なめこ】

	件数
登録	KX-N007号
品登録	KX-N008号
	福島N1号
非登録	KN258号
品登録	KX-N123号
	ナメコ007
	N007号
	N008号
合計	13

【芝】

	件数
登録	TM9
非登録	高麗
品登録	高麗芝
	姫高麗
	姫高麗芝
	普通姫高麗
	野
	野芝
合計	8

【茶】

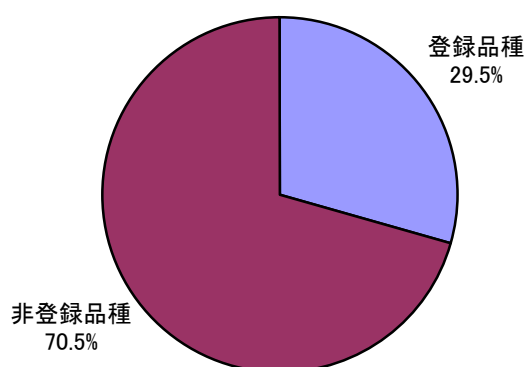
	件数
登録	ふうしゅん
非登録	やぶきた
品登録	ヤブキタ
	ゆたかみどり
	あさつゆ
	おくみどり
	オクミドリ
	サエミドチ
	カナヤマミドリ
	サヤマカトリ
	メイリョウ
合計	22

②品種登録の状況（①で集計した品目について集計）

※回答者の認識が間違っていた場合は、実際の登録状況に合わせて修正した内容で集計している

回答された品種について、品種登録の状況を見ると、登録品種が 29.5%、非登録品種が 70.5%であった。

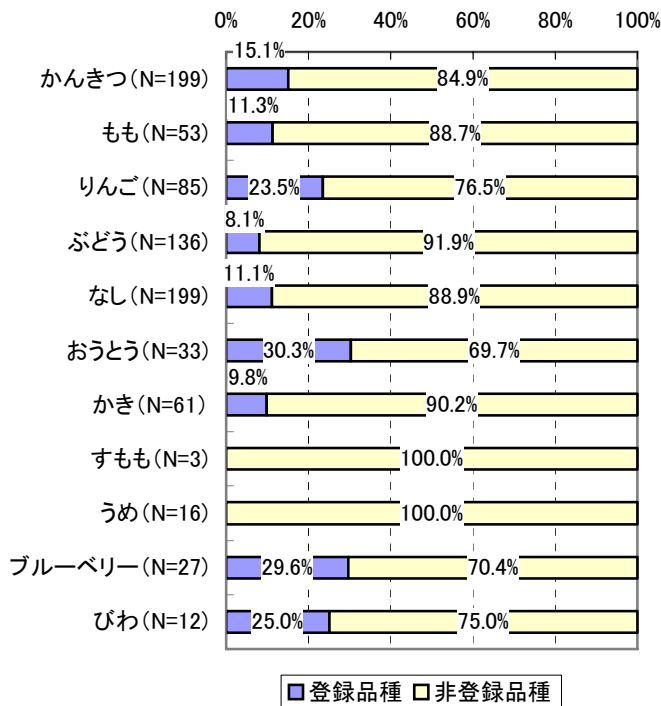
品種登録の状況(N=2,424)



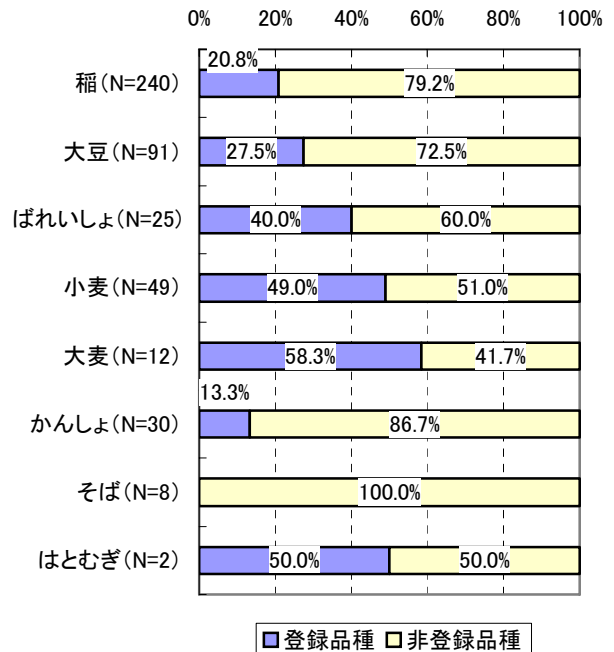
【品目別】

品種登録の状況について品目別に見ると、回答件数が10件以下のものを除くと、果樹ではおうとう、花き類ではカーネーション、アルストロメリア、マーガレット、食用作物では大麦、野菜ではいちご、きのこ類ではなめこなどで登録品種の占める割合が高い。

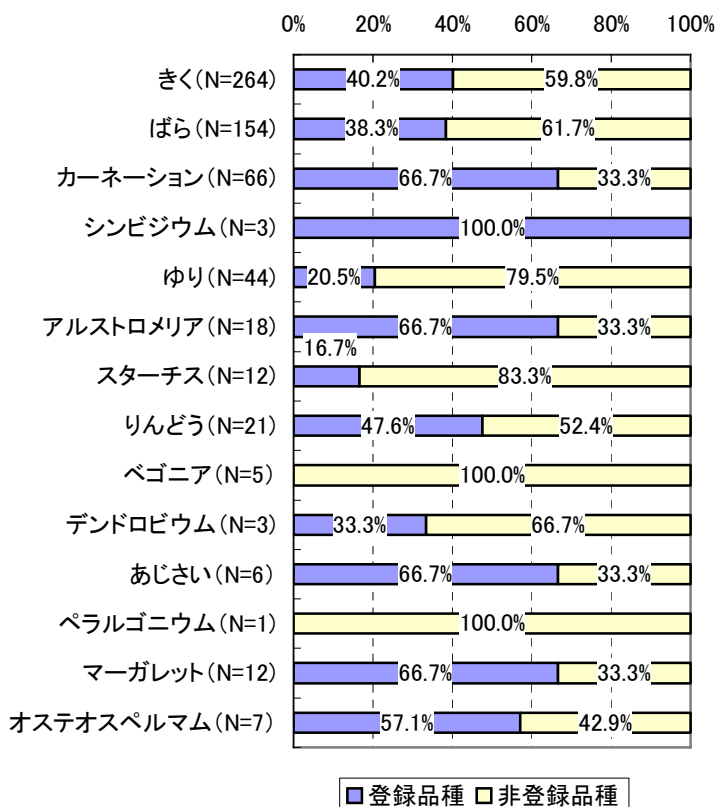
品種登録の状況【果樹】



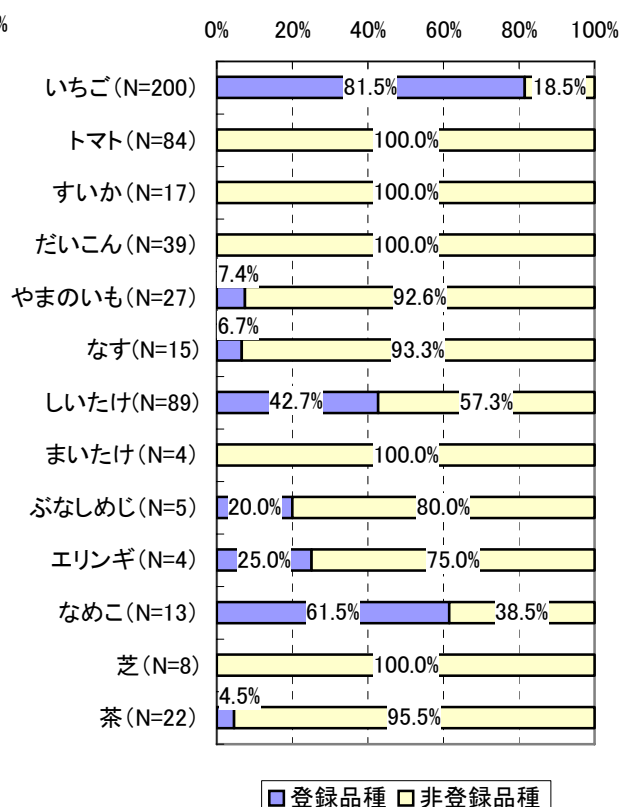
品種登録の状況【食用作物】



品種登録の状況【花き類】



品種登録の状況【野菜、きのこ類、その他】



③品種登録の状況についての回答者の認識と実際の登録状況との整合

(①で集計した品目について集計)

【登録品種】

※登録品種について、回答者が登録品種であると正しく答えていた割合を「正答率」として集計

登録品種については、全般に正答率が高く、正しく登録品種と認識されていることが分かる。

果樹	正答件数	正答率
かんきつ	27	90.0%
もも	6	100.0%
りんご	19	95.0%
ぶどう	9	81.8%
なし	20	90.9%
おうとう	9	90.0%
かき	5	83.3%
すもも	—	—
うめ	—	—
ブルーベリー	8	100.0%
びわ	3	100.0%
合計	106	91.4%

花き	正答件数	正答率
きく	106	100.0%
ばら	56	94.9%
カーネーション	44	100.0%
シンビジウム	3	100.0%
ゆり	9	100.0%
アルストロメリア	12	100.0%
スターチス	2	100.0%
りんどう	7	70.0%
ベゴニア	—	—
デンドロビウム	1	100.0%
あじさい	4	100.0%
ペラルゴニウム	—	—
マーガレット	8	100.0%
オステオスペルマム	4	100.0%
合計	256	97.7%

食用作物	正答件数	正答率
稲	44	88.0%
大豆	21	84.0%
ばれいしょ	10	100.0%
小麦	23	95.8%
大麦	7	100.0%
かんしょ	4	100.0%
そば	—	—
はとむぎ	1	100.0%
合計	110	90.9%

野菜	正答件数	正答率
いちご	159	97.5%
トマト	—	—
ずいか	—	—
だいこん	—	—
やまのいも	1	50.0%
なす	0	0.0%
合計	160	96.4%

きのこ類	正答件数	正答率
しいたけ	36	94.7%
まいたけ	—	—
ぶなしめじ	1	100.0%
エリンギ	1	100.0%
なめこ	8	100.0%
合計	46	95.8%

その他	正答件数	正答率
芝	—	—
茶	1	100.0%
合計	1	100.0%

【非登録品種】

※非登録品種について、回答者が非登録品種であると正しく答えていた割合を「正答率」として集計

非登録品種については、全般に正答率が低く、もとの回答件数が極端に少ないものを除くと、特に小麦、なす、しいたけ、カーネーションなどで低い結果となっている。具体的には、登録が切れている品種を依然として登録品種と認識しているケースなどが想定される。

果樹	正答件数	正答率
かんきつ	29	17.2%
もも	8	17.0%
りんご	21	32.3%
ぶどう	25	20.0%
なし	39	22.0%
おうとう	9	39.1%
かき	14	25.5%
すもも	0	0.0%
うめ	3	18.8%
ブルーベリー	9	47.4%
びわ	0	0.0%
合計	157	22.2%

花き	正答件数	正答率
きく	85	53.8%
ばら	12	12.6%
カーネーション	1	4.5%
シンビジウム	—	—
ゆり	4	11.4%
アルストロメリア	0	0.0%
スターチス	4	40.0%
りんどう	9	81.8%
ペゴニア	1	20.0%
デンドロビウム	2	100.0%
あじさい	1	50.0%
ペラルゴニウム	0	0.0%
マーガレット	1	25.0%
オステオスペルマム	1	33.3%
合計	121	34.2%

食用作物	正答件数	正答率
稲	12	6.3%
大豆	11	16.7%
ばれいしょ	2	13.3%
小麦	0	0.0%
大麦	0	0.0%
かんしょ	4	15.4%
そば	0	0.0%
はとむぎ	0	0.0%
合計	29	8.6%

野菜	正答件数	正答率
いちご	7	18.9%
トマト	9	10.7%
すいか	1	5.9%
だいこん	4	10.3%
やまのいも	16	64.0%
なす	0	0.0%
合計	37	17.1%

きのこ類	正答件数	正答率
しいたけ	1	2.0%
まいたけ	1	25.0%
ぶなしめじ	1	25.0%
エリンギ	0	0.0%
なめこ	0	0.0%
合計	3	4.5%

その他	正答件数	正答率
芝	7	87.5%
茶	3	14.3%
合計	10	34.5%

問 11 あなたは、ご自身の農業経営において、種苗を自家増殖していますか。また、自家増殖をしている場合、何割程度の種苗が新たに購入したものですか。

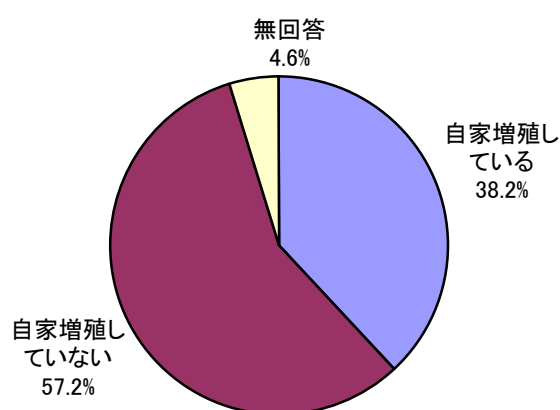
＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞

※種苗の購入率については、問の意図を正しく認識していない回答が目立ったため、集計していない

※問 7 の品目名及び問 10 のすべての品種名が無回答だった場合、問 11 以降はすべて無効として集計していない

自家増殖の状況は、「自家増殖している」が約 40%、「自家増殖していない」が約 60%を占めている。

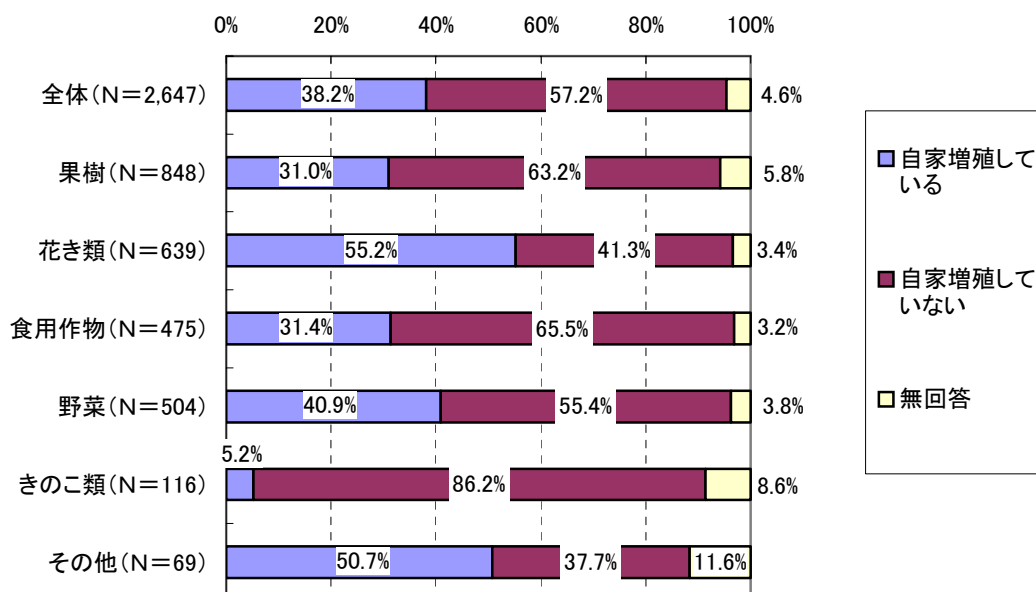
自家増殖の状況 (N=2,647)



【植物分類別】

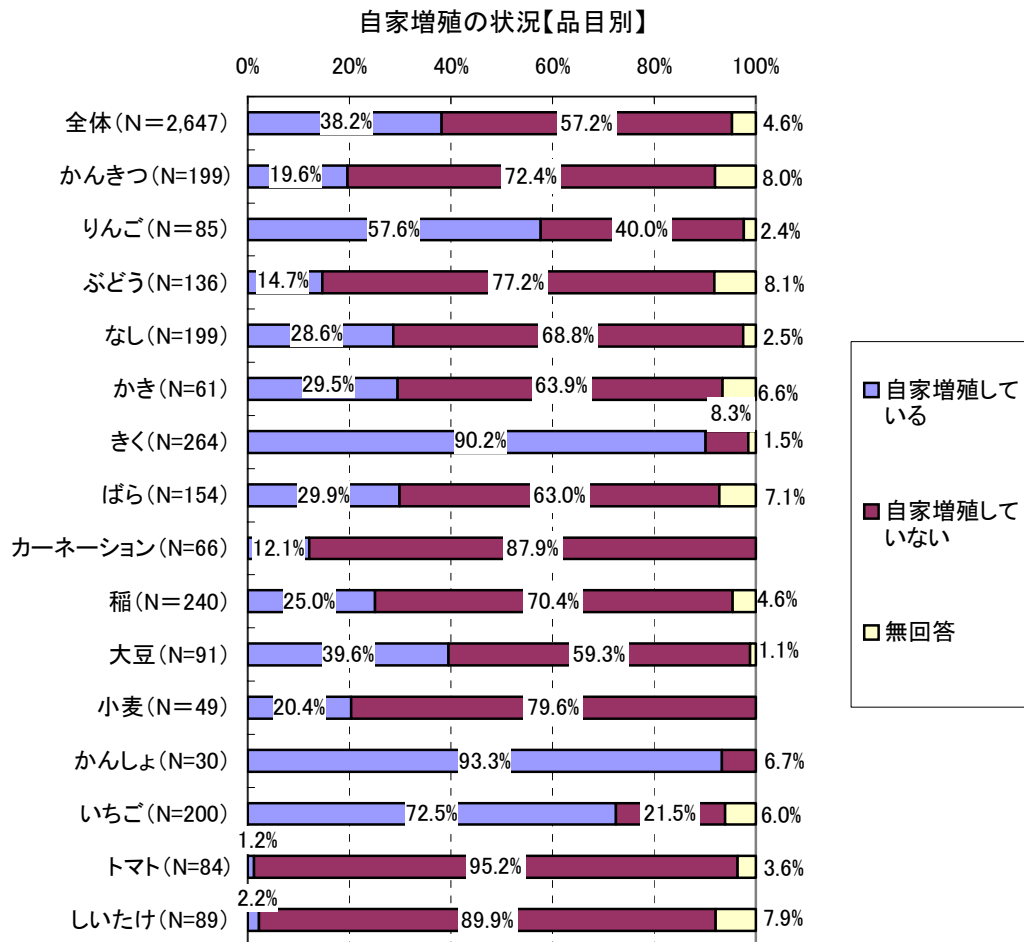
自家増殖の状況について植物分類別に見ると、花き類では「自家増殖している」割合が比較的大きくなっている。一方で、きのこ類では「自家増殖していない」割合が比較的大きくなっている。

自家増殖の状況【植物分類別】



【品目別】

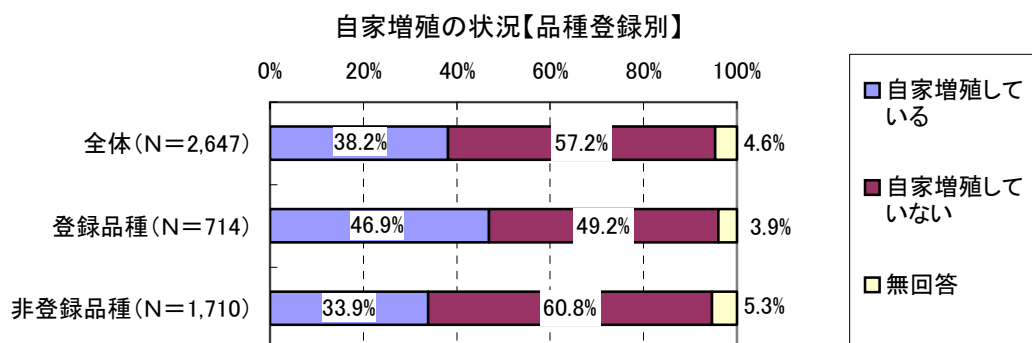
自家増殖の状況について品目別に見ると、かんしょ、きく、いちご、りんごなどで自家増殖している割合が大きくなっている。



※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

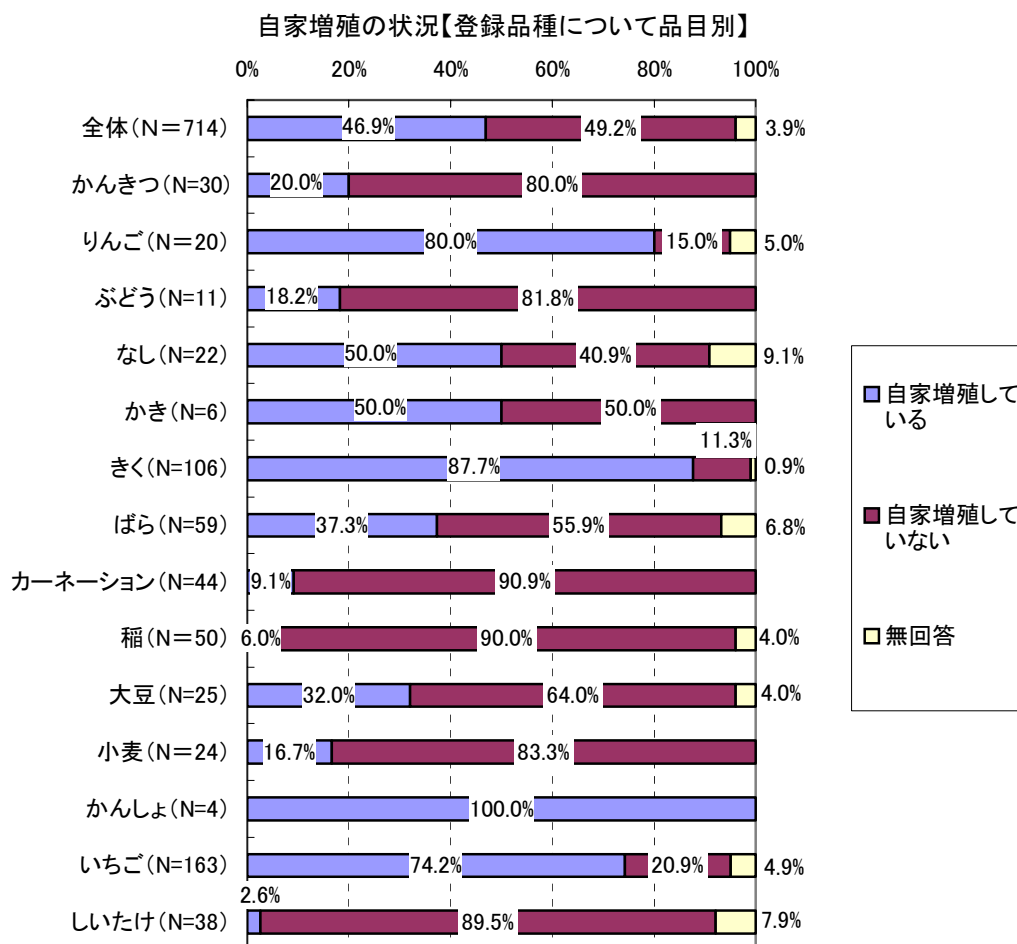
自家増殖の状況について問 10 の品種登録の状況別に見ると、登録品種で「自家増殖している」割合が比較的大きくなっている。



※問10で集計した品目についてのみ集計しているため、登録・非登録の和と合計は一致しない

【登録品種について品目別】

自家増殖の状況について、登録品種について品目別に見ると、もとの回答件数が極端に少ないものを除くと、きく、りんご、いちごなどで自家増殖している割合が大きくなっている。稲では、非登録品種も含めた場合（P. 49 【品目別】）と比較すると、自家増殖している割合が小さくなっている。

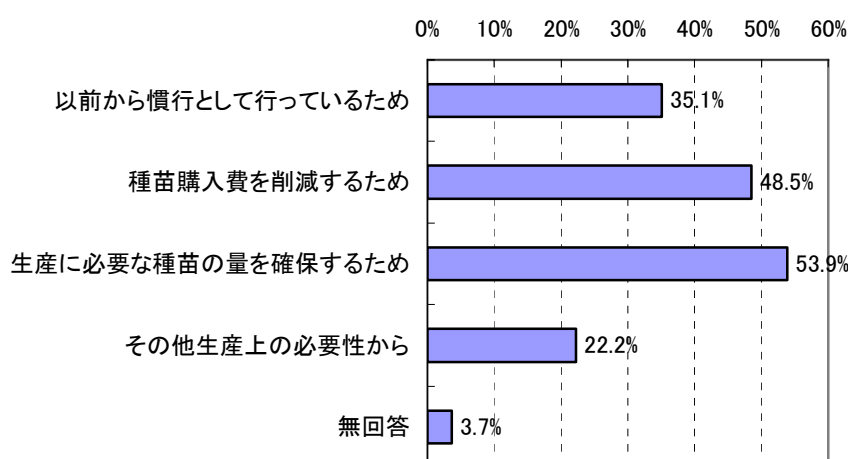


※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない
また、トマトは登録品種の回答がないため集計していない

問 12 問 11 でいずれかの品種で「1 自家増殖している」と回答された方は、自家増殖している理由はどのようなことですか。＜マルチ回答＞

自家増殖している理由は、「生産に必要な種苗の量を確保するため」が 53.9%と最も多く、次いで「種苗購入費を削減するため」が 48.5%、「以前から慣行として行っているため」が 35.1%となっている。

自家増殖している理由 (N=544)



【植物分類別】

自家増殖している理由を植物分類別に見ると、果樹では、生産上の必要性が占める割合が比較的大きくなっている。花き類では、種苗購入費の削減及び必要な種苗の量の確保、野菜では、慣行であること及び必要な種苗の量の確保の占める割合が比較的大きくなっている。

	た行行以 めつと前 てしか いてら る慣	たを種 め削苗 減購 す入 る費	たをな生 め確種産 保苗に すの必 る量要	か上そ らのの 必他 要生 性産	無 回 答	合 計
果樹 (N=135)	33 24.4%	46 34.1%	56 41.5%	59 43.7%	7 5.2%	201 148.9%
花き類 (N=143)	54 37.8%	84 58.7%	89 62.2%	32 22.4%	3 2.1%	262 183.2%
食用作物 (N=99)	37 37.4%	52 52.5%	40 40.4%	10 10.1%	7 7.1%	146 147.5%
野菜 (N=142)	57 40.1%	70 49.3%	97 68.3%	17 12.0%	2 1.4%	243 171.1%
きのこ類 (N=5)	1 20.0%	4 80.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	8 160.0%
その他 (N=20)	9 45.0%	8 40.0%	9 45.0%	2 10.0%	1 5.0%	29 145.0%
合計 (N=544)	191 35.1%	264 48.5%	293 53.9%	121 22.2%	20 3.7%	889 163.4%

※きのこ類は回答者数が少ないため、合計との比較の対象としていない

【品目別】

自家増殖している理由を品目別に見ると、かきでは慣行であること、ばらでは種苗購入費の削減、いちごでは種苗の量の確保、また、ぶどうでは生産上の必要性の占める割合が比較的大きくなっている。

	た行行以 めつと前 てしか いてら る慣	たを種 め削苗 減購 する費	たをな生 め確種産 保苗に する量要	か上そ らのの 必他 要生 性産	無 回 答	合 計
かんきつ (N=25)	8 32.0%	2 8.0%	8 32.0%	8 32.0%	2 8.0%	28 112.0%
りんご (N=22)	10 45.5%	13 59.1%	9 40.9%	10 45.5%	1 4.5%	43 195.5%
ぶどう (N=13)	3 23.1%	5 38.5%	4 30.8%	9 69.2%	0 0.0%	21 161.5%
なし (N=28)	4 14.3%	4 14.3%	13 46.4%	15 53.6%	1 3.6%	37 132.1%
かき (N=10)	5 50.0%	5 50.0%	5 50.0%	1 10.0%	2 20.0%	18 180.0%
きく (N=91)	43 47.3%	46 50.5%	62 68.1%	15 16.5%	1 1.1%	167 183.5%
ばら (N=21)	5 23.8%	20 95.2%	8 38.1%	5 23.8%	0 0.0%	38 181.0%
カーネーション (N=4)	1 25.0%	2 50.0%	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	7 175.0%
稲 (N=39)	14 35.9%	22 56.4%	10 25.6%	4 10.3%	2 5.1%	52 133.3%
大豆 (N=24)	10 41.7%	12 50.0%	12 50.0%	1 4.2%	2 8.3%	37 154.2%
小麦 (N=8)	0 0.0%	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	3 37.5%	10 125.0%
かんしょ (N=18)	8 44.4%	9 50.0%	10 55.6%	3 16.7%	0 0.0%	30 166.7%
いちご (N=102)	36 35.3%	47 46.1%	71 69.6%	11 10.8%	2 2.0%	167 163.7%
トマト (N=1)	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 200.0%
しいたけ (N=1)	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計 (N=544)	191 35.1%	264 48.5%	293 53.9%	121 22.2%	20 3.7%	889 163.4%

※回答者数が10件以下の品目については、合計との比較の対象にしていない

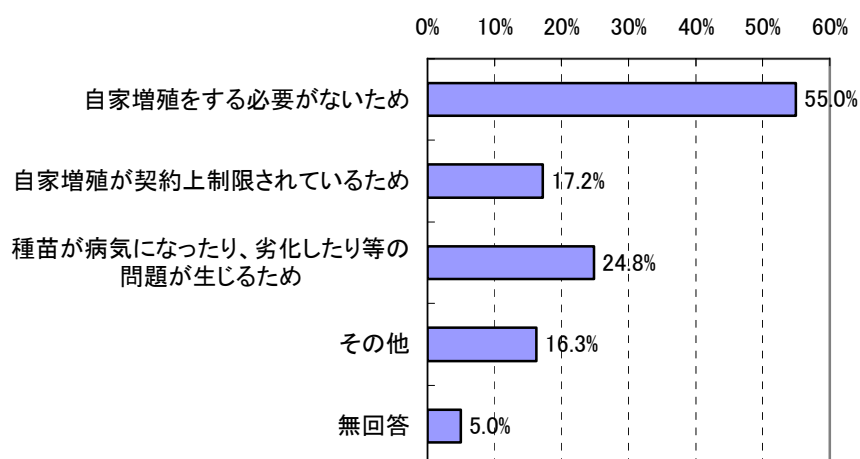
※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

「その他生産上の必要性から」の具体的な内容としては、「購入苗の品質が良くないため」、「育苗期間を短くするため高接ぎをするから」、「自家増殖を前提として親株を購入しているため」、「系統選抜を必要とするため」などの回答が見られた。

問 13 問 11 で「2 自家増殖していない」と回答された品種について、自家増殖していない理由はどのようなことですか。＜マルチ回答＞

自家増殖していない理由は、「自家増殖をする必要がないため」が 55.0%と最も多く、次いで「種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため」が 24.8%となっている。

自家増殖していない理由 (N=786)



【植物分類別】

自家増殖していない理由を植物分類別に見ると、果樹、野菜では、自家増殖する必要がないが比較的多くなっている。また、花き類、きのこ類では、契約上の制限が、野菜、きのこ類では、病気や劣化の問題の占める割合が比較的大きくなっている。

	自家増殖を必要とする	自家増殖を制限する	種苗が病気になったり劣化する等の問題	その他	無回答	合計
果樹 (N=238)	174 73.1%	7 2.9%	35 14.7%	38 16.0%	19 8.0%	273 114.7%
花き類 (N=115)	33 28.7%	53 46.1%	20 17.4%	21 18.3%	8 7.0%	135 117.4%
食用作物 (N=198)	81 40.9%	44 22.2%	61 30.8%	44 22.2%	5 2.5%	235 118.7%
野菜 (N=170)	106 62.4%	13 7.6%	59 34.7%	14 8.2%	5 2.9%	197 115.9%
きのこ類 (N=54)	31 57.4%	17 31.5%	18 33.3%	10 18.5%	1 1.9%	77 142.6%
その他 (N=11)	7 63.6%	1 9.1%	2 18.2%	1 9.1%	1 9.1%	12 109.1%
合計 (N=786)	432 55.0%	135 17.2%	195 24.8%	128 16.3%	39 5.0%	929 118.2%

【品目別】

自家増殖していない理由を品目別に見ると、なし、かき、トマトでは、自家増殖する必要がないが比較的多くなっている。また、カーネーションでは、契約上の制限が、いちごでは、病気や劣化の問題の占める割合が比較的大きくなっている。

	自家増殖を必要とする	自家増殖を制限する	種苗が病気、劣化などの問題が生じたりする	その他	無回答	合計
かんきつ (N=64)	43 67.2%	2 3.1%	9 14.1%	10 15.6%	6 9.4%	70 109.4%
りんご (N=16)	10 62.5%	0 0.0%	1 6.3%	3 18.8%	4 25.0%	18 112.5%
ぶどう (N=45)	31 68.9%	1 2.2%	12 26.7%	10 22.2%	2 4.4%	56 124.4%
なし (N=55)	47 85.5%	1 1.8%	5 9.1%	4 7.3%	3 5.5%	60 109.1%
かき (N=19)	15 78.9%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.3%	2 10.5%	19 100.0%
きく (N=16)	3 18.8%	0 0.0%	3 18.8%	8 50.0%	2 12.5%	16 100.0%
ばら (N=39)	19 48.7%	15 38.5%	4 10.3%	6 15.4%	2 5.1%	46 117.9%
カーネーション (N=22)	3 13.6%	20 90.9%	3 13.6%	3 13.6%	0 0.0%	29 131.8%
稲 (N=100)	34 34.0%	23 23.0%	26 26.0%	29 29.0%	1 1.0%	113 113.0%
大豆 (N=35)	13 37.1%	9 25.7%	10 28.6%	5 14.3%	1 2.9%	38 108.6%
小麦 (N=28)	13 46.4%	4 14.3%	14 50.0%	3 10.7%	2 7.1%	36 128.6%
かんしょ (N=2)	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 150.0%
いちご (N=33)	10 30.3%	7 21.2%	20 60.6%	2 6.1%	1 3.0%	40 121.2%
トマト (N=49)	35 71.4%	1 2.0%	18 36.7%	5 10.2%	1 2.0%	60 122.4%
しいたけ (N=40)	27 67.5%	13 32.5%	9 22.5%	5 12.5%	1 2.5%	55 137.5%
合計 (N=786)	432 55.0%	135 17.2%	195 24.8%	128 16.3%	39 5.0%	929 118.2%

※20 件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

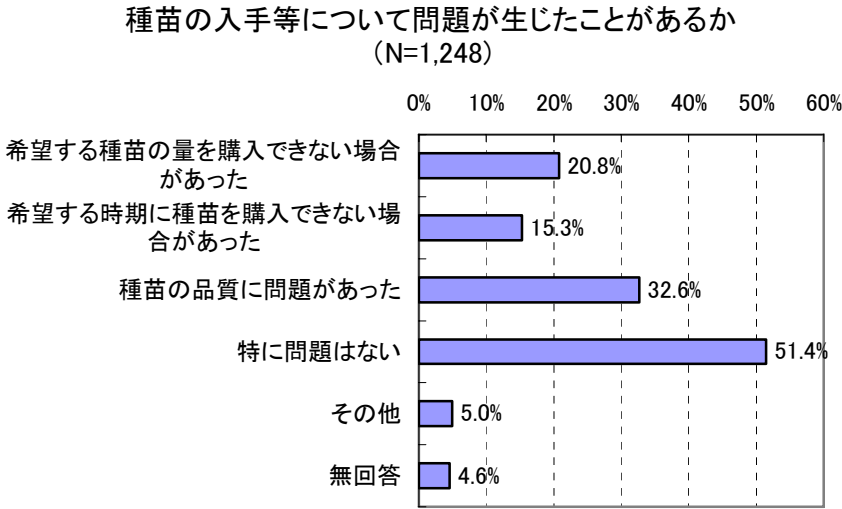
「その他」の具体的な内容としては、「購入した方が安い」、「自家増殖の手間が省けるため」、「F 1 品種で自家増殖できないため」、「J A の指導で全量更新が奨励されているため」、「出荷条件で全量更新が義務付けられているため」などの回答が見られた。

問 14 問 10 でご回答の A～C の品種について、平成 19 年産のおおよその生産量、単位当たり出荷額、種苗費を教えてください。

※単位が不統一のため、集計していない

問 15 種苗の入手等について、問題が生じたことがございますか。＜マルチ回答＞

種苗の入手等についての問題では、「特に問題はない」が 51.4%と最も多かったが、次いで「種苗の品質に問題があった」が 32.6%、「希望する種苗の量を購入できない場合があった」が 20.8%となっている。



【植物分類別】

種苗の入手等についての問題を植物分類別に見ると、花き類では、種苗の量、購入の時期、種苗の品質について問題があったという割合がいずれも比較的大きくなっている。また、果樹では、品質に問題があったという割合が比較的大きくなっている。

	い量希 場を望 合購す が入る あで種 つき苗 たなの	たな種希 い苗望 場をす 合購る が入時 あで期 つきに	題種 が苗 あの つ品 た質 に問	特に 問題 は ない	そ 他	無 回 答	合 計
果樹 (N=323)	87 26.9%	47 14.6%	138 42.7%	132 40.9%	19 5.9%	12 3.7%	435 134.7%
花き類 (N=229)	76 33.2%	73 31.9%	127 55.5%	68 29.7%	14 6.1%	11 4.8%	369 161.1%
食用作物 (N=285)	33 11.6%	16 5.6%	34 11.9%	196 68.8%	10 3.5%	15 5.3%	304 106.7%
野菜 (N=317)	50 15.8%	42 13.2%	91 28.7%	185 58.4%	15 4.7%	13 4.1%	396 124.9%
きのこ類 (N=64)	7 10.9%	7 10.9%	10 15.6%	45 70.3%	3 4.7%	3 4.7%	75 117.2%
その他 (N=30)	7 23.3%	6 20.0%	7 23.3%	16 53.3%	1 3.3%	3 10.0%	40 133.3%
合計 (N=1,248)	260 20.8%	191 15.3%	407 32.6%	642 51.4%	62 5.0%	57 4.6%	1,619 129.7%

【品目別】

種苗の入手等についての問題を品目別に見ると、稲、大豆、小麦、トマトの他、しいたけでも「特に問題はない」の割合が比較的大きくなっている。また、りんご、ぶどう、ばら、カーネーション等では、品質に問題があったという割合が比較的大きくなっている。

	い量希 場を望 合購す が入る あで種 つき苗 たなの	たな種希 い苗望 場をす 合購す が入時 あで期 つきに	題種 が苗 あつ 品の 質に 問	特 に 問 題 は な い	そ の 他	無 回 答	合 計
かんきつ (N=77)	19 24.7%	5 6.5%	24 31.2%	42 54.5%	1 1.3%	4 5.2%	95 123.4%
りんご (N=30)	8 26.7%	3 10.0%	19 63.3%	8 26.7%	3 10.0%	1 3.3%	42 140.0%
ぶどう (N=54)	16 29.6%	7 13.0%	30 55.6%	17 31.5%	4 7.4%	2 3.7%	76 140.7%
なし (N=70)	20 28.6%	15 21.4%	30 42.9%	27 38.6%	6 8.6%	1 1.4%	99 141.4%
かき (N=25)	5 20.0%	1 4.0%	7 28.0%	16 64.0%	1 4.0%	0 0.0%	30 120.0%
きく (N=95)	25 26.3%	34 35.8%	47 49.5%	34 35.8%	6 6.3%	4 4.2%	150 157.9%
ばら (N=53)	8 15.1%	11 20.8%	29 54.7%	20 37.7%	3 5.7%	2 3.8%	73 137.7%
カーネーション (N=23)	12 52.2%	10 43.5%	22 95.7%	0 0.0%	2 8.7%	1 4.3%	47 204.3%
稲 (N=132)	13 9.8%	6 4.5%	15 11.4%	97 73.5%	5 3.8%	6 4.5%	142 107.6%
大豆 (N=57)	10 17.5%	3 5.3%	8 14.0%	41 71.9%	1 1.8%	0 0.0%	63 110.5%
小麦 (N=33)	2 6.1%	0 0.0%	2 6.1%	24 72.7%	1 3.0%	5 15.2%	34 103.0%
かんしょ (N=20)	0 0.0%	5 25.0%	2 10.0%	12 60.0%	2 10.0%	0 0.0%	21 105.0%
いちご (N=137)	21 15.3%	26 19.0%	51 37.2%	72 52.6%	7 5.1%	4 2.9%	181 132.1%
トマト (N=52)	6 11.5%	6 11.5%	10 19.2%	36 69.2%	2 3.8%	3 5.8%	63 121.2%
しいたけ (N=44)	3 6.8%	4 9.1%	5 11.4%	33 75.0%	2 4.5%	2 4.5%	49 111.4%
合計 (N=1,248)	260 20.8%	191 15.3%	407 32.6%	642 51.4%	62 5.0%	57 4.6%	1,619 129.7%

※20 件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

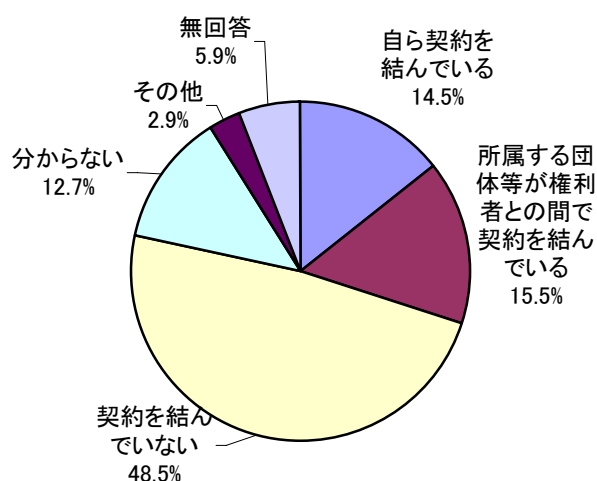
「その他」の具体的な内容としては、「病気に感染している苗や異品種の混入」、「県外には販売できないと断られた」、「価格が高い」などの回答が見られた。

問 16 問 10 でご回答の A～C の品種について、種苗の利用に関して何らかの契約を結んでいますか。

① 契約の締結状況（契約は結んでいますか。＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞）

契約については、「契約を結んでいない」が 48.5% と最も多く、次いで所属する団体等が結んでいるが 15.5%、自ら結んでいるが 14.5% となっている。

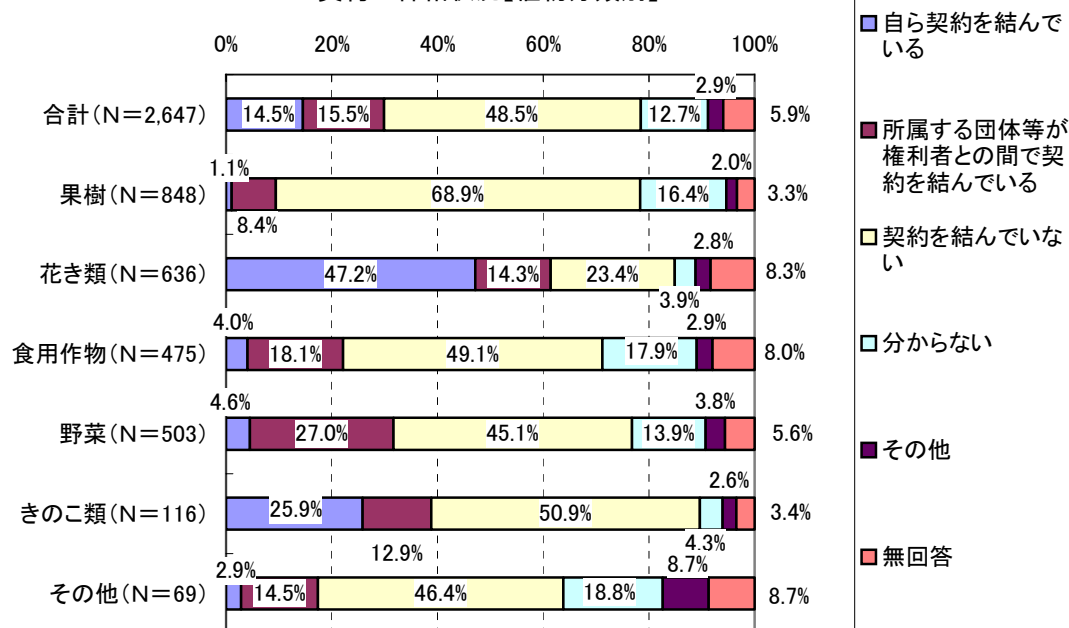
契約の締結状況 (N=2,647)



【植物分類別】

契約について植物分類別に見ると、花き類、きのこ類で、「自ら契約を結んでいる」の占める割合が比較的大きくなっている。また、野菜、食用作物では、所属する団体等が結んでいるが多くなっている。果樹では、「契約を結んでいない」が多くなっている。

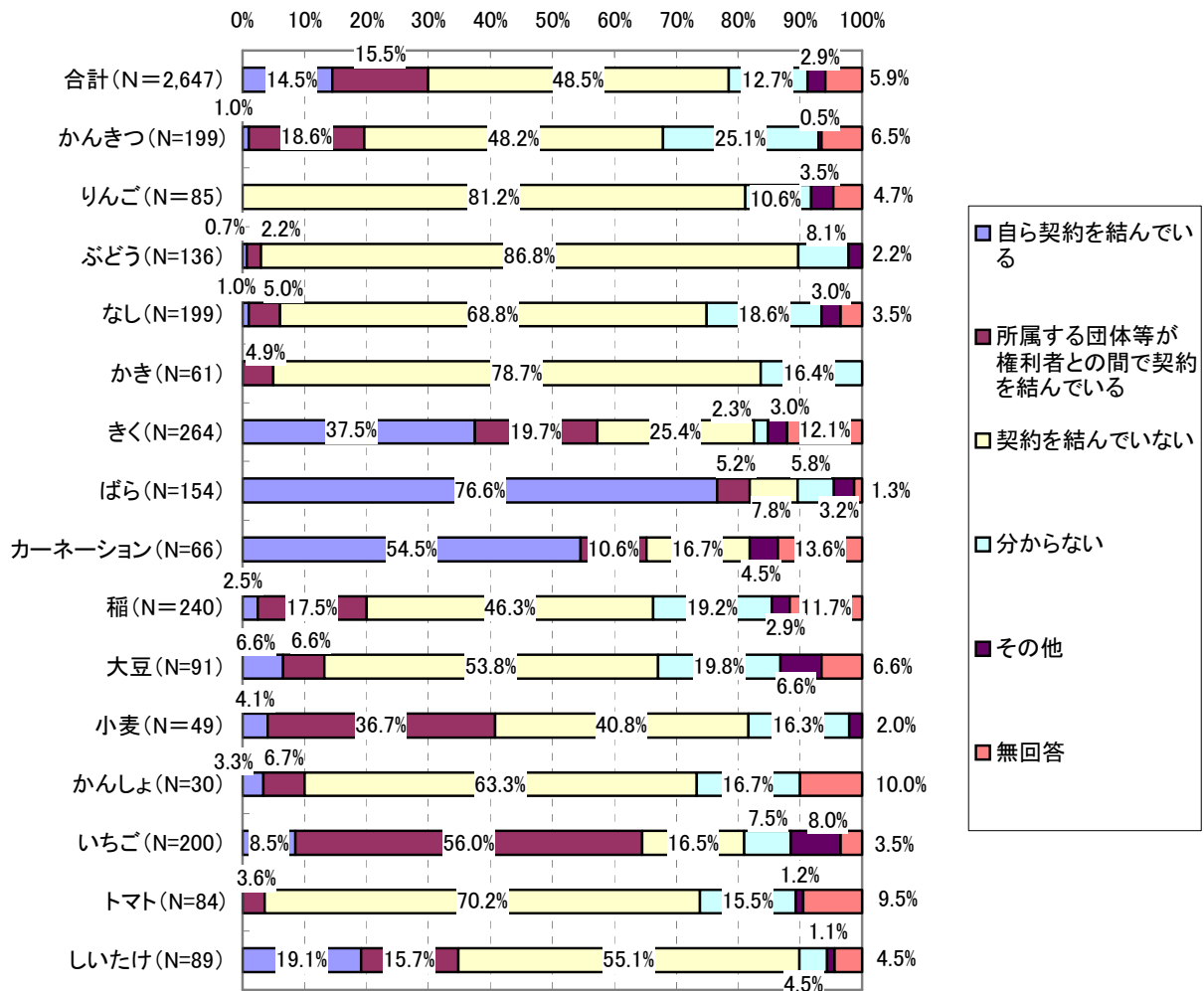
契約の締結状況【植物分類別】



【品目別】

契約について品目別に見ると、ばら、カーネーション、きくで、「自ら契約を結んでいる」の占める割合が比較的大きくなっている。また、いちご、小麦では、所属する団体等が結んでいるが多くなっている。りんご、ぶどうなど果樹の他に、トマトでは、「契約を結んでいない」が多くなっている。

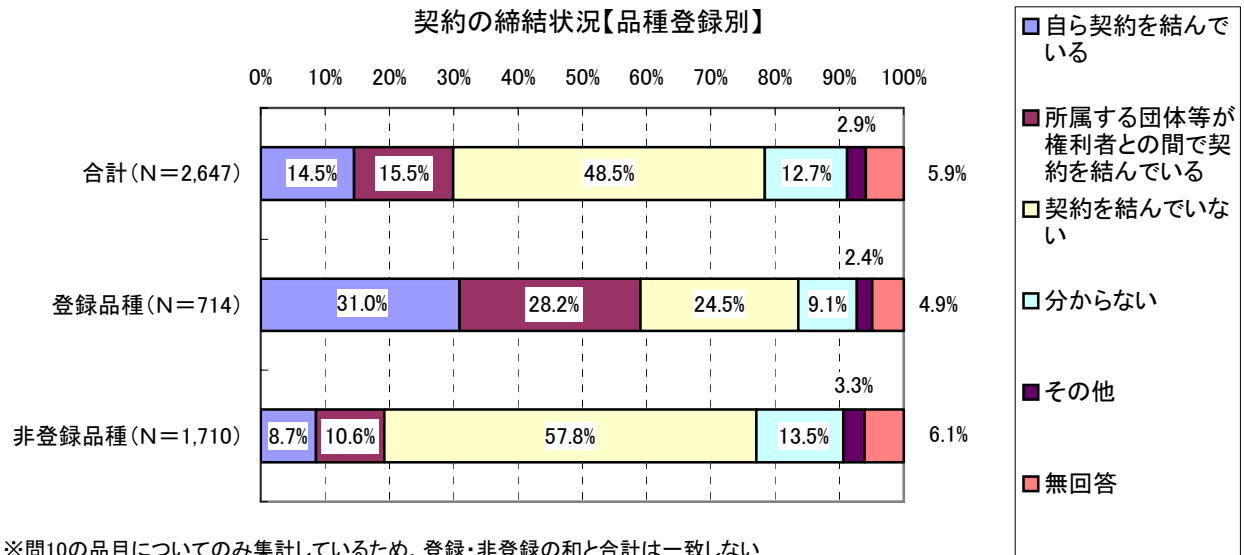
契約の締結状況【品目別】



※20 件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

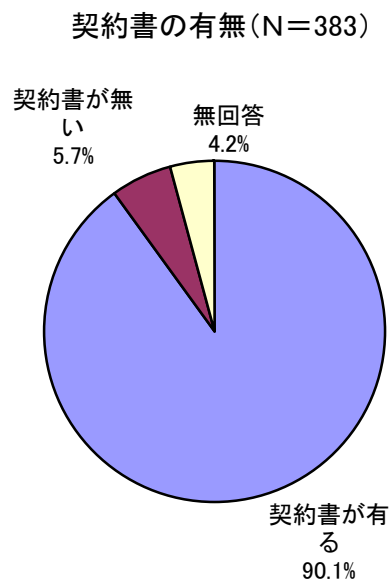
契約について品種登録別に見ると、登録品種では、「自ら契約を結んでいる」、「所属する団体等が権利者との間で契約を結んでいる」の占める割合が比較的大きくなっている。



②契約書の有無（契約書はございますか。＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞）

※①で「自ら契約を結んでいる」と回答した回答者のみ集計

自ら契約を結んでいる場合の契約書の有無については、90%以上が「契約書が有る」となっている。

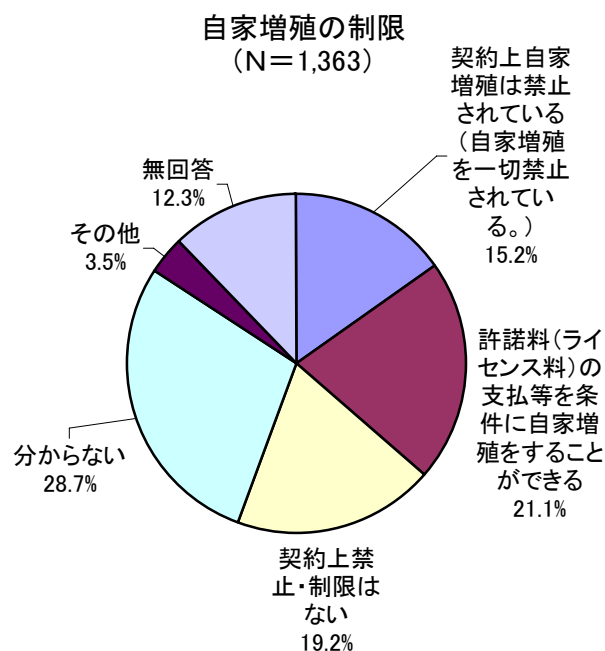


問 17 問 10 でご回答の A～C の品種について、自家増殖が制限されていますか。

＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞

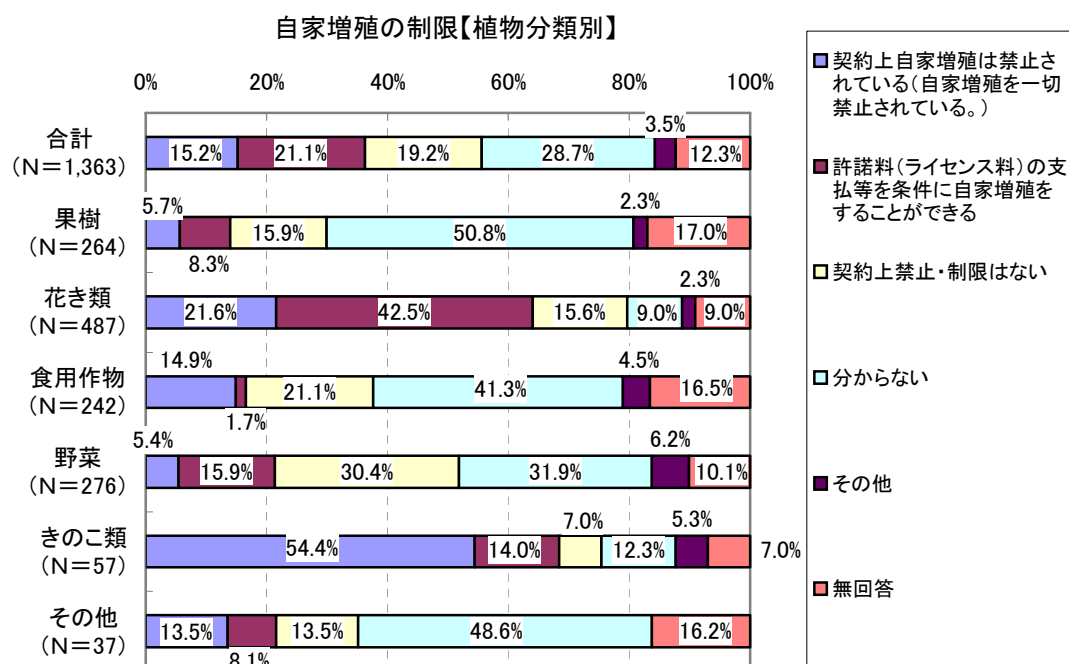
※問 16 で「契約を結んでいない」と回答した回答者を除いて集計

自家増殖の制限については、「分からない」が 28.7%と最も多かったが、次いで許諾料の支払等を条件に自家増殖できるが 21.1%、制限はないが 19.2%となっている。



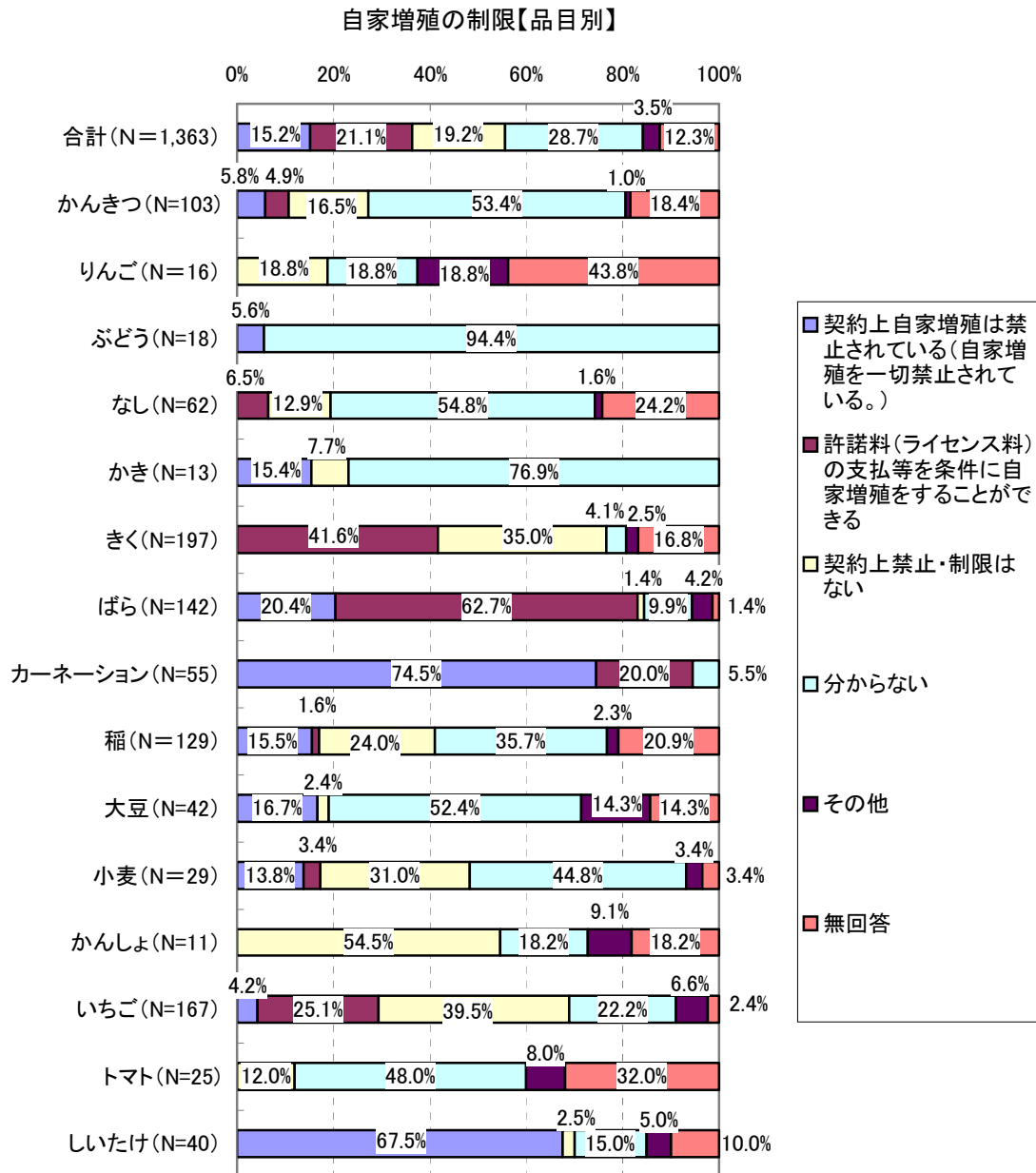
【植物分類別】

自家増殖の制限について植物分類別に見ると、きのこ類では、自家増殖を一切禁止されているが多くなっている。また、花き類では、許諾料の支払等を条件に自家増殖できるが多くなっている。



【品目別】

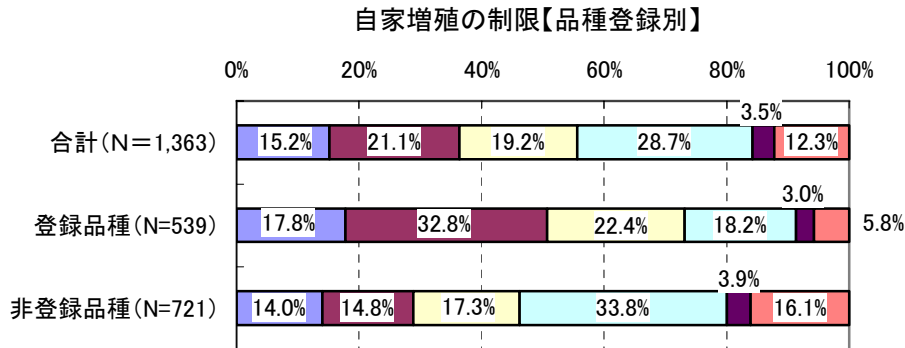
自家増殖の制限について品目別に見ると、カーネーション、しいたけで、自家増殖を一切禁止されているが多くなっている。また、ばら、きくでは、許諾料の支払等を条件に自家増殖できるが、かんしょ、いちごでは、制限はないが多くなっている。



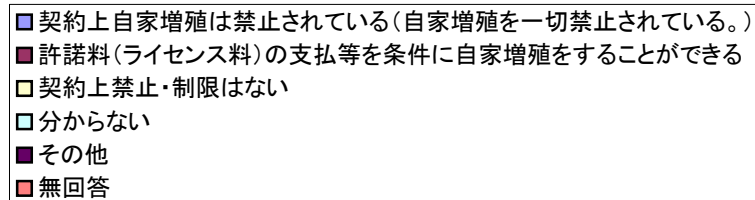
※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

自家増殖の制限について品種登録別に見ると、登録品種では許諾料の支払等を条件に自家増殖できると、制限はないが比較的多くなっている。



※問10の品目についてのみ集計しているため、登録・非登録の和と合計は一致しない

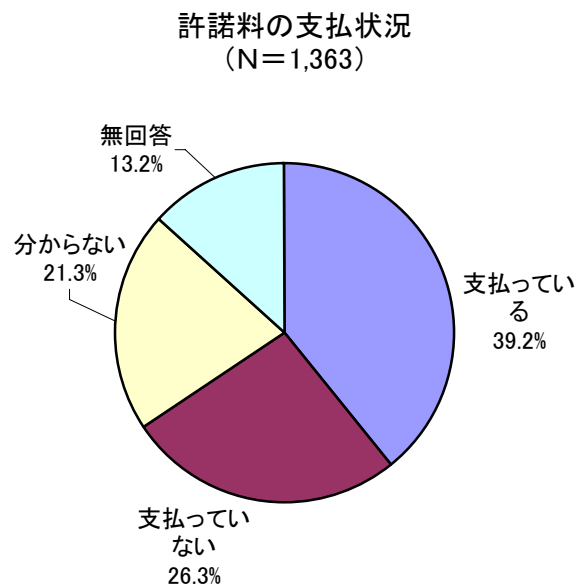


問 18 問 10 でご回答のA～Cの品種について、許諾料（ライセンス料）の支払状況を教えてください。

※問 16 で「契約を結んでいない」と回答した回答者を除いて集計

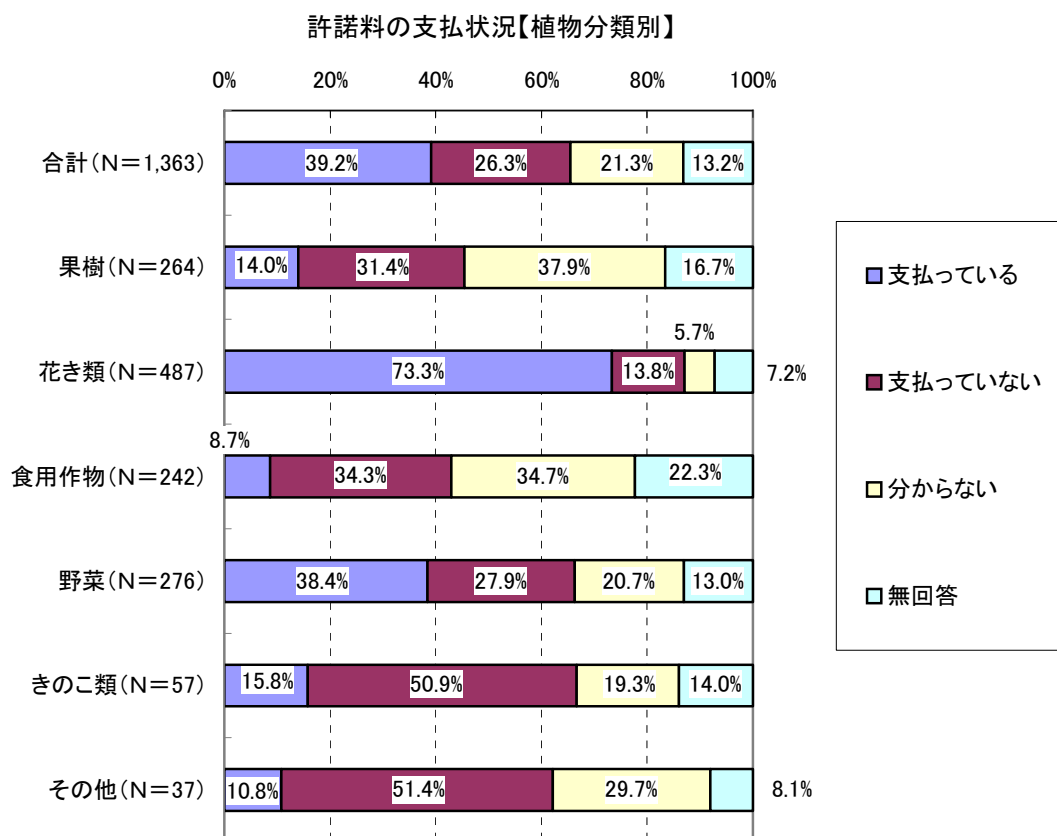
①支払状況（許諾料を支払っていますか。＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞）

許諾料については、「支払っている」が 39.2%、「支払っていない」が 26.3%となっている。



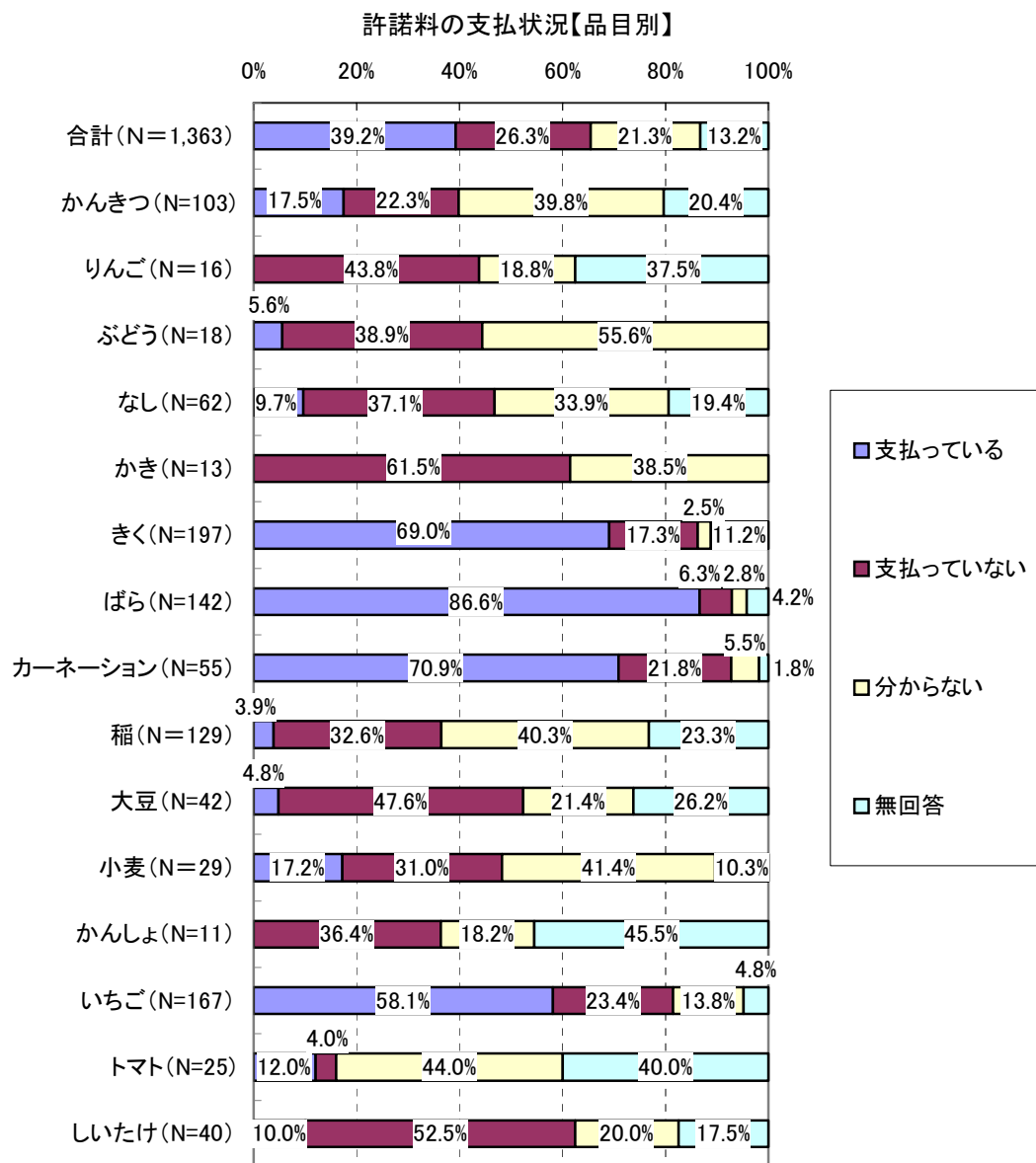
【植物分類別】

許諾料について植物分類別に見ると、花き類では、「支払っている」の占める割合が比較的大きくなっている。一方で、きのこ類では、「支払っていない」の占める割合が比較的大きくなっている。



【品目別】

許諾料について品目別に見ると、ばら、カーネーション、きく、いちごでは、「支払っている」の占める割合が比較的大きくなっている。一方で、かき、しいたけ、大豆では、「支払っていない」の占める割合が比較的大きくなっている。

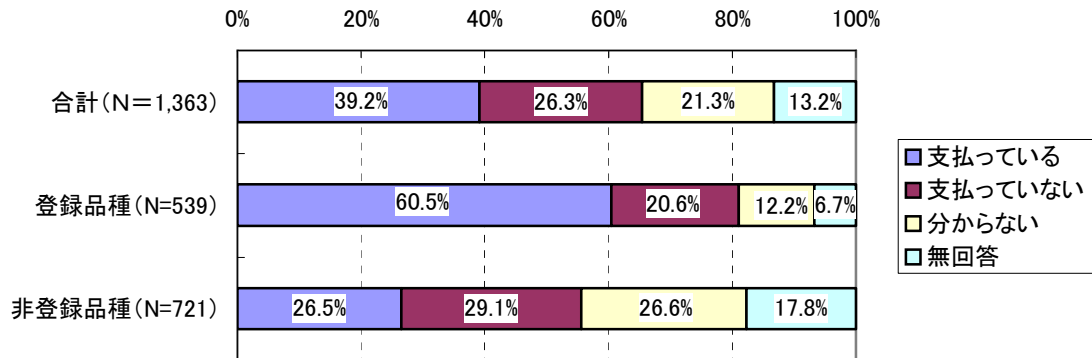


※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

許諾料について品種登録別に見ると、登録品種では、「支払っている」の占める割合が比較的大きくなっている。

許諾料の支払状況【品種登録別】



※問10の品目についてのみ集計しているため、登録・非登録の和と合計は一致しない

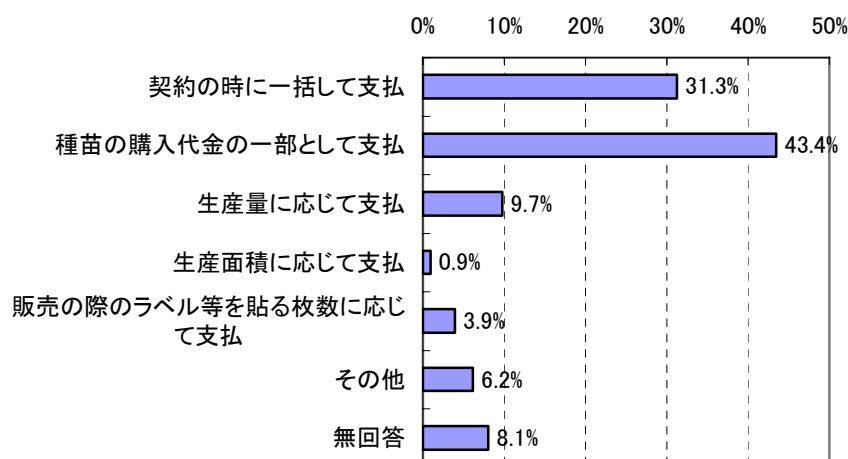
②支払方式（どのような方式で支払っていますか。）

＜問 10 で回答した品種ごと・マルチ回答＞

※①で「支払っている」と回答した回答者のみ集計

許諾料の支払方式については、種苗の代金の一部としてが最も多く 43.4%で、次いで契約時に一括してが 31.3%、生産量に応じてが 9.7%となっている。

許諾料の支払方式 (N=534)



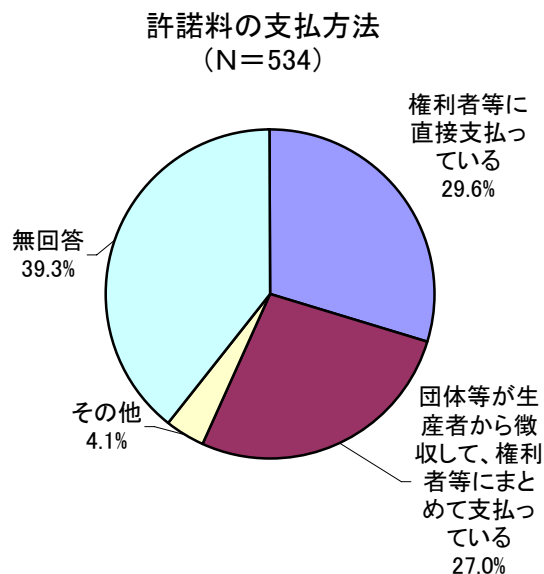
「その他」の具体的な内容としては、「J A がまとめて支払っている」、「販売額の 3 % を支払っている」などの回答が見られた。

③支払方法（どのような方法で支払っていますか。）

＜問 10 で回答した品種ごと・シングル回答＞

※①で「支払っている」と回答した回答者のみ集計

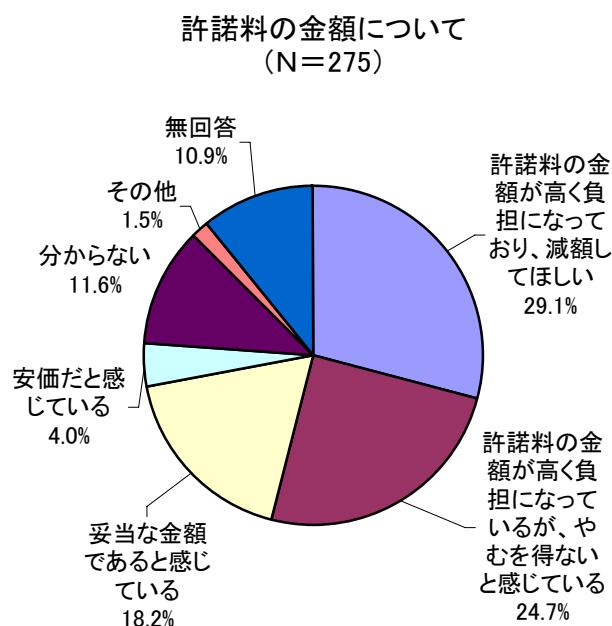
許諾料の支払方法については、無回答が最も多いが、次いで権利者等に直接が 29.6%で、団体等がまとめてが 27.0%となっている。



問 19 問 18 でいずれかの品種で許諾料を支払っている方にお尋ねします。現在お支払の許諾料（ライセンス料）の金額について、どのように感じていますか。

＜シングル回答＞

許諾料の金額については、金額が高く減額してほしいが最も多く 29.1%で、次いで高いがやむを得ないが 24.7%、妥当な金額であるが 18.2%となっている。



【植物分類別】

許諾料の金額について植物分類別に見ると、花き類では、金額が高く減額してほしいが多くなっている。また、花き類、食用作物では、高いがやむを得ないが多くなっている。花き類は、許諾料の負担が比較的大きいことが伺える。一方、果樹、野菜では、妥当な金額であるが多くなっている。

	いく許 、負諾 減担料 額にの てつ額 ほてが しお高	いく許 とが負諾 感じやに てむな金 いをつ額 る得てが ない高	と妥 感じな て金 い額 で ある	る安 価だ と感 じて い	分 か ら な い	そ の 他	無 回 答	合 計
果樹 (N=22)	1 4.5%	6 27.3%	8 36.4%	2 9.1%	1 4.5%	0 0.0%	4 18.2%	22 100.0%
花き類 (N=149)	65 43.6%	48 32.2%	19 12.8%	3 2.0%	5 3.4%	3 2.0%	6 4.0%	149 100.0%
食用作物 (N=14)	1 7.1%	5 35.7%	0 0.0%	1 7.1%	6 42.9%	0 0.0%	1 7.1%	14 100.0%
野菜 (N=79)	10 12.7%	7 8.9%	21 26.6%	4 5.1%	20 25.3%	0 0.0%	17 21.5%	79 100.0%
きのこ類 (N=7)	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	7 100.0%
その他 (N=4)	0 0.0%	1 25.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 50.0%	4 100.0%
合計 (N=275)	80 29.1%	68 24.7%	50 18.2%	11 4.0%	32 11.6%	4 1.5%	30 10.9%	275 100.0%

※回答者数が10件以下の品目については、合計との比較の対象にしていない

【品目別】

許諾料の金額について品目別に見ると、ばら、カーネーションでは、金額が高く減額してほしいが多くなっている。また、ばら、きくでは、高いがやむを得ないが多くなっている。一方、かんきつ、いちごでは、妥当な金額であるが多くなっている。

	いりく許、 減担料の しな金 てつ額 ほてが しお高	いるく許 とが負 感、担 じやに てむな いをつ る得額 る高	と妥 感 じ て な 金 額 で あ る	る安 価 だ と 感 じ て い	分 か ら な い	そ の 他	無 回 答	合 計
かんきつ (N=12)	0 0.0%	1 8.3%	7 58.3%	0 0.0%	1 8.3%	0 0.0%	3 25.0%	12 100.0%
りんご (N=0)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
ぶどう (N=1)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
なし (N=3)	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
かき (N=0)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
きく (N=62)	24 38.7%	21 33.9%	10 16.1%	2 3.2%	3 4.8%	0 0.0%	2 3.2%	62 100.0%
ばら (N=47)	25 53.2%	18 38.3%	2 4.3%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	1 2.1%	47 100.0%
カーネーション (N=15)	8 53.3%	3 20.0%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	15 100.0%
稲 (N=4)	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
大豆 (N=2)	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
小麦 (N=3)	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3 100.0%
かんしょ (N=0)	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
いちご (N=73)	10 13.7%	7 9.6%	20 27.4%	4 5.5%	19 26.0%	0 0.0%	13 17.8%	73 100.0%
トマト (N=1)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
しいたけ (N=3)	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
合計 (N=275)	80 29.1%	68 24.7%	50 18.2%	11 4.0%	32 11.6%	4 1.5%	30 10.9%	275 100.0%

※回答者数が10件以下の品目については、合計との比較の対象にしない

※20件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

問 20 問 10 でご回答の A～C の品種について、権利者等への生産状況の報告や生産上の制限の有無について教えてください。

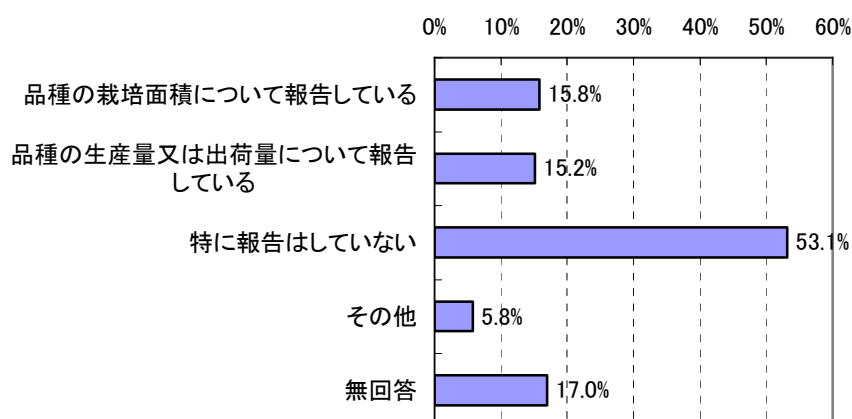
※問 16 で「契約を結んでいない」と回答した回答者を除いて集計

①生産状況の報告（権利者等に生産状況の報告をしていますか。）

<問 10 で回答した品種ごと・マルチ回答>

生産状況の報告については、報告はしていないが 50%を超えており、栽培面積、生産量・出荷量の報告はいずれも 15%程度となっている。

生産状況の報告 (N=1,363)



【植物分類別】

生産状況の報告について植物分類別に見ると、果樹では、報告はしていないが多くなっている。食用作物、きのこ類では栽培面積、花き類、食用作物では生産量・出荷量の報告が多くなっている。

	るつ品 い種 ての 報栽 告培 し面 て積 いに	告出品 し荷種 て量の いに生 るつ産 い量 て又 報は	な特 いに 報 告 は し て い	そ の 他	無 回 答	合 計
果樹 (N=264)	5 1.9%	17 6.4%	169 64.0%	7 2.7%	67 25.4%	265 100.4%
花き類 (N=487)	65 13.3%	90 18.5%	275 56.5%	35 7.2%	41 8.4%	506 103.9%
食用作物 (N=242)	71 29.3%	48 19.8%	90 37.2%	10 4.1%	61 25.2%	280 115.7%
野菜 (N=276)	52 18.8%	37 13.4%	150 54.3%	13 4.7%	48 17.4%	300 108.7%
きのこ類 (N=57)	17 29.8%	9 15.8%	23 40.4%	7 12.3%	8 14.0%	64 112.3%
その他 (N=37)	6 16.2%	6 16.2%	17 45.9%	7 18.9%	7 18.9%	43 116.2%
合計 (N=1,363)	216 15.8%	207 15.2%	724 53.1%	79 5.8%	232 17.0%	1,458 107.0%

【品目別】

生産状況の報告について品目別に見ると、カーネーション、なし、ばらでは、報告はしていないが多くなっている。小麦、しいたけでは栽培面積、きくでは生産量・出荷量の報告が多くなっている。

	るつ品 い種 ての 報裁 告培 し面 て積 いに	告出品 し荷種 て量の いる生 つつ産 い量 て又報 はは	ないに 報告 はして い	そ 他	無 回 答	合 計
かんきつ (N=103)	4 3.9%	3 2.9%	65 63.1%	0 0.0%	32 31.1%	104 101.0%
りんご (N=16)	0 0.0%	0 0.0%	9 56.3%	0 0.0%	7 43.8%	16 100.0%
ぶどう (N=18)	1 5.6%	2 11.1%	9 50.0%	3 16.7%	4 22.2%	19 105.6%
なし (N=62)	0 0.0%	0 0.0%	46 74.2%	4 6.5%	12 19.4%	62 100.0%
かき (N=13)	0 0.0%	0 0.0%	7 53.8%	0 0.0%	6 46.2%	13 100.0%
きく (N=197)	37 18.8%	66 33.5%	76 38.6%	8 4.1%	24 12.2%	211 107.1%
ばら (N=142)	13 9.2%	3 2.1%	97 68.3%	23 16.2%	6 4.2%	142 100.0%
カーネーション (N=55)	6 10.9%	7 12.7%	45 81.8%	0 0.0%	0 0.0%	58 105.5%
稲 (N=129)	33 25.6%	23 17.8%	51 39.5%	6 4.7%	32 24.8%	145 112.4%
大豆 (N=42)	11 26.2%	8 19.0%	19 45.2%	0 0.0%	12 28.6%	50 119.0%
小麦 (N=29)	10 34.5%	3 10.3%	11 37.9%	1 3.4%	6 20.7%	31 106.9%
かんしょ (N=11)	2 18.2%	0 0.0%	3 27.3%	0 0.0%	6 54.5%	11 100.0%
いちご (N=167)	40 24.0%	27 16.2%	97 58.1%	11 6.6%	10 6.0%	185 110.8%
トマト (N=25)	1 4.0%	0 0.0%	13 52.0%	0 0.0%	11 44.0%	25 100.0%
しいたけ (N=40)	13 32.5%	5 12.5%	13 32.5%	6 15.0%	7 17.5%	44 110.0%
合計 (N=1,363)	216 15.8%	207 15.2%	724 53.1%	79 5.8%	232 17.0%	1,458 107.0%

※20 件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

生産状況の報告について品種登録別に見ると、登録品種では栽培面積、生産量・出荷量の報告が比較的多くなっている。

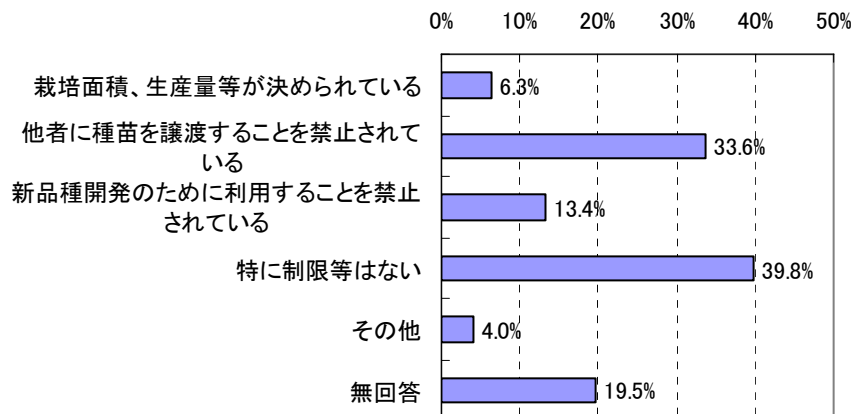
	るつ品 い種 ての 報裁 告培 し面 て積 いに	告出品 し荷種 て量の いに生 るつ産 い量 て又 報は	な特 いに 報告 はし てい	そ の 他	無 回 答	合 計
登録品種 (N=539)	121 22.4%	122 22.6%	278 51.6%	29 5.4%	43 8.0%	593 110.0%
非登録品種 (N=721)	80 11.1%	77 10.7%	393 54.5%	40 5.5%	164 22.7%	754 104.6%
合計 (N=1,363)	216 15.8%	207 15.2%	724 53.1%	79 5.8%	232 17.0%	1,458 107.0%

※問 10 の品目についてのみ集計しているため、登録・非登録の和と合計は一致しない。

②品種の利用についての制限等（あなたが生産している品種の利用について制限等がありますか。＜問 10 で回答した品種ごと・マルチ回答＞）

品種の利用についての制限等は、「特に制限等はない」が 39.8%と最も多いが、次いで他者への譲渡の禁止が 33.6%、新品種開発のための利用の禁止が 13.4%となっている。

品種の利用についての制限等(N=1,363)



【植物分類別】

品種の利用についての制限等について植物分類別に見ると、果樹では、「特に制限等はない」が多くなっている。一方で、きのこ類では、栽培面積・生産量が決められているが多くなっている。また、花き類、きのこ類では、他者への譲渡の禁止、新品種開発のための利用の禁止が多くなっている。きのこ類では制限が多いことが伺える。

	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量
	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量
果樹 (N=264)	0 0.0%	21 8.0%	7 2.7%	162 61.4%	5 1.9%	69 26.1%	264 100.0%
花き類 (N=487)	35 7.2%	286 58.7%	147 30.2%	128 26.3%	21 4.3%	45 9.2%	662 135.9%
食用作物 (N=242)	38 15.7%	24 9.9%	6 2.5%	103 42.6%	16 6.6%	71 29.3%	258 106.6%
野菜 (N=276)	1 0.4%	91 33.0%	7 2.5%	122 44.2%	5 1.8%	61 22.1%	287 104.0%
きのこ類 (N=57)	12 21.1%	31 54.4%	13 22.8%	9 15.8%	6 10.5%	10 17.5%	81 142.1%
その他 (N=37)	0 0.0%	5 13.5%	2 5.4%	19 51.4%	1 2.7%	10 27.0%	37 100.0%
合計 (N=1,363)	86 6.3%	458 33.6%	182 13.4%	543 39.8%	54 4.0%	266 19.5%	1,589 116.6%

【品目別】

品種の利用についての制限等について品目別に見ると、なし、ぶどうでは、「特に制限等はない」が多くなっている。一方で、小麦、しいたけでは、栽培面積・生産量が決められているが多くなっている。また、カーネーション、ばら、きく、しいたけ、いちごでは、他者への譲渡の禁止が多くなっている。カーネーション、きく、しいたけ、ばらでは、新品種開発のための利用の禁止が多くなっている。

	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量
	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量	栽培面積、生産量
かんきつ (N=103)	0 0.0%	11 10.7%	0 0.0%	60 58.3%	0 0.0%	32 31.1%	103 100.0%
りんご (N=16)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 56.3%	0 0.0%	7 43.8%	16 100.0%
ぶどう (N=18)	0 0.0%	2 11.1%	0 0.0%	11 61.1%	0 0.0%	5 27.8%	18 100.0%
なし (N=62)	0 0.0%	4 6.5%	1 1.6%	43 69.4%	2 3.2%	12 19.4%	62 100.0%
かき (N=13)	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%	3 23.1%	0 0.0%	7 53.8%	13 100.0%
きく (N=197)	20 10.2%	108 54.8%	54 27.4%	54 27.4%	4 2.0%	24 12.2%	264 134.0%
ばら (N=142)	2 1.4%	92 64.8%	30 21.1%	36 25.4%	11 7.7%	7 4.9%	178 125.4%
カーネーション (N=55)	3 5.5%	45 81.8%	25 45.5%	9 16.4%	1 1.8%	0 0.0%	83 150.9%
稲 (N=129)	19 14.7%	7 5.4%	3 2.3%	58 45.0%	7 5.4%	40 31.0%	134 103.9%
大豆 (N=42)	7 16.7%	3 7.1%	2 4.8%	19 45.2%	6 14.3%	12 28.6%	49 116.7%
小麦 (N=29)	8 27.6%	3 10.3%	0 0.0%	13 44.8%	0 0.0%	8 27.6%	32 110.3%
かんしょ (N=11)	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	6 54.5%	1 9.1%	4 36.4%	12 109.1%
いちご (N=167)	0 0.0%	76 45.5%	4 2.4%	70 41.9%	3 1.8%	21 12.6%	174 104.2%
トマト (N=25)	0 0.0%	3 12.0%	0 0.0%	10 40.0%	0 0.0%	12 48.0%	25 100.0%
しいたけ (N=40)	9 22.5%	19 47.5%	10 25.0%	7 17.5%	5 12.5%	8 20.0%	58 145.0%
合計 (N=1,363)	86 6.3%	458 33.6%	182 13.4%	543 39.8%	54 4.0%	266 19.5%	1,589 116.6%

※20 件以上回答のある品目についてのみ集計しているため、各品目の和と合計は一致しない

【品種登録別】

品種の利用についての制限等について品種登録別に見ると、登録品種では、他者への譲渡の禁止が比較的多くなっている。

	る等裁 が培 決面 め積 ら、 生 て産 い量	れす他 てる者 いこに ると種 を苗 を禁 止を 譲 さ渡	禁に新 止利品 さ用種 れす開 て発 いこの るとた をめ	特に制 限等 は ない	その他	無 回 答	合 計
登録品種 (N=539)	43 8.0%	274 50.8%	104 19.3%	172 31.9%	16 3.0%	60 11.1%	669 124.1%
非登録品種 (N=721)	43 6.0%	166 23.0%	72 10.0%	319 44.2%	35 4.9%	178 24.7%	813 112.8%
合計 (N=1,363)	86 6.3%	458 33.6%	182 13.4%	543 39.8%	54 4.0%	266 19.5%	1,589 116.6%

※問 10 の品目についてのみ集計しているため、登録・非登録の和と合計は一致しない

問 21 許諾契約等について、ご意見があれば記入して下さい。＜自由回答＞

「果樹」

(かんきつ)

- 消費者へ良い品種、おいしい農産物を、提供するという事においてもあまり地域で囲い込むことがないように、許諾契約を結んでいただいて農産物の更なる消費拡大を進めてほしい。
- 現在は許諾契約等が必要な品種の栽培は行っていないと思っていたが、今後そのような品種を導入していく場合もあるかもしれないので、許諾契約料が生産者の負担が大きくなならない程度の額にしてほしい。
- 柑橘の苗木の取り扱いについては経済連が国の品種登録者と契約を結び、苗木の販売を行っているのでその苗木を利用している。
- 個人から品種登録したものは文書契約を結んでもなかなか取り締まる事が難しい。流通がインターネットまで広がり個人で権利侵害の調査に限界がある。苗木業者とはいえ農家であり、同じ農家に調査などをするのが辛い。専門機関に依頼したい。
- 果樹の苗については、毎年購入する訳ではありませんので特に深く考えたことはありません。
- すばらしい品種で、お金がたくさん儲かるなら、契約通りにやってみてもよい。

(もも)

- 許諾契約の必要性はわかるが、生産者からすればある程度自由に出来た方がよい。許諾料など問題になってくると思います。
- 権利の保護についても良くわかるが、もう少し生産者のこともわかってほしい。

(りんご)

- 苗木業者の初期価格が高すぎるため、自家増殖がおこなわれているのが現状と思います。りんごでは1本1,200円程度であれば、苗木購入者が増えると思います。育成者を守るのであれば、その数程度を業者が支払えばいいと考えます。●●県の●●種苗の「●●」3,000円はあまりにも高すぎる。たとえ良い品種でも、産地化は進まない。
- 外国と国内の別運用を考えるべき。

(ぶどう)

- 共産主義国家ではないので自由に作物を作れるように。
- 専門業者から苗木を購入し育成中。

(なし)

- 特に意見がありませんが、新品種の開発された方や関係機関の権利がありますので、許諾契約は当然だと思います。
- 種苗法で定められた特許の有効期限を過ぎても、又許諾料を支払いますから栽培したいとお願いしても、いずれも却下。将来的にもその品種は開放すらない県がある。(●●県)果樹産業にとっての展望すら望めない。閉鎖的發展性を見据えて開放すべきである。
- 農産物の許諾契約については仕方ないと思うが、生産者の立場になると生産量増大のかせとなっている面が有り販売に至るまでに時間がかかり、消費者に対し宣伝普及が困難となり、いくら優れた品種でも世に出ることが出来ない。
- 苗木代等に契約料を含んで自家増殖を認める方法をとってほしいと思います。

- 種の独占が心配です。
- 難しくてわからない。

（その他果樹）

- 今現状では我々生産者側には、まったく意識に無い実態ではないでしょうか？りんご栽培が主なので特段考えたことが無かった。（おうとう）
- 果樹は現状のままでよい。（かき）

「花き類」

（きく）

- 産地としては当地に新品種が適しているかどうかの見極めに苦労と費用も負担に感じているため試作に対してもう少し寛大な対策を希望する。結果が思わしくない場合については苗等を完全に処分する事により様々な品種に取り組んで見たい。
- 主に種苗会社又は、個人育種家により内容は様々ですが、法人の場合、特に内容が強制的であったり、産地に負担が大きかったりする気がします。契約書を取り交わす以上、納得の上ですが、種苗法以上に契約に生産がしばられている気が個人的にはしています。
- 値段が高すぎる・似たような姿、形、品質のものが違う名前で発売さて、それぞれにライセンス料を請求されるのはいかなものか。
- 権利者の利益を守る為にはある程度は仕方ないが、ロイヤリティーを1本当たり1～1.5円程度にしてほしい。
- ロイヤリティーは生産現場の低コスト化を阻み、消費者の負担も増す事になり、結果花の消費拡大にならず、花き業界にとってはマイナスになっていると思う。このため、苗購入の際に許諾料を支払う形としたらどうか。また、一律に許諾料をかけると小規模農家にとってコスト面で負担が大きくなるため、栽培面積に応じた金額設定としたらどうか。
- 許諾料とは別にロイヤリティーを払うのはおかしい。種苗会社による。
- 高い。
- ロイヤリティーの金額が高い。購入後の年限契約が切れた後に、継続の場合は増額が負担になる。
- 許諾契約は仕方ないが、ロイヤリティーは困る。
- 小規模栽培を行う生産者にとって新品種の契約は大きな負担です。又、当地にふさわしい品種であるかどうかの試験が出来ない。
- 私は●●●との関係で考えれば大変不公平だと思います。それは第一に契約者は契約によって、パテント品種以上も大きくしぼられるのに、契約していない人はなんの制約もないので自由に栽培している。それと苗の競合で育苗するここができないので、組合での苗作りができない。●●●のパテント以外の品種も自由に作ることができない。
- 登録を認めるのであれば、国の監督、責任をもっとハッキリして強くして欲しい。罰則を重く出来ないのであれば制度不要。
- 品種の適応性がわからぬ内に許諾料を支払っても、1年でやめる場合も出来る為、栽培出荷した物に対して1本当たりのロイヤリティーの支払方法が良いと思われる（農協出荷本数確認）。
- 現在許諾契約料は生産者だけが支払う仕組みになっているが、新品種が育成され、一番利益をこうむるのは、流通小売業者であり、それから料金徴収するべきだと思う。それによってより安く単価設定できるのではないか。

- 購入費＋ロイヤリティーの二重の支払なのはどうか？国外での許諾契約の状況が良くわからない。
- 古い品種を栽培しており許諾契約しなくても問題がないと思っている。
- 本数制限より反別制限にして欲しい。
- 生産者にもっと許諾について勉強をしてもらいたい。
- 必要と思います。

（ばら）

- 期間を短くしてほしい。
- パテント料が高すぎる。
- 品種登録後（販売後）、3年ぐらいでライセンス料の減額をしてほしい（希望としては半額）。
- 自家増殖を行うのは生産者で、権利者はこの部分についてはお金も手間もかけていない。これに1株100円を支払うことはきびしい。せめて50円にしてほしい。18年には1品種で100万円近いパテント代を支払っており、経営を圧迫している。
- 一度許諾料を支払った品種を改植して、同じ品種を栽培すると、また許諾料が発生しますがこれがないと助かります。
- もっと安くしてほしい。
- 継続料が必要になるので、継続していない品種がかなりあるはずです。継続していない品種を購入して許諾料を払うのは納得いきません。品種名を公表してほしいです。
- バラに関しては、1,000本以上新規購入しないと増殖できないという縛りをはずして欲しい。
- まだまだ不明確な点が多く、情報の機会を多くしてほしい。
- 枝変わりなどの偶然見つけた品種の管理をもっと強くしてもらいたい。

（カーネーション）

- ライセンス料が高すぎる。自家増殖をするメリットがない。経営が続けられない。
- カーネーションの販売単価が下落しており、パテント料の支払が負担になってきている。
- キズものの苗を納入しても、業者には対応する力がない。生産地が日本の他にあった。冷蔵の過信で凍った苗が来る。
- 許諾料が高いわりに増殖できないのはおかしい。許諾年数が長すぎる。

（アルストロメリア）

- 農業経営（生産）にかかるコスト高で少しでも経費を削減したい。許諾料が低く（安く）なれば良いと思う。従来に比べると自家増殖に制限が低くなったと思う。
- 許諾料が現実に支払われているか確認する方法がない。

（その他花き類）

- 日本の場合種苗代に許諾料が含まれていて、その金額がわからない現在プラグ苗で購入しているものが120円とすると、いくらが種苗代でパテント料かがわからない。もっとはっきりして欲しい。（シクラメン）
- 種苗法のしぼりはかなり厳しいと思う。（ペラルゴニウム）
- もっとわかりやすく簡単に。（スイートピー）

「食用作物」

(稲)

- 全ての品種に許諾契約が必要であると感じている。基本的にそう思うが利用者に対する周知徹底がなされるかにかかっている。
- 必要と感じる。
- 自由にしてほしい。
- 農家の自家増殖の権利を保護してもらいたい。
- 許諾契約等について、ある程度の制限は必要だと思いますがその制度により、地域が生産に取り組めなくなると問題だ。
- 水稻の場合、県の奨励品種、指定銘柄以外の新しい品種を作付けする場合の許諾契約等について、わかり易くPRしてほしい。
- 特許料のように制限期間はあるのか？
- JAから種子を購入している。
- 何のための調査か。目的がはっきりしない。水稻農家では関係無い。
- JA出荷の為、お任せである。
- 農業における、品種は非常に大事です。
- ややこしくしないでほしい。

(大豆)

- 種苗法により生産者の権利が守られ、より良い種子が提供されることは、大変良いことであると思う。
- 収穫物単価が高いため、種苗の単価が高い事に一応納得するが、販売単価が下がった時、種苗費は非常に負担になる。

(かんしょ)

- 生産者としては許諾料が安いのがありがたい。
- 種苗が年によってバラツキがある（果形等）。

「野菜」

(いちご)

- 品種のブランド化の為には、いたしかたないと思います。
- 今の制度で良いと思う。
- 許諾権の有効年数を短くしてほしい。
- 品種保護や品種改良には良い事と思いますが 許諾期間を定めるか状況を見て許諾料を解除して良いものは普及すべきかと思います。
- ●●県では苺に対する育種等を行う計画がなく、●●で唯一オリジナル品種がありません。その為他県の有望品種に頼らなければ栽培できません。しかし今は育種した県外へは許諾しないのがほとんどです。
- 生産者の許諾料についての知識、認識がないので、事故を未然に防げない可能性がある。
- 育種権者により対応が違いすぎるので、ある程度の指針が必要。
- 契約料を安くしてもらいたい。
- 県育成品種、●●●は園芸協会からいちご部会が許諾を受け部会員が栽培しており、契約内容を守る事が大切である。
- もう少し詳しく内容を知りたい。

（やまのいも）

- 生産者としては1本当りの価格が高いため2世代までは許諾契約なしで生産をさせてほしい。
- 自家増殖していると生産が成り立たないものは、種苗会社の一定の契約条件を取り決めて生産許可を出してはどうか（一回のみとか、生産団体所属とか）。

（その他野菜）

- 事務手続き等煩雑であるが止むを得ない。（ふき）
- 許諾契約等、立法化する場合、育成者だけでなく、利用者の意見も充分配慮して頂きたい。（トマト）
- 普通の農家を買う野菜の種等の場合は、農家が種の不良等立証するのが難しく、損害金等充分補償してもらえないことが多い。商取引としては不公平だと思う。（現在種代金くらいしか返金されない）種等売側の権利を主張するばかりでなく、買う側の権利もきちんと認める事が必要だと思う。（だいこん）
- 農家の金銭的負担が大きくならないような契約を望む。（ピーマン）
- 知人より種を分けてもらったり、昔からの種を残して毎年作っています。品種さえ分らないです。この様な制度がいつ出来たかさえ知りませんでした。（そらまめ）

「きのこ類」

（しいたけ）

- 許諾契約料（種菌代）が高すぎる。権利者への播種量の報告をしなくてよいようにしてほしい。
- 種菌において1瓶当たり50菌床と70菌床の契約があります。50と70で1瓶の価格が違い報告もしなければならぬ事になっています。稲にすれば粗植と密植で種子料の価格が違うのと同じで納得できない。一方的な解釈で制限するのはおかしい。（しいたけ）
- 正規に購入した種菌で、適正な本数の培地に移植した菌床（しいたけ発生用菌床）ですら他者に販売してはいけないというメーカー契約の内容は種菌メーカーの越権ではないのか。
- 許諾契約が種苗代金に含まれているが、その他資材の購入も強制された契約書になっているため、契約していない。
- 私自身は自家増殖を考えていない。

（なめこ）

- 許諾契約は権利者を守る為の物で生産者を守る契約になっていない。
- 販売価格低迷で、許諾料を安価にしてほしい。

（その他きのこ類）

- われわれの種菌センターは利用組合で運営している。現在でも●●県内の農家の生産者が希望すればロイヤリティーなしで販売している。（ぶなしめじ）

「その他」

- 新品種導入時の許諾契約及び使用料支払いについてはやむを得ない。なるべく安い単価での使用料をお願いしたい。（茶）
- 生産者にわかりやすく説明して欲しい。（さとうきび）

問 22 最後に、品種登録制度や品種登録制度における自家増殖の取扱いについて、ご意見・ご要望がございましたら記入して下さい。＜自由回答＞

（品種登録制度について）

「果樹」

（かんきつ）

- 自分が利用する場合は認めてほしい。今後許諾契約料が高すぎると、経営面での負担が大きくなりすぎるのは問題です。
- 現行の制度を維持してほしい。
- 購入苗からの穂木採取は今まで通りでお願いしたい。
- 外国産苗等、パテントのあるものは仕方ないが、米や野菜、果樹などについては今後も自家増殖容認の方向であってほしい。
- 現状の取り扱いを維持して頂きたい。
- 品種が、十分にその特性を発揮できるように指導して下さるのならば、自家増殖をしなくてもやっていけると思う。
- 自我欲で書けば、柑橘は苗木で広がるのがいいですが、農家として、優良品種の生産量を増やしたいという気持ちはよくわかります。農産物は工業生産と違い、特に果樹においては長い年月が必要です。苗木業者のヤミ販売を黙認している事もあります。生産農家の利益は大切ですが、業者が個人の権利侵害を行って利益を得ているので、個人権利者にも自家増殖の実態報告の義務化などしてほしい。

（もも）

- 購入苗の中には、品種特性の実の大きさ、形、色、結実の悪いものがあり、その様な木は収量も少なく販売も出来ない。わずかではあるがこの様な時、優秀な木より自家増殖して単位面積当りの収量を上げることは認めてほしい。
- 自家増殖については、今後も認めて頂きたい。
- 果樹について自家増殖を制限することは、産地振興上の問題となると思う。
- 昔のように、ある程度自由に出来ている頃のほうが良かった。内容をもう少し緩和してほしい。
- ある程度柔軟な制度であれば、生産者側も納得のいく制度になると思います。あまり厳しくなると、生産者が大変になる。

（りんご）

- りんごでは国が育種した J M 系は、挿木が容易に出来るが、自家増殖が出来なくなると折角の良い台木が発揮できなくて困る。J M 系台木の増殖を県市町村の栽培指導者と進めて来た者です。
- 生産コストを減らすためにも、自家増殖を認めてほしい。
- 自家増殖を行う理由は、品種苗木を購入後、栽培管理の中で観察を行った結果、系統を選抜して増殖していく為、最低限の自家増殖については、認められなければいけないと思っています。
- 育成者の権利が守られよいと思う。
- 品種育成権保護の視点からみても自家増殖は禁止すべきである。昔と違って大規模法人、農家が出現しており育成権の保護が必要である。
- 他人の畑の剪定枝を持ち帰り、自家増殖を行うことが横行しているのが現状。苗木購入の履歴がないのに、生産物が出荷されていることへのチェック体制を強化してほしい。

い。

- ●●にあう苗木（台木）が確保できれば購入します。
- 現状を維持してほしい。

（ぶどう）

- 品種（樹種）には個体差が生じ、より良い苗木を育成するには優良選抜が効果的で自家増殖はその一つの方法であり不可欠なものであると思う。
- 自家増殖ができなくなるようだと、高接ぎ更新による結果樹齢の短縮ができなくなってしまう、新品種の果実を早く販売することができなくなる。
- 苗木を購入しても、すべて良い木ではないので、自分で良い木を選抜し、自家増殖しなければ良い果実は生産できないと思う。
- 我が農園でも、今新しく自分が育種している系統があり、3～5年の観察経過を見て、自分が品種登録に希望を抱いて日々努力している。今日までの栽培経験品種約90余種現在、30種余りの品種より生産、すべて自分で選抜し、自分の土地に合った系統より生産しています。まずは品種登録の確立した制度の中で自家増殖は購入に苗木の中より自家増殖の出来る様に願いたい。
- 今まで通り自由に自家増殖ができるようにして下さい。
- 購入した苗木からの自家増殖を認めてほしい。但し、多量の増殖については報告義務が必要と思う（作目にもよるが）。
- 育成者の保護などについては理解できるが、苗木の安定確保や種苗費のコスト高騰についての懸念もあるため、果樹についての自家増殖の制度拡大については慎重に行ってほしい。
- 詳しく知りたい。
- ぶどう農家は苗木を販売目的に増殖するものでもないし、永年作物であるため補償や信頼の出来は苗木を植えていく事が大事であり、毎年多量の苗木は必要としません。又、果樹の場合は、品種の更新に数年が必要になり収穫を早めるため接木により（高接等）経済的にあう様、必要な技術であると思います。
- ぶどう苗木について、新品種にしても台木、苗木共、フリー化されているが必ずしもフリー苗木は品質が良いとは限らず、希望の苗木を求めにくい。（デラウェア、ネオマスカット等）フリー苗は作りづらく品質が悪い。
- 苗木が高すぎるので、一芽300～500円くらいで、緑枝や休眠枝を売って欲しい。

（なし）

- 農産物価格が低迷する中、自家増殖は必要不可欠の経営策である。種苗業者が経営不振になることも想定されるが、種苗法という狭い範囲で議論をするよりも、我が国の農業の維持という観点から、生産者の経営を守る法律として解釈をしてほしいものだ。
- 農家の経営安定のためにも、従前通り、自家増殖を認めて頂きたいと思います。接木自体が認められなくなると、果樹農家の経営に打撃があると思います。
- 購入した割合が、自家増殖を上まわっていれば認めるべきだと思います。購入した苗木に問題がある場合がある。また、コストになるには一定の年数も必要であり認めるべきだと思います。
- 種苗を買って接木に増やすくらいは許可してほしい。
- 果樹の品種更新には接木が欠かせない。新品種の特性、土地への適性をみるためにも、自家増殖としての接木が必要である。
- 自家増殖は認めて欲しい。自家増殖を認めることで、品種更新がスムーズに図れる。
- 今後も自家増殖を認めて頂きたいと思います。

- 農家であるとか趣味の人達の増殖までも、取締りの対象とみなすのはおかしい。
- 果樹の場合、成木までに時間がかかるため「高接ぎ」による自家増殖は有効な手段である。
- 苗木購入時に許諾契約にともなう契約金を支払う今までの方法でお願いしたい。苗木生産者が生産、販売する際に徴収する方が好ましいと思います。
- 更なる周知活動を行ってほしい。
- 梨の苗木生産業者技術の低下が見られる。近年でも①ウイルス保毒菌の流通②黒星病ら病苗の流通③苗の芽の欠落④伐根時の根の傷み⑤伐根後の過乾燥等が多く見られる。梨の苗木の自家増殖は、これらに対抗する手段として行われているケースが多いのではないのでしょうか。
- 果樹の高接用穂木は販売、流通がないので、購入した苗木から採取して自家増殖する以外に、高接更新を行う手段がない。
- 高接による一挙更新する時の穂木の購入方法、単価がわからない。
- 自家増殖というより、品種の切れ変えの場合に高接ぎによるものがどうなるのか、認められているならば特に問題はないと思います。
- 現状でよい。
- 売買をともし合わない場合、制限は困難であり、管理も不可能です。又、増殖者も技術を要するので、自家増殖まで制約する事は梨に関しては、無理だと考えます。

（おうとう）

- 種苗業者の方々は、カタログ等で制度について記載しているが、生産者の中ではまだまだあまり知られていないと思います。末端の生産者に対して、各J A、各部会の生産団体を中心に活動していた方が早いのでは。
- 果樹の場合改植等で新たに植える場合、苗木を全て買うということになると、実がなり始めるまで数年かかるので負担が大きくなるのであまり厳しくしないほしい。

（かき）

- 果樹の場合の自家増殖については、現状のままにしておいてほしい。
- 現状通りでお願いしたい。
- 現状のままでよい。

（その他果樹）

- 自家増殖出来ないと、補植等で費用が高くつく。（うめ）
- ブルーベリーは苗の価格が高く、畑に定植してからの枯れこみも多いので、自分で種木による増殖ができなければ困る。（ブルーベリー）
- 苗木の購入の際、J A等より説明が必要。（いちじく）

「花き類」

（きく）

- 権利者と生産者が契約により合意していなければ、自家増殖は何も問題ないと思う。法律で制限するのは良くないのでは。又、自家増殖禁止となれば、生産者の種苗費の負担が増して経営困難に陥るものが多数出てしまいます。
- 経営面のことを考えると、菊については、自家増殖できる体制の維持を望む。
- 登録品種については自家増殖について制限も多くあるため定植苗について種苗会社は安心できるものを安定して供給するべきである。対応できない場合については自家増殖について認めていくよう望む。

- 自家増殖については生産量確保のためには必要である。(種苗会社からの苗は品質の劣る物が多いため) 又、種苗会社は自ら出荷した苗に対して責任を取らない。適期作付を行う我々の事を考えていない。
- 品種育成者保護という立場から自家増殖を一切禁ずるようなことはしてほしくない。なぜならば、苗の供給が、安全、確実に生産者に届けられればいいが、現実には海外に生産拠点を置かざるを得ず、不安定要素が多過ぎると思う。実際に、毎年購入している物がコストの関係で全使用量の半量を占めるが、毎年苗の質に問題があり、苦慮している。特に今後も心配なのはウイルス感染苗で、昨年、全国的に大問題となった品種も生産している関係上、非常に心配です。ですので、許諾料の支払はしかたないと思うが、自家増殖は認めてほしい。
- 仮に自家増殖を禁止した場合、苗生産(供給)業界が充実していないため、産地は苗不足等の問題が発生するものと考えられる。現状、購入苗の利用は、苗が安定的に供給されるのであれば大規模生産者にとってはメリットがあるが、小規模生産者にとってはコスト高になる。また、購入苗は病気等のリスクをとまう上、今年のような重油高対策として各産地が一斉に品種の転換をしようとする前供給が間に合わず計画生産に支障が生じる。さらにロイヤリティーを販売単価に反映できないため、コスト高となり、花卉業界が伸びない。
- 栽培許諾料の支払だけで自家増殖自由にすべき。
- 菊栽培において自家増殖禁止は死活問題になるので、禁止しないで欲しい。菊の場合必要本数が多く供給体制ができていない。穂木をすべて購入した場合、採算割れになり、菊生産を続けられなくなる。重油、肥料、農薬、ダンボールなど他の生産コストの高騰で種苗を購入することが困難になってきている。
- 自家増殖は認めて頂きたい。
- 自家増殖がなくなると、日本のスプレーギク生産農家は間違いなくなくなります。
- 自家増殖は特に制限する必要はないと思う。
- すべてを囲い込む手法はかつての小作制度と変わらない。販売に対するパテント料を支払えば、増殖はよいのではないか。何故小作制度が否定されたのか、考えるべきである。園芸(農業)発展には生産者の意欲が必ずいると思うので、意欲をそぐような権利の主張は墓穴を掘ることになるであろう。そういう事例も出ている。
- 切花を買って自家増殖されているのを見るけどこれからはどうなのか。
- 取り決めの範囲の中で良いと思う。
- 菊に関しては、現状のままだがよい。
- メーカー(販売店)により違いがあり取引が発生してから内容が理解できる場合もあるので取扱いにくい。
- 制約を受けるのは当然と思っている。
- 作者者の保護の為、自家増殖を禁止する様な動きがあるそうですが、そうされると、多くの農家にとっては、不利が多いと思います。また、自家増殖で作者者に不利益をもたらしているのは、外国の生産者なのではないのかと思うので、一律に自家増殖禁止!というのは乱暴な気がします。対外国策を考え、大元の問題を解決すべきかと思います。大産地では、購入苗利用でもコストなどのメリットはありますが、小さな産地農家では、生産が続行できなくなる程の問題となります。国内の農家の拡大発展を農水省が考えるなら、小手先の対策は取らないで欲しいと思います。
- 自家増殖とかライセンス等の認識はありません。食用菊(菊)の場合、種子を取るのとは不可能で選抜方法しかわかりませんので新品種といったような認識はありません。
- 菊について高い金額を払い購入しているけど、次年度にはふれあい市の(一般の)人達は増殖し花があふれている。これは生産者だけの制度のように思います。ふせぐ方

法はないでしょうか。

(カーネーション)

- 価格低迷が続いている為、種苗費がかさみ経営を圧迫している。日本国内のカーネーション農家を守る為にも自家増殖を認めるべきだ。それには、種苗会社を守ることにもなる。また、公的試験場で日本独自の品種を開発研究すべきです。種研究に生産者、行政、流通関係が手を組み進めるべきです。
- ①購入量の多少にかかわらず、カーネーションでは自家増殖が一切認められていない。適期植付の困難性や苗質不良（病害やむれなど）で生産上大きな問題となっている。
②単位農協の県段階の●●●協会カーネーション部会との契約等によって許諾料の厳格、適正な支払いを保障することによって、自家増殖を認めて欲しい。自家増殖、健苗育成、適期定植によって生産の安定・向上を図りたい。
- 育成者の権利を守るために必要だが、柔軟な対応をしてほしい。育成後 10 年以上経過したら OK くらいに、25 年は長い。
- 自家増殖できれば、認めるべきです。（自家増殖などは、簡単なことではない。品目によるが、それをできる人には、認めるべきです。）
- 現在は代理店（種苗会社）が認めていない権利等の問題もあり、自家増殖は認めない方がよい。

(ばら)

- ①バラでは同一品種を例えば 1,000 株購入すれば、以後の自家増殖が出来る。しかしながら、品種戦争の激しい中で、1,000 株もの同一品種の導入はきわめてリスクが大きい。数量の多少にかかわらず、自家増殖ができるようになって欲しい。許諾料の支払いについては、農協単位 or 県協会 or 日本バラ切花協会との契約によって明確に保障する形をとる。②自家増殖、健苗育成、適期定植によって、生産の安定、向上を図りたい。
- 一度パテント料を支払っていれば、契約数量の範囲内で有れば、株（苗）の植替え更新が自由に出来る様になればいい。
- きちんと報告をすれば自家増殖は認めてほしい。
- 他の品目についてはわかりませんが、バラの場合には 1,000 本以上の購入で自家増殖が認められている品種もあります。今のままで良いと思います。
- 輸入品のバラと差別化していく意味でも、育種に力を入れて行かないといけなないので自家増殖は、禁止する方向で進んで行くべきだ。
- 勝手に増やしている人をもっと厳罰にしてほしい。

(りんどう)

- 「種苗の自家増殖」の制限に「りんどう」も含めてほしい。
- 現在、草花類 52 種類となっていますがこの中にりんどうも含めて、53 種類として権利保護を強化して頂きたいです。
- 今の制度でよい。

(その他花き類)

- スイートピーについては、自家増殖を行う中で異品種の発生が多くオリジナルが大変多くなっている。また 購入種子は、毎年のように品種の固定が出来ていないため、品質にバラツキが多く自家増殖が必要となる。（スイートピー）
- きちんとして欲しい。無断増殖の物が市場に出回っているにもかかわらず、野放し状

態である。このことは●●の担当者にも話をしたが対応が甘い。(花き類・植木類)

- ライセンス契約は大規模農家に数をおろしているの、小規模で多くの農家は契約の話すら来ていない。(ペゴニア)
- 増殖分は何本、出荷鉢何鉢という様にして種苗業者に数量を言いパテント代を払っている。(草花類)
- 登録や診査に時間と費用がかかりすぎる。登録が取れてもその時点でもう古い品種になっていることが多い。(スターチス)
- 自家増殖しても他の品種を交配したりして登録品種と違う性質をもつものなら別品種として扱っても良いと思う(育種を制限しかねない)。(シクラメン)

「食用作物」

(稲)

- 経費削減に必要。
- 米の場合、奨励品種からはずれた品種の場合、種子の入手が困難になる。そういう場合は、自家増殖でもいいのかなと思う。
- 例えば、●●県の●●●から「●●●」を入手して、営農組合で自家増殖して販売する場合、許諾料の取扱いはどうなるのか、具体的に知りたい。
- 昨年(平成19年)本年(20年)に畦畔にイワダレ草、センチビートグラスの苗を植えましたが、注意事項として、自家増殖禁止とありました。本当にダメなのですか。畦畔面積からすると購入でまかなうにはコスト負担が大変です。
- JA種子センターよりの指定種子を購入使用し、JAの栽培指導に基づいて育苗を行っている。今後も実施して行く。
- 私は2~3年前までは購入種子から自家採取をしていましたが(コストを押さえる為)JAの販売戦略上なのか購買売上高の減少から種子更新しないと米価に差をつけると言われ種苗費が高くつき頭の痛い問題です。
- 水稻品種の種子の自家採取、増殖の作業段階において、異品種混入の恐れもあり、検査・販売において、厳正な管理とチェック体制を確立する必要があると思う。
- 自家だと育苗期にカビの発生が見られる。
- 昔ながらに生産者は当たり前のように自家増殖に関して何の抵抗感もない、種子そのものの代金の中に利用、増殖分が含まれていると感じている。しかし私の品種●●のように地域特性を考慮した特別の新品種は自家増殖等が禁止となっており、利用者はそれを守るのが当然である。又、JA出荷米に関しては、毎年の種子更新によってJA米となり自家増殖はない。その他の飯米、事業消費用は規制がなく、自由だと思うし、又検索も難しいと考える。
- 自家増殖がある以上食の安全性を脅かすのでは。
- 現行通りが望ましい。

(大豆)

- 2~3割の種子更新ならよいが、毎年全量更新では経営的に成り立たない。
- 登録されている品種を自家増殖している農家へ問題がないか、定期的に確認するとよいと思われる。
- 農家自身の負担も増えるが、育成者の権利を守る為にも一定額程度の負担をすべきである。
- 販売単価のわりに種子価格が高く生産費における割合を多く占めている。
- 現状でよろしい。

(小麦)

- 自家増殖は認めてほしい。
- 自家増殖をある程度認めるべき。

(かんしょ)

- 種子はどのようになっているのかよくわからない。
- 自家増殖について、許諾料等を取らないでもらいたい。大変な経費の増加になってしまう。
- 地産地消を推進するような制度を構築してほしい。

(さといも)

- さといもについては、種子からの増殖は、次年度 10～15 倍となる。少量の種子購入をすれば、短期間で増殖は終了する。
- 作物によって条件が違ふと考えられるので、地域育成品種については、種子の供給先が無く、自家増殖しか、増殖方法がない点も考えて頂きたい。

「野菜」

(いちご)

- 原油の高騰による生産資材等の高値で経営が苦しくなっておりますので、自家増殖に対して不利になる様な法律等は作らないのが望ましい。
- 苺の場合は自家増殖無しには、必要栽培本数の確保は不可能。
- いちご栽培において生産に必要な種苗の量を確保するため自家増殖は必要不可欠なので、このまま認めてほしい。
- 地域に合う有望品種かどうかかわからずに高い許諾料、毎年払って数本の元株導入しても適性が合わない場合あり、1 年～2 年の苗増殖で終了してしまうのでは、なかなか導入に前向きになれない所もあります。(ためし栽培できると良い)
- 新しく品種登録されたものは、期限を設定して開発者の権利を保護してあげたら良い。(2～3 年程度) その後は自由に自家増殖を出来る様にしてほしい。普及センター及び J A を通じて広く農家に品種登録制度の内容を伝えてほしい。
- 良い品種が出れば栽培したい考えには変わりありませんが、余り条件をつけずに増殖出来るように生産者に意欲を与えるような制度にしてほしいです(種苗の増殖状態の調査かと思いますが、いちごの場合は生産量はいちご生産量と考えた解答をしています)。
- 自家増殖ができれば、いちご栽培は成り立たない。
- 自家増殖は自由にできるようにしてもらわないと農家がつぶれる。
- 自家増殖して、個人で親株として使用する事は認めてもらいたい。
- 新品種が出たら早く自家増殖が出来る様にしてほしい。
- 四季成品種で自家増殖できる品種がある事は知っているが、まだ挑戦に至っていない。
- 品種、権利者によって制限される項目が多く、制限内容が、購入時に知らされないケースがある。権利者が変わった時に方針が変わる事が多く、トラブルが発生している(例●●)。
- アンケートについて ●●のいちごは、育成者(県)と生産者団体(●●協会)が契約を結び、生産者が利用しているので、個別のアンケートは無意味。
- 公共機関で育成された品種についてはもっと手続を簡素化できれば良いと思う。

(トマト)

- いけないと思うが、農業の販売価格を考えると、どこかで節約をしようとする一番早いのは増殖だと思う。
- 今迄通り、自己経営の範囲内において原則自由であってほしい。

(やまのいも)

- 基本的には自家増殖はできない方が、良い流通体系となると思われる。(やまのいも)
- パテント料が生産性の高い新品種の開発経費に当てられているのであれば仕方ないと思う。
- 大和芋の場合自家採取で種代として費用はかかりませんが、販売価格は安値で栽培に必要な経費が高く赤字の状況です。若い後継者はこの状態では子供の教育もできない。生活も出来ないと云うのが事実です。ですから畑は荒れ放題で困った問題です。現在がんばって栽培している私達も年令も高く安値で張り合いもなくなり作る面積は年ごとに減るばかりです。
- ある一定の量までは自家増殖を認めてほしい。
- 農協（JA）と個人契約をしているので問題ない。

(そらまめ)

- 自家増殖できるほどの技術の向上が産地の一つの指導になる。できるものなら推奨すべきだ。
- 自家増殖は病気や発芽などリスクがあり、容易でない。一方で購入種も必ずしも良好な品質でないこともあり、危険分散も必要。

(ふき)

- 現場では必要。
- 自家増殖が認められなくなると生産に大きな支障を来す。
- 自家増殖の定義が不明確でわかりにくい。

(その他野菜)

- メーカーが種苗店や小売する業者へ指導や周知をしっかりと、JAや生産者へ知らせてほしい。(ブロッコリー)
- 内緒で自家増殖している農家がいると聞きます。(ミニトマト)
- きゅうりの場合は、F1品種で自家増殖できないので問題ない。(きゅうり)
- 認めるか、認めないか？はつきりすべきだと思う。(だいこん)

「きのこ類」

(しいたけ)

- 規制緩和を望む。
- 自由に自家増殖し、菌床培地が販売出来たら良いと思う。
- 種菌の自家増殖は制限されて良いと思います。
- 自家増殖は良くないと思う。品種の特性がなくなる。
- 無断利用は認めるべきでない。
- 登録品種による自家増殖という言葉そのものを周知徹底させることも大事。登録者の知的財産権を侵害することがあってはならない。
- 原木しいたけ栽培では、自家増殖はリスクが高すぎるため不向きなうえ、自家増殖する事により種菌が値上がりする事は不利益になる。

- 乾草椎茸については、●●●、●●●の独占企業だが、試験品種等開発に力を入れて、気候条件に左右されない品種があればと思う。現場での試験（申請期間）を長くしてほしい。あまりにも品種が多すぎる。

（なめこ）

- なめこの場合不安定なせいで、駄目な場合、他の品種を注文するのが増えますが購入できない場合がある。そういう時、自家増殖等が出来ないと死活問題になる。その辺りも考えてもらわないと生産者は生きていけません。
- 自家増殖は必要。

（その他きのこ類）

- 今後も自家増殖は認めてもらいたい。もし規制がかかってしまうと経営が成り立たなくなってしまう。（エリンギ）

「その他」

- さとうきびにおいては、自家増殖の形（方法）しかない。①農家負担が大きい（土地利用型）②大規模に増殖を必要とする③地域にそぐわないケースもあるという観点から。（さとうきび）
- まずは農家の一人一人の声を大事にしてほしいです。基本は「農家」だと思います。実際に農に携っている人達の顔、声が一番だと思います。行政の方々にはわからないことが多いかと思います。実際に現場を見つめてほしいです。（さとうきび）
- 経営継続発展のためにも自家増殖は必要。（茶）
- 自家増殖の場合、水稻種子生産者の有り方。面積の減少、種子の作付面積の減少。人気品種の自家採種の発生、自家採種での銘柄販売は問題である。●●県として人気品種の面積の抑制→種子が不足→自家採種のイタチごっこではないか？実際●●水稻採種生産者→DNA鑑定必要●●農協へ出荷した場合→水稻種子更新率 100%なのか確認。水稻種子の生産現場では、人気品種の採取の場合、看板の設置で盗難の可能性有り。水稻の場合、数キロ→相当面積まで（数年かけて）増殖は可能。罰則の強化をお願いする。（水稻種子）
- カーネーションについてパテントを払えば自家増殖が出来るようにしてほしい。少量品種などが生産中止となり色のバリエーションが少なくなり、その花の利用価値が下がってしまう。（品目不明）
- 自家増殖はこのまま継続してほしい。（品目不明）

（品種登録制度における自家増殖の取扱いについて）

「果樹」

（かんきつ）

- 品種を作り出す人にとってはもっともな話だと思う。
- 必要だと思います。
- 育種者の権利保護は大切だと考えます。
- 育苗者、開発者の権利は尊重することが大事です。
- 果樹の育成者権が 30 年で長い。日本の果樹産業発展のためには優良な品種は全国に早く普及できるよう短くした方がよいのではないのか。
- 柑橘は 50 年にしてほしいです。
- 必要な制度だと思うが、運用がスムーズに行えるとは思えない部分もある。たとえば、購入した登録品種の苗木が枯れた場合、枯れた本数と同じだけ自家増殖しても生産量はつじつまがあう。その生産量も年による変動、成育 4 次変動を考えれば自家増殖を行っても厳密には計測不可能ではないだろうか。
- 柑橘の場合。多種にわたり様々な品種がありますが、担い手不足や消費の減退等で栽培意欲が低下し従来からその品種がもっている能力を出せないのが現状です。良い物を作れば高く売れるというものがなくなっている今、どこに向かっていけば良いのかが若い担い手中心に解らないでいる様です。今後進むであろうこの温暖化に伴ない、温州みかんの温暖というより異常な夏の暑さをしのぐ事のできる品種を開発される事を願います。

（もも）

- 新品種を産み出した人を支援するにも又新品種を作り出す努力が報われる為にも、登録制度で保護されることは必要だと思う。又種苗会社も無くなっては困るし、むやみに海外に出ても困ると思うので制度は必要だと思う。
- 今のままでいいと思います。

（りんご）

- 現状で良いと思う。
- りんごでは、●●県（●●、●●）にはじまり、●●県（●●）、●●県（●●）、が県内販売のみとしているが、適地適作を考える面からも、「何年後に県外販売を開始する」というガイドラインを決めて頂きたい。●●県の「●●」が●●の「●●」になったように。海外への輸出を考える中、小さな国内消費の奪い合いでは生産者の経営は安定しないと思います。
- りんごについては育種した県以外での栽培を規制される動きが多い。戦略的にいたしかたない苗もあるが、情報は出して栽培は認めないのはいかなるものか→それなら情報も出さねばよいのに。
- 外圧（外国）への国内農家の対応が出来るように。
- 品種登録に際し 1 件にどの位の経費が必要。
- 試験場や消費者の意見を取り入れるように。現地試験を各都道府県で行い、地域にあったものを。焦らずに本当に良い品種を登録する。品種が多すぎるため消費者の認識がなさすぎる。
- 苗木屋に信用ない。

（ぶどう）

- 育成者保護上この制度は必要である。

- 絶対に必要と思う。自分の農園では、全国の有名種苗店から最低1品種10本単位で苗木を購入し、5年間観察を重ねその中より我が農園で成績の良い苗木を残し育種その穂木より増殖を重ねている。50年余り、ぶどう栽培をしているが品種登録制度の確立を願います。
- 各県下に於いてオリジナルの品種を育てるべく、産地独占の傾向にあるが、優秀な特性を持った品種が他の地域での栽培により適応する可能性も充分にある。新品種として誕生したぶどうをより多くの人に食してもらう事と価格の適正化等又、品種の保護を考えた場合、広く苗木を供給した方が果樹生産には良いと思われる。
- 制度そのものの理解が不十分なので、関係機関（県や市町村等）からの指導がほしい。
- 末端農家では品種登録制度や自家増殖に関する認識がまだまだ低いことから、制度についての概要や制度等について十分理解する必要がある。
- 品種が多すぎる面もある。
- 外国へ持ち出されたらその国へ行って伐採してきて欲しい。

（なし）

- 能力、労力、経費、年月をかけて、作り出す新品種は保護されるべきです。
- 新品種の育成者の権利を守るため必要であると思います。
- 有っていいと思う。
- 現状でいい。
- 開発者、育成者の権利保護の点からも必要であると考えます。ただし、農業者の生産、経営に負担をするような制限は避けるべきかと思います。
- 新しい品種を育成した権利者の権利を保護するのは当然かも知れませんが、新しい品種にかかわって商売をする人達（種苗商）などには、育成者の権利を主張するのは当然でしょうが、それを観賞したり、その木の実を売ったりする人（農業者）にまで型をはめるのはいかなものか。
- 自家増殖を自由に。
- 品種登録制度について、農水省は別にして、各県単独の品種を他県が使用できない問題が発生しています。公的機関の品種については公平に使用できるように要望します。
- 他県に種苗を出さない県が目立ってきた。許諾料を支払うのであれば全国に販売してほしい。県だけの栽培の登録制度は止めてほしい。
- 国内における、品種登録のあらゆる品種が種苗法改正によって、守られるべきだが、発光ダイオードの裁定より、アメリカ並みの保護法により市場は閉鎖、一県だけの品種となり日本の将来は暗雲たる現状、天下の悪法也即又日本国内の栽培者が誰でもつくべき。改正すべし（世界との競争に負けるのは必然）一般農業にそんな必要なし。
- 更なる周知活動を行ってもらいたい。
- どの品種がダメで、どの品種が大丈夫なのか情報が出てこない為わからない。
- 苗木代に含まれることが一番問題であると考えます。
- 品種登録制度は公的機関が行なうべきで企業が営利目的に行っても消費者の理解は求められない。

（かき）

- 新しい品種の苗代が高すぎる。
- 果樹類に付いては枝変りが出やすく新品種が早く作られる。今の登録制度で良いと思う。
- 必要だと思います。
- 現状のままでよい。

- 現状でいい。

（びわ）

- 優良品種の登録が早い方がよい。
- 優良な系統は早期に登録してほしい。
- 制限はあった方がよい。

（その他果樹）

- 手間ひまを考えた時には苗木業者に適正な価格であるならば徴収されるもやむなし。どちらかと言えば業者間の問題が先ではないかと思う。それが生産者に価格はもちろん負担にならないことを願う。

「花き」

（きく）

- これまでのように、他産地に苗を送って、栽培して、その結果見てからというより、現在のように審査官の方に来て戴いて花と栽培を見てもらう方法は良い（色々、お話を聞けるのも良い）。個人的なことだが、昨年1品種申請している、本年も9月中旬候の白菊の芽なし菊で（99%側枝、芽が出ない菊）最初から中心部1つのみで、上部も芽が出ない。登録申請普及所に協力戴いて準備中です。
- 必要な制度と思っている。
- 必要である。
- 当然あってしかるべき制度である。
- 育種業界を守る為には必要とは思いますが、金額面で小規模農家にとっては負担割合が多く感じる。
- よくわからないが20年間そのつど（メーカー）はお金を払いつづければならないと聞くそれも大変だと思う。だから一度登録すれば1回の登録料にすればよいと思う。
- 育成者の権利を守るためにはいたしかたない。しかし権利保護の期間が永すぎる。枝変わりについては、発見者の権利にしてほしい。
- 毎年、各業者からさまざまな新品種が登録発売されるがその中から売れる物を捜し出すのは至難の技である。よくこんな物が登録されたものだと思ってしまう物も数多くある。何を登録しようか登録者の勝手かも知れないが、作れない、売れないものを登録させていいのか、営利品に関しては、制度の見直しが必要に思われる。
- 作出者の利益（権利？）を守る為に、品種登録をかけて、保護していくことは必要であると考えます。しかし品種登録は、個人、産地で取り組む場合、期間ごとの許諾料などが負担になる上、意図する以上の効果が得られないなど、必ずしも取り組み易いものではない状況だと思い利用していくことと思います。一方、種苗会社の保有するものは、品種登録以外に、栽培契約上での縛りがかけられている様に思います。（実情はよくわかりません）作業を簡単にしてほしいです。
- キクの場合、海外で種苗（穂）を作ってもらっているが最近ウイルス等色々な病気が多くなった。国産の安全な苗が確保出来れば良いが。
- 登録制度はとてもよいと思うが生産者もそうですが、もっと買手側（中卸、小売）や一般の消費者にも、制度の意義や必要性を知らしめて下さい。
- 登録制度を知らない生産者が多い。
- 種苗会社は新品種について栽培試験を行っていると聞くが、栽培して見るとなかなか良い品種はなく現状でも市場流通に乗っているものはあまりなく、生産地としては不満もある。すぐに品種登録するのではなく産地との協力体制で世の中に送り出してほ

しい。

- 品種登録制度は育種する人には良い制度。登録申請を簡単に申請をしやすくしてほしい。

(ばら)

- もうすこし手続を簡素化してほしい。登録料を安くしてほしい。外国に無断で栽培している物は輸入禁止にしてほしい。
- 海外の品種（パテント付）の取り扱いがよくわからない。
- 枝変わりでもパテントがかかるのは。

(カーネーション)

- 必要です。
- 新しい品種についての利用権（ロイヤリティー）は生産者立場から見て、支払うのは仕方ないけど、8年～10年過ぎても、その品種の利用枠が同じ金額がどうも納得いかない。
- 品種登録制度とは、直接は関係ないかもしれませんが、種苗購入時に支払う、ロイヤリティーはやめてほしい。
- 登録期間が長すぎる。開発者でなく代理店が権利を持っており、登録期間が終了しても名称を変えて再登録を行っており、これらを改善するようにしてほしい。
- 登録品種の残存期間を明記してほしい。種苗会社より苗の購入をしますが、注文苗の減少により希望品種が購入できず、他品種を購入することになってしまった。生産中止になった希望品種の自家増殖の道は無いのでしょうか？（法律的に）
- これは中国にみられるように、農水省には無理なので日本では、自由でよいでしょう。中国では日本の商社まで加担して増殖していない。他国には、日本の登録品種の管理はきちんとするべきです。

(りんどう)

- 変えるべきでない。
- 日本の品種登録制度（種苗法）は日本だけの制度なのでこれから輸出もありますので海外（外国）にも適用できる制度であることが必要であると思います。
- 一般の人達にも理解してもらう万策を立てるべきだ。

(その他花き類)

- 育種農家を守る法律であって、これが無ければ育種家は育たないし経営も成り立たないと思う。（草花類）
- 社会の色々な要望又生産者にも、より良い物を作り出す事は良い事でそれには色々な努力が必要でその負担は当然の事と思う。（芝）
- シクラメンについてであるが種子にパテントをつけるのはいかがなものか。OPで採種した種子は世代が変われば親とは同じDNAではないので何代ものあいだ品種登録がおりているのはおかしい。（ハイドラのように挿し木ものとはちがうと思う）シクラメンの場合品種登録をするのではなく、F1にしまえばその必要がないのではと思う。ヨーロッパでは種子に品種登録がおりているものがありますが。（シクラメン）
- やむを得ないと思いますが、種苗業者はすべての品目・品種を自社で抱え込むことの手段にしている様に思われている。（ペゴニア）

「食用作物」

（稲）

- ☐ 品種、開発には高額な費用がかかるので、開発者の利益を守るべき。
- ☐ 新品種の開発者、権利者を保護するのは当然であると思う。
- ☐ 良いと思う。国として種子は制度の枠で確保してほしい。
- ☐ 必要と感じる。
- ☐ 水種の種子が 24,000 円/俵で、数年末動価格であり、下がっているにもかかわらず、下がらないのは納得がいかない。
- ☐ 良い制度であるからもっと生産者が知っていればいい。
- ☐ 品種登録の手続方法がわからない。
- ☐ 制度そのものの詳細はわからないが、個人、団体が開発、または昔から保有等している種苗は登録することにより、権利が発生すると、現在同様保護されるべきと思う。それはやはり今後とも、公共機関が行なうべき事であるとともに迅速に、安価であるべきと思う。又、県担当への周知徹底が必要であり、種子袋に注意書きを盛り込む事も必要かと思います。
- ☐ 現在、新品種の育成、登録等は県が中心に試験場現地適用試験等を行い地域にあった品種選抜を行っており、農林水産省としても地域、産地が活性化できる様審査、登録についてもお願いしたい。
- ☐ 特別でない限り必要。
- ☐ 自由にしたい。

（大豆）

- ☐ 黒大豆を栽培しているが、種豆はすべて購入して、自分で苗を作り生産しておりますが、今回の調査の意味が理解しがたく思いました。現状のままだが望ましいと思う。
- ☐ 新しく登録された品種を知るためにも定期的な情報がほしい。
- ☐ 何も知らされていないので内容が分からない。

（大麦）

- ☐ 種苗代（種子代）が高い。
- ☐ 経営面積が大きいと種苗費もかさんでしまう。（毎年種子更新しているため、きつい）。

（小豆）

- ☐ 費用がかからず登録できるなら品種登録を考えたい。
- ☐ 今回聞かれた小豆については、特に制限はないが、知識として知らないことが多くあり、品種登録なども意識していないため、具体的に（自分のかどうか）知りたい。

（その他食用作物）

- ☐ 種子生産をしているので品種登録は必要と思われる。（ばれいしょ）
- ☐ 稲作農家としてあまり関係ない様に思う。（小麦）
- ☐ 品種登録制度は、何の制限も受けないので、あつてない様なものである。（さといも）

「野菜」

（いちご）

- ☐ 品種の保護のため登録制度は重要です。
- ☐ 熱心に研究されて新しい品種を作られた人のためにはこの制度は有った方が良く思う。

- 栽培農家にあまり負担をかけない様にしてもらいたい。
- 一番良いのはパテントの無いものか終了したものを用いて育種できれば（地域に合ったものが）と思うのですが。
- 許諾料を払うが、作りたくても売りに出していない品種があるので試作も出来ないのが困る。
- 育種権は、品目によって日本では周知されていない制度、海外（米国）並に強化しても良いと思う。国内における周知よりも、国外への持ち出しの制限を強化すべき。研究者及び生産者に対して本制度の周知徹底させるべき。
- ●●県においては品種の更新に困っている。県内で部会、生産組合を組織しているのは、●●、●●地域だけと聞いている。

（トマト）

- 良いと思う。苦勞をしてその品種の作った人のことを考えると良いと思う。
- 国内で、育成した品種について、外国での違法な使用により、国益を損なうことのないように対処して頂きたい。国内利用については、種苗費負担が過度に重くならないよう配慮して頂きたい。

（だいこん）

- あまり詳しく理解していない。
- 公平な取引が出来るような法律になれば良いと思う。

（そらまめ）

- 品種登録しても、安定供給ができない。農業の安定のため種の安定化を考慮願いたい。
- いっどこに登録すれば良いのかさえ知りません。J Aからもいっさい話は有りませんでした。この様な制度は必要かと考えています。でもどこで管理し、チェックするのか大変な事です。具体的な対応を教えて欲しいです。

（その他野菜）

- 制度自体がよくわからない。（らっきょう）
- 種苗会社に左右されているので一農家ではどうにもならない。（なす）

「きのこ類」

（しいたけ）

- あった方が良い。育成者の権利を守るべきだ。
- より良い種菌が開発されるよう信用ある育成者を育て守り安全な種菌が安く買えるように品種登録制度を続けてほしい。
- 椎茸種菌において1瓶当り接種菌床数の制限は止めてもらいたい。数の差は技術の差であって制限があってはならないと思います。
- 新品種の発見開発についての健全な制度として育成者の保護も含めて将来的に存続させるべきである。＊特に企業、個人による国外への品種（種苗、種菌）の持出しは国内農業の保護のため禁止すべき。
- しいたけ栽培は菌床栽培が主流となっているのにもかかわらず、登録には依然として原木へ接種して申請等をする必要があるため、登録迄に手間も、時間にかかる。おがくず培地での発生試験のほうサイクルが早い。そのため、農家が個人で開発し登録をするにはコストも時間もかかり、新規参入や独自の品種登録等の障害となっている。種苗会社が独自に農家と契約を結び独占状態の中では種菌の価格のみならず資材、原

料、仕込数までメーカーに価格をにぎられ、農家のメリット、利益迄（仕込み数の報告義務により利益計算が容易だから）コントロールされかねない。もっと簡単に登録が出来るようにならなければ中国などの品種開発に勝てないし、食の安全、安心、トレサビリティを完成させるため、一番重要な自社完結型の種菌のクルー部分は決して解決しないと思われる。

（なめこ）

- 品種育成のため必要。安定生産のためにも必要。
- きのこの種菌については特になめこ、不安定で登録そのものに疑問を感じる。種菌に問題がある場合に著しく減収するが、その時に保障等の部分について国側等の（登録制度を認めている側）と権利者の対応を考えてもらいたい。
- 育種者の利益を守る為必要と思う。

（その他きのこ類）

- 新品種を出すため、J A、町、生産者が毎年多額のお金を出しあって過去、20 年間にえのき 2 品種ぶなしめじ 5 品種の登録をしている。きのこ種菌はほとんどが交配種なので徐々に変化をして行く。次世代のためにも、良い物を作らなければならないと思っています。小さな組織でがんばっています。研究、開発費などありましたら教えて下さい。（ぶなしめじ）

「その他」

- 新しい品種は保護しないと海外にもっていかれる。（さとうきび）
- さとうきびについては登録までにほぼ 10 年、2 年でも早くならないものか。米など日本で開発された優良な品種の規制が及ばない海外ですぐ出まわったり、また日本の品種との掛け合わせが海外で開発されることが問題です。（さとうきび）
- 育成権者の利益を守るため必要なこと。・国内優良種苗の海外持ち出しの規制強化をはかってほしい。（茶）
- 制度を良く知らないので、広報活動をしてほしい。（茶）
- 花壇苗生産者です。100%購入種子です。種子の金額が高くなっている。（品目不明）
- 品種登録された種苗（シクラメン）の種苗費が高く今月の市場価格においては、メリットが全くなく栽培を辞めました。（平成 14 年以後）（品目不明）
- 出願中などでも許諾料が取られますが、下りなかった場合はどうなるのでしょうか？

Ⅲ 自家増殖の規定に関する意見交換会

1 長野県会場

(1) 出席者

長野県会場では、22名の参加により、果樹、きのこ類、花き類について意見交換を行った。

◆参加者概要

	参加者	
生産者・農業協同組合	J A 中野市 J A 北信州みゆき J A 須高 J A 全農長野	果樹担当者1名、きのこ担当者1名 きのこ担当者1名 りんご生産者1名、営農担当者1名 職員7名
地方自治体	長野県 岩手県	農政部3名、林務部1名 農産園芸課1名
農林水産省	農林水産省	生産局知的財産課2名 関東農政局生産経営流通部園芸特産課1名
事務局（調査機関）	㈱流通研究所	研究員2名

(2) 意見交換会の概要

①果樹について

〔J A 須高りんご生産者〕

- ・ 品種登録されているかは分からないが、県の育成品種3つ（シナノスイート、シナノゴールド、秋映）を栽培している他、りんごは陽光、紅玉、ぶどうだとピオーネなどを栽培している。いずれも生産にあたって契約などはしていない。わい性栽培をしているので苗木が手に入らず、自分で種をまいている。
- ・ 新しい品種を初めて導入する際は、まずは台木を導入し、その後新品種を導入する。いい実がなければ淘汰して、その分自家増殖をする。試験場から出されるデータを見て、これはいけるというものがあった場合、自分ですぐに生産にとりかからなければ経営的に成り立たないのが現状である。
- ・ 登録品種かどうかは、知ろうと思えばカタログを見れば分かることで、わざわざ知らせてもらう必要はない。

〔J A 須高担当者〕

- ・ 登録品種かどうかということについて生産者はあまり意識していない。J Aとしては登録品種でないものは積極的に普及させていない。

〔J A 中野市果樹担当者〕

- ・ 近年啓発が進み、種苗法は浸透してきており、生産者同士でたやすく種苗を譲渡し

てはいけないということについては共通認識ができています。そのため、登録品種については、苗木を最低一本は購入してもらい、それを自家増殖するというのが通例になっている。いずれ自家増殖は規制が厳しくなるので、今のうちに増やして樹を確保しておこうという考え方が定着している。

- ・ 現状では、穂木を生産者自身が増やして確保している。高接ぎをするのが前提で、そうでなければ産地作りはできない。具体的には、まず1～2メートル程度の大きさの苗木を購入する。その苗木を植えて、上の部分80センチくらいを切り、それを他の樹に接ぐ。苗木自体には実が生るのに7～8年かかるが、高接ぎなら3年で済む。

[長野県果樹担当者]

- ・ 県外での利用制限は、その品種ごとに異なる。古くに開発されたものはそもそも制限するという概念がなかったもので、自由に利用できる。制限をする場合は、生産者個人と契約することは事務的に繁雑でできないので、種苗業者から他県に持って行ってはいけないなどの注意をしてもらうようにしている。

[J A全農長野]

- ・ 長野県では、自家増殖があったからこそ産地が形成できた。資料の中で「自家増殖の問題」と示されているが、農家さんにはそれほど問題意識はない。育成者権の保護は当然のことだが、農業振興という観点に立てば自家増殖は認めてほしい。
- ・ また、「契約で自家増殖を制限することが可能」という部分が分かりにくい。例えば、●●県の品種は系統番号で登録され、販売名は●●県で生産した場合しか使えない。このような状況が現場の混乱を招いている。

[岩手県]

- ・ 県から新品種の苗木を供給する初年度は、まず穂木が足りない。ある程度樹が大きくなると十分な量の穂木は採れないため、せっかく寄せられるJ A等からの注文にとっても応じられないのが現状である。
- ・ 生産者の方は、開発された果実を試食しておいしいと思ったら、まずは苗木を数本購入し、それを接いで3年くらいで自分で実を生らしてみる、というスタイルが定着している。そのため、果樹については自家増殖を基本的には認めて、育成者の権利保護のため例外的に取り締まるという姿勢がなじみやすいのではないかと。農林水産省からの周知により、刑罰が厳しく簡単に生産者同士で種苗をやりとりしてはいけないという意識は高まっている。また、県でりんごの育種家に集まってもらって話を聞くと、自家増殖により短期間で実を生らせてもらい、生産者から早く評価を受けたいという意向がある。
- ・ 名前を付けるのにも時間がかかるので、●●県は番号でとにかく早く登録して、いいものについては後から名前をつけるという方針のようだ。商標登録できる名前を探して登録しているうちに1年くらいかかってしまい、それだけ普及が遅れることになる。
- ・ アンケート結果の『りんごでは国が育種したJ M系は、挿木が容易に出来るが、自家増殖が出来なくなると折角の良い台木が発揮できなくて困る。』との意見については、非常に共感する。ぜひ考慮してもらいたい。

②きのこ類について

[J A 中野市きのこ担当者]

- 管内ではえのきたけ、ぶなしめじ、なめこを生産している。えのきたけ、ぶなしめじは基本的に県の系統独自の品種を使用しているが、えのき一品種についてはメーカーと J A が契約して生産者に種菌を配布している。なめこについては、メーカーのおそらく登録品種を生産者自身が契約して生産している。

なお、J A の種菌センターが必要な量を供給し切れないときは生産者に自家増殖を許可している。同様に、メーカーでも自家増殖を認めているケースがある。

自家増殖については、J A 自身も登録品種を持っており育成者という立場でもあるが、生産者支援という観点から見ると、現状を維持してほしい。

- 生産者は購入した種菌を培地にまき、きのこを生産する。自家増殖の際は増殖用の培地にまいて増やす。きのこを生産する場合と増殖させる場合では、培地の栄養成分が異なる。中には、一つの培地を兼用しているケースもある。

契約については、J A 登録品種でも特に生産者と契約は交わしていない。できるだけ生産者の負担を減らすような形を選択している。

J A がメーカーから購入している種菌については金額が高いと感じている。生産者に供給した種菌 1 本当たりいくらという形で課金されている。

種菌は、基本的には技術と設備があれば永年増やせる。ただ一回拡大、二回拡大で再購入する場合はほとんどである。

[J A 北信州みゆき担当者]

- 当 J A も基本的には、J A 中野市と同じような状況である。なめこは、J A がメーカーから購入して生産者に配布する場合と、生産者が直接メーカーから購入する場合があるので、契約についても J A とメーカーがかわす場合と、生産者とメーカーが直接契約する場合の二つのケースがある。内容は、1 本の瓶を 5 本まで増やしてよいなどとなっている。種菌センターはある程度の技術を持ち、メーカーから買った種菌を増殖して配布する役割を果たしている。生産者から、このメーカーのこの種がほしいと依頼されて購入して増やすこともある。

- メーカーとの軋轢は昔ほどはなくなっていると感じている。ただし、許諾料は高い。許諾料は種菌代に含まれる場合、農家に配布した本数に応じて収める場合、生産物に対して課せられる場合など、いろいろなケースがある。生産者はメーカーから購入する場合は登録品種であるという意識が強いが、県が作った品種についてはその意識は弱い。

メーカーから自家増殖を規制してほしいという要望はあるようだが、規制した場合に必要な量をすべてメーカーが供給できるのかは疑問である。増殖させる方法としては、菌糸を増やす他、収穫物から増やすこともできる。

[長野県きのこ担当者]

- メーカーとの訴訟関連はある特定の品目についてのこともかもしれない。

[J A 全農長野]

- 20~30 年前は、種の維持のためには収穫物から増やさざるを得なかったが、技術の進歩により種菌の増殖が極めて簡単になった。こうなると種菌での増殖を取り締まるべきだが、J A が開発したものについては生産者保護という観点から、厳しい管理はしてこなかった。しかし、最近新たに開発された液体増殖技術という技術を用いると、本当に簡単に増殖できてしまうので、これについては規制してほしいという気はして

いる。

[J A中野市果樹担当者・J A中野市きのこ担当者]

- ・ ぜひと、生産者のためになる制度作りをお願いしたい。

③花き類について

[岩手県]

- ・ りんどうの育種家から意見を聴取したが、基本的には自家増殖を制限してほしいとのことであった。生産者側から見ると、育種家が法人化して生産者と契約しているパターンが主流なので、法律で自家増殖が制限されても、契約について法的根拠ができるだけで現状には差は生じない。
- ・ 県内の育種関係者が集まった研究会では、いちいち契約するより一斉に禁止してもらった方が手間が省けるという意見が出された。生産者が他県の実産者と連携して制限してほしいという嘆願書を出したとも聞いている。
- ・ りんどうは、種子繁殖と栄養繁殖があるが、種子繁殖は形質維持が技術的に難しい。種子繁殖に取り組んでいるのは公的機関のみである。この場合、種子の管理者と育種者がイコールなので問題はない。一方、栄養繁殖の場合は比較的簡単にできるため、まがいものが出てしまい、育種者から取り締まりの要望が出されている。また、輸出に関連した管理強化も求められている。詳細は不明だが、主に種子繁殖させるものは青色系統、栄養繁殖させるものはピンク系統が多いようで、バラエティー豊かな種類を維持していくにはどちらも大事にしていかなければならない。
- ・ 許諾料については、具体的にいくらかいというのは分からないが、きちんとルール化されているようである。
- ・ 種苗の供給面についても、改良普及員も同席している会議で、供給面で困るという意見は出てないので問題はないだろう。同じ花でもよく問題が挙がるきくとは状況が違うようである。他の県はどうなのだろうか。

[長野県花き類担当者]

- ・ 直接生産者から意見を聴取してこなかったのが詳細は不明だが、長野県ではセル苗での供給体制になっているので、基本的には問題ないと思われる。

[長野県知財担当者]

- ・ 長野県では、品種登録はされていないものの、伝統的に地域で独自の品種を持っている。そのため、自家増殖が禁止された場合にどのようなことが起こるのかイメージがわからない。
- ・ きくについては制限ができた場合、十分な種苗が供給できるか疑問である。時間をかけて考えていかなければならない。花き類の実産者は比較的種苗法等について理解が高いと思われるが、知らない人は知らないで混乱を招くだろう。

[長野県]

- ・ 特に果樹では、法の改正が足かせになり農業の衰退につながりかねない。制限をする際には慎重にやってほしい。また、支援策もきちんと考えてほしい。

④品目全般について

[J A須高りんご生産者]

- ・ 苗木の質については近年はそれほど問題ない。J M系台木については消毒をしか

りしなければねずみの害が多い。樹が配布される時に注意喚起はされていなかった。

[長野県果樹担当者]

- 試験栽培については、公的機関が行う試験栽培は県やＪＡを通じて生産者に依頼してやってもらうので問題はない。その際、登録前の品種の場合は、流通の制限などについて決め事をしている。

民間の既に世の中に流通しているものを試しに作る場合は、もう業になってしまっているので契約で制限されても仕方がない。

[ＪＡ全農長野]

- 平成 18 年の研究会の中間報告は、制限をすることが前提で手も足も出ないような結果だった。また、研究会のメンバー 10 人のうち、生産者サイドは 1 人で、他は学者や消費者サイドの人ばかりだった。育成者が守られるのは当たり前のことで、そこをスタートにすると自家増殖容認派は必ず負けてしまう。今回、農水省が改正ありきでいるわけではなく、このように生産者の声を聞いていることが分かり、参加したかいがあった。育成者を保護しつつも、特に果樹では自家増殖を守る方向性をなんとか模索してほしい。

[長野県知財担当者]

- 権利侵害への対応マニュアルがほしい。現状では、一つの案件処理に 1 ヶ月はかかってしまう。

2 愛知県会場

(1) 出席者

愛知県会場では、18名の参加により、果樹、花き類について意見交換を行った。

◆参加者概要

	参加者	
生産者・農業協同組合	J A あいち知多 J A ひまわり J A 愛知みなみ J A あいち豊田 J A あいち経済連	果樹担当者1名、かんきつ担当者1名 きく生産者1名、花き担当者1名 きく生産者1名、花き担当者1名 なし生産者1名、営農担当者1名 1名
地方自治体	岐阜県 愛知県 三重県	総合企画部研究開発課1名 農林水産部園芸農産課1名 農水商工部1名
農林水産省	農林水産省	生産局知的財産課2名 東海農政局生産経営流通部園芸特産課2名
事務局（調査機関）	㈱流通研究所	研究員2名

(2) 意見交換会の概要

①果樹について

[J A あいち豊田なし生産者]

- 主としてなしを生産しており、品種は幸水、豊水、あきづき、新高、愛宕である。契約は特に結んでいない。品種によっては販売が低迷しているものがあり、唯一の登録品種であるあきづきを増やしていこうとしているところである。現在は購入した苗木を大きくしている段階で、ある程度大きくなったら穂木をとり、高接ぎをしようと思っている。苗はJ A を通じて購入している。購入の際には、登録品種かどうかはあまり意識していない。なしの他にももも栽培しており、品種は、日川白鳳、白鳳、ゴールドエンピーチである。
- 高接ぎは、早く実が生る点がメリットである。
- なしは高接ぎでないと生産が成り立たない。一方で、ももはあまり高接ぎはしない。ももは自分で種をまいて台木を作り、自分がもともと育てている樹から穂木をとって接ぐ。ももは生育する中で、形質が変わりやすい。そのため自分が育てている中でこれは良い樹だと分かる樹から穂木とり、同じ形質の樹を増やすことが通例である。
- 購入する苗木の大きさは1メートルくらい。自分の圃場の中で、枯れたりした樹の代わりに、間を埋めるように植える。そのまま3年くらい育てて穂木（芽）を取り、芽接ぎをしている。実際に接ぐ芽の部分は3センチ程度の長さで、皮を削いで差し込み、テープで固定して定着させる。
- 種苗の本数については、10アール当たり30本くらいを目安に購入する。全く新しくするような場合は、100本単位で買うこともある。

[J A あいち豊田担当者]

- ・ なしについては、共選出荷体制が構築されており、品種名も表示して出荷する。
- ・ 現状において、契約は基本的にはない。愛知県の試験場が開発した品種については、振興会がまとめて許諾料を支払う方式を取っている。J A も振興会のメンバーになっている。生産者が苗木を買うときに許諾料を支払ったりはしない。
- ・ 種苗の供給については、一時的に不足するようなことはある。
- ・ 苗木を育てて実を生らせるには 10 年かかるが、高接ぎなら 3 年で済む。経済性を考えると、生産者は 10 年も待てない。
- ・ 生産現場において、自家増殖に関する制度は、浸透してきていると感じている。

[J A あいち知多果樹担当者]

- ・ なしやももについては J A あいち豊田とほぼ同じ状況である。他の品目を挙げると、いちじくでは、登録の切れている品種は自家増殖するのが通例になっている。苗木屋から購入すると、病気のリスクが大きいので、自分の健全な圃場から穂木を取るようになっている。また、購入する際には、雄木と雌木の判別も問題になる。樹がある程度大きくなってから間違いが判明するので、時間が経ちすぎていて販売先にクレームをつけることも難しい。ブルーベリーについては、種苗メーカーから提案してもらうものの品質が良いので、契約して利用している。

[J A あいち知多かんきつ担当者]

- ・ みかんは、昔は苗木屋が信用できなかったため、生産者自身が苗作りをしていた。しかし、現在は状況が変わり、自分で苗を作る人はいない。新品種を導入する際は、穂木を購入して、高接ぎするのが一般的である。これは、実が生るまでの時間を短縮するためである。契約については聞いたことがない。
- ・ 現状において、みかんでは苗木の不足は基本的にはない。しかし、新品種は不足することもある。足りないと自家増殖してしまうケースはあると思う。農家は登録品種かどうかの意識もない。
- ・ また、アンケート結果にもあったが、県で開発された品種の囲い込みはある。同じ品種でも育てる地域によって味が違うこともあるし、開発県以外には良い木が入らないこともある。

[J A あいち知多果樹担当者]

- ・ ブルーベリーについては、メーカーと農家で契約している。契約の中で、自家増殖は認められている。おそらく購入費に許諾料が含まれている。
- ・ 何年か前から計画的に注文できればよいが、病気が発生した場合など急に必要になるケースがあり、その際は不足が生じることもある。いや地現象が出てきたら、病気に備えて自分で苗を増やして確保してもらうよう指導はしている。一番の問題は量の不足よりも、購入の際の病気である。

[愛知県]

- ・ 愛知県では、許諾料は J A が支払っている場合が多く、農家の人は意識していない。平成 14 年の改正で、自家増殖は認められていると捉えている。
- ・ 県が育成者権を持つ登録品種は、県内外で使用されているが、振興会でまとめて管理している。生産者に対して、このように指導していただきたいという条件は付けていない。県としては生産振興を図りたいわけで、自家増殖を規制する方向にはなり得ない。県ブランドの品種が他県で増えすぎることは困るが、もっと広い視野で見れ

ば、生産が拡大して認知度が上がることはプラスになる。

[三重県]

- ・ 県外で認知度が上がることがプラスになることもある。まずは県内で浸透させてから、次の段階として県外へ広めるというパターンもある。

[岐阜県]

- ・ 現場のことはよく分からないが、県ブランドの品種の利用について、特に制限等はない。

[三重県]

- ・ 三重県では、むやみに高接ぎして形質が変わることがないように、まずは苗木をきちんと購入して、ある程度適性を見てから接いでもらうように指導はしている。

②花き類について

[J A愛知みなみきく生産者]

- ・ きくは、全国的には非登録品種の生産が主流だが、私は登録品種ばかりを生産している。品種は A、B、C で、自家増殖している。J A の育苗センターから 5 本は苗を購入し、そこから増やすというのが通例になっている。5 ～ 6 センチの穂木を購入している。それを直接ハウスに挿す場合もあれば、トレーに挿す場合もある。ピンチをつんで増やしていく。
- ・ 契約については、とりまとめは J A で実際に契約を結ぶのは個人。どこまで増やすかは自由であるが、他人への譲渡は禁止されている。許諾料は会社や品種によりばらばらだが、A の場合は初めに支払うだけ。C は最初の支払に加え、面積に応じて毎年規定の金額を支払わなければならない。B は、生産物 1 本に対していくらという計算になる。団体の場合は大口割引、また、個人でも生産量が多いと割引はある。
- ・ 品種切り替えの際に、登録品種であれば今後は海外からの輸入品に対して無断増殖への規制をかけられるため、登録品種を増やしていこうと考えた。しかし、主流にはなっていない。
- ・ 現状では、種苗会社が穂木を全量供給するのは物理的に無理なので、自家増殖なしでは現在の生産はあり得ない。種苗会社が病気を出したときなどに、補償もできない。このため、会社側が自家増殖を一切禁止することは、あり得ないと思う。一軒で何十万という穂木を必要とする。
- ・ 契約条件について、今は地域ごとの差異などはなくなっている。
- ・ ある品種については、登録が切れているにもかかわらず、会社との民事契約を結ばれている関係から、譲渡の際に報告や許諾料の支払などが課せられている。これについては疑問を感じる。
- ・ 現状では、契約書に載せてしまえば何でもありという感じになっている。しかし、ニーズがあれば生産者は生産したい。生産者の立場が弱くなっている。

[J A愛知みなみきく担当者]

- ・ 生産者は、新しい品種については登録品種であるという意識があり、契約を交わす。J A からはそのルールについて説明する。
- ・ 自家増殖を禁止されてしまうと生産が成り立たない。自家増殖の制度を逆転させても、種苗会社は自家増殖を許可すると思うが、それを盾に金銭を要求されることになる。現在は育成者だけを守る法律になっているが、生産者の保護も考えてほしい。

- ・ 許諾料の負担感は、品種によって違う。Cなどの古い品種は負担は無い。600 坪までの生産であれば許諾料は必要はなく、それ以上の生産をする場合は必要になるなどの仕組みである。
- ・ 報告について、面積等の報告はJ Aがまとめてやっているのので、生産者に届くのは明細のみである。
- ・ アンケートの自由意見にもあったが、権利者以外の人が自家増殖して種苗を販売しているケースがある。この方がよほど権利侵害ではないか。農家の自家増殖よりこのようなケースを取り締まるべきではないのか。
- ・ 現状において、無断の自家増殖については、権利者が訴える場合もあるし、品種保護Gメンを活用することもある。

[J A愛知みなみ花き担当者]

- ・ 現状では、苗購入と出荷の際の両方でロイヤリティを取られている。

[J Aひまわりきく生産者]

- ・ D、E、F、Cなどの品種を栽培しており、Cは契約を交わしている。穂木で購入する場合もあるが、ほぼ自家増殖を行っている。J Aひまわりには、種苗センターはないため、直接種苗会社から購入するか自家増殖するかのどちらかである。苗の品質についてはメーカーによる。中国産は良いものが来るが、国内産はいまいちだと感じている。毎年の生産では、基本的には全て自家増殖だが、量が不足した場合などにスポット的に購入することがある。契約をしているCは、最初に許諾金を支払うだけである。
- ・ 直売所などでは、権利侵害に当たることを知らずに増やしている人もいる。

[J Aひまわり花き担当者]

- ・ J Aひまわり管内でも、登録品種を作っている人は少数派である。

[J Aあいち豊田、J Aあいち知多果樹担当者]

- ・ 制度全体について、現行では特に問題はない。

③品目全般について

[三重県]

- ・ 気温等の条件から、地域で品種特性が発揮できるかどうかを確かめることがある。

[J Aあいち経済連]

- ・ 育成者権をどのように守るかを考えなければならない。守ることで良い品種を出してもらうことにつながらなければ意味がない。現状では、その守り方が適切か疑問である。
- ・ 育成者権の保護に自家増殖を入れ込むと、育成者側が権利を振りかざすことになりかねないので、育成者権の保護と自家増殖の制限は切り離して考えてほしい。

3 熊本県会場

(1) 出席者

熊本県会場では、18名の参加により、果樹、花き類について意見交換を行った。

◆参加者概要

	参加者	
生産者・農業協同組合	J Aくま J A鹿本 J Aふくおか八女 J A熊本中央会	もも生産者1名、果樹担当者1名 果樹担当者1名 きく生産者1名、園芸担当者1名 1名
地方自治体	福岡県 熊本県 鹿児島県	農林水産部園芸振興課1名 農林水産部2名 農政部経営技術課1名
農林水産省等	内閣府沖縄総合事務局 農林水産省	農林水産部農畜産振興課2名 生産局知的財産課2名 九州農政局生産経営流通部園芸特産課2名
事務局（調査機関）	㈱流通研究所	研究員2名

(2) 意見交換会の概要

①花き類について

[きく生産者]

- ・ 契約についてはJ Aの部会と●●の間で結んでいる。契約の中で自家増殖は認められており、新品種ができた場合には試験にも協力するというような内容になっている。また、品種登録が切れた後も自家増殖してはいけないということが明示されている。生産物1本につき2円のロイヤリティが課せられており、部会で計算して一括して支払っている。他のメーカーとの間にはロイヤリティはない。県の開発品種については、1品種3,000円の許諾料を支払うことになっている。これは、個人で契約を結んでいる。
- ・ 種苗会社には技術がなく、自家増殖を認めないと生産が成り立たない。近年は海外での生産に依存傾向であるが、昨年病気が発生して問題になった。病気が発生した場合には、種苗の代金しか返金されない。生産物の売上まで補償を求めれば、種苗会社は契約しないだろう。自分のところだけでも、昨年の種苗の必要量は8,000万本だった。これだけの量をすべて種苗会社が供給することは不可能である。J Aにも種苗センターがあるが、ここで賄っているのは全体の5%程度で、95%は自家増殖で確保しているのが現状である。
- ・ J Aから種苗を購入する場合は、苗1本につき1円のロイヤリティをJ Aから●●に支払う。生産物と苗の両方にロイヤリティを支払うのは●●だけである。また、契約の最初に保証金のようなものも支払っている。●●以外の会社では二社程度だが、作付面積の制限があるところもある。こうした状況から、●●の品種の栽培割合は小さくなってきている。ロイヤリティが非常に厳しいので、県にも新品種育成を依頼し

て、なるべく生産量を減らす方針を取っている。

- ・ 今後、自家増殖を法律で規制すると、一層種苗会社の権利が強まる可能性はある。ただし、昔は新品種が高値で売れていたが、現在はそうでもない。また、育成権の保護は大切だと思っている。海外で自由に作られるのは困る。
- ・ 沖縄では、インドネシアで種苗を生産して購入している生産者組織もある。しかし、大規模になるとやはり病気が怖い。国内では、県などが種苗生産を行っているが、収支は赤字である。そのため、海外に行かざるを得ない。もし自分が種苗生産をやれと言われたらやりたくない。
- ・ 現状は、権利者が優位にあるので、その品種を利用しないようにすることで対抗しているが、相手はいたって強気である。これまでは試験栽培にも協力していたが、相手が軟化しないので協力を打ち切った。
- ・ 登録が切れたものにも、ロイヤリティの支払いを要求されている。ロイヤリティは、平成 12 年以降の新しい品種について発生している。それまでは許諾料だけだった。平成 12 年以降の契約については、登録が切れたものでもロイヤリティが発生している。こうした中、実際には登録品種の利用は減ってしまっている。
- ・ 組織で契約するのと個人でするのとでは、また条件も変わってくる。出願前の品種でも試験栽培してほしいというケースもあるので、それはできるような契約になっている。このような場合には契約は必要だが、先ほどの話のようにあまりに厳しく不利益な内容だと生産は減ってしまう。自家増殖の制度について、細かいことはともかく、勝手に増やしてはいけない等のルールは分かっている。
- ・ 種苗会社は海外での大量種苗生産（自家増殖を禁止して全量購入にしようという考え）を模索していたが、結局断念した経緯がある。元々は、全量購入を狙った契約内容になっていた。これがうまくいっていたら、またもめていただろう。
- ・ 以前はいつ品種登録が切れるかなどを生産者は知らなかった。種苗会社が情報を出さなかったためである。最近では、農水省などから知らせてもらえるようになった。このように情報がオープンになったり、ガイドラインのようなものができたりするのは助けになると思う。

[福岡県]

- ・ 福岡県では、花きについてはカーネーションやきくなど 4 つの品種を持っている。許諾は、1 品種につき 1 団体という形を取っている。条件は県域の団体であることで、他県の団体からも要望はあるが、ここは精査している。県では許諾料の金額までは規定していない。生産者からいくら徴収するかは、各団体が決めている。
- ・ 県として現状困っていることはない。農林水産省からも説明があつたように、今後全面禁止ではないようなので、問題はないと思う。ただし、普及という視点から考えると規制があまりに厳しいとやりにくくなる。ある程度自由度を残さないと、新品種生産に手を挙げてくれる人がいなくなる。

[熊本県]

- ・ 熊本県は、花きの開発品種は持っていない。

[沖縄総合事務局]

- ・ 沖縄の花きでは、海外で生産された種苗を J A の組織が取りまとめ、生産者に渡すという仕組みになっている。

[鹿児島県]

- ・ 県の育成品種はきくで、平成 16 年頃から許諾を開始した。県は、J A、市町村等と契約を結び、各組織が生産者と覚書をかわす形を取っている。許諾料も取っており、各組織が農家から徴収して県に納めている。1 品種いくらという形で、最初の 1 回だけ納めてもらっている。自家増殖についての縛りは特にない。花きの直接の担当者に話を聞いたところ、自家増殖の全面禁止は困るという意見であった。契約に盛り込んで許可するというようなところまでは考えていなかったが、現状のスタイルを維持できる規制にしてほしい。なお、大規模生産者の中には一部、全量購入したいという人もいようである。もちろん、大多数は自家増殖を希望している。

②果樹について

[J Aくまもも生産者]

- ・ 生産の中心はももだが、なしも栽培している。ももは、日川、はなよめなど 5 品種を栽培している。苗木は J Aを通して購入しており、契約も J Aに任せているので細かい部分は把握していない。
- ・ ももではいや地現象を避けるために台木を購入する。高接ぎでは台木の性質が強くなってしまうので、苗木から育てるのが通例である。ももは比較的早く収穫できるため、基本的に自家増殖はしない。一方で、なしは高接ぎが通例で購入はほとんどない。なしの栽培品種は、幸水、豊水、あきづきである。
- ・ 苗については、品種によってはほしいものが手に入らない場合もある。また、新品種は非常に高い。1 本 5,000 円もするようなものがある。
- ・ 苗木の品質にはばらつきがある。ももは品種の間違いも多いので、いいものは自家増殖しようかと考えている。品種が違っていた場合、樹を取り替えるだけしかしてくれない。永年作物はこの間違いが一番困る。
- ・ 種苗法については、生産者が最近になって知ようになった。ただし、生産者同士で穂木を融通しあうことは今もある。ももは枝変わりしやすく、残っていく品種はあまり多くない。中には、自分でも何かよく分からないような枝も出てくる。
- ・ 自家増殖に制限をかけられると面倒ではあるが、一度浸透してしまえば大丈夫だとは思う。ただ許諾料があまりにも高いのは困る。なしの、ある栽培方法に対して、40 万円も支払わなければならないというようなケースを耳にしたことがあるが、このような法外な値段は困る。
- ・ 他の県でいい品種だと言っても、九州では合わないというものもある。自分のところに合うものを自家増殖したいというのが、生産者の考え方である。新品種の情報については、友達や本などから入手することもある。新品種栽培について契約などは特になく、自分で試しに作ってみるという感じで取り組んでいる。
- ・ 果樹は一般的には接木で増やす。苗木業者などでは、実生からとる場合もあるにはある。ももの場合は、二年生だと根張りがすごい。直径 2 メートルくらい掘らないと植えられない。
- ・ 新しい品種の種苗が高い。また、一般的なものでも、個人で購入すれば 2,500 円くらいするものが、J Aを通じて購入すれば 4 分の 1 くらいの価格で買えるなど、大きな開きがある。
- ・ 個人が開発した品種の場合は、契約書に〇〇さんが開発したものである、(苗木屋が開発者に対して) 許諾料を支払いますということが契約書に書いてある。許諾料は苗木購入費に含まれていることになる。

[J Aふくおか八女担当者]

- ・ J Aでは、予約制にして注文を取るようになっている。2月に注文をとり12月に配布するというようなサイクルである。部会に所属している人と、個人で注文する人で時期をずらし、年に2回注文を取っている。この注文をJ Aがまとめて、果実連に発注する。
- ・ なしは幸水と豊水が主流で、その他にはあきづき、秀麗、新高などの品種名は予め注文用紙に記載されており、数量を記入してもらう形で注文を受けている。ももでは、はなよめや日川などが予め記載されている。また、空白も設けて生産者がほしい品種を書けるようになっている。基本的には県の推奨品種を進めるようになっているが、育ててみないと分からない部分は多い。

[J A鹿本担当者]

- ・ 常緑果樹から落葉果樹まで様々な品目が生産されている。苗木はほとんどJ Aを通じて購入されているが、消費者動向を見ながら新品种を導入するため、高接ぎが主流である。苗木を購入して穂木をとるやり方と、自分の樹から穂木をとるやり方を併用している。品種については、基本的に県で育成した品種を普及している。なお、自分はJ A鹿本の所属であるが、県の果実連から出向している。
- ・ 改植の事業を活用するためには、高接ぎではなく新しい苗を植えなければならない。購入した苗を利用する場合もあれば、自分で台木に接いで苗を作る場合もある。新しい苗を植えれば数年は実を採れないが、この間の所得補償などはない。二年生の苗の提供などもしているが、事前に（二年前に）予約してもらわなければいけない。

[熊本県]

- ・ 県が許諾している相手は、県の果実連である。そこから先の利用は県内の団体に限っており、県内の果樹振興を図ることを主目的としている。確実に生産者に苗が渡り、指導ができるようにと定めているので、基本的にはJ Aということになる。県に対しては、苗の販売額の中から一定の割合を許諾料として支払ってもらうことになっている。そのため、苗の購入費に許諾料が含まれている。
- ・ 実が生るようになるまでの期間は、農家もリスクを抱えている。そのため、自家増殖は認めてほしい。
- ・ 永年作物については、民間の種苗メーカーとの付き合いは少ない。
- ・ 果樹は嗜好品なので、独自性をいかに出していくかが勝負となる。しかし、温州みかんなどは品種が多すぎて、首都圏の消費者は品種まで意識はしていないのが実態のようである。囲い込みをしたいと考える現場との温度差はあると思う。
- ・ 品種が県外へ流出しないようにするためには、県からは果実連へのお願いに留めている。組織体制がしっかりしているので、県から毎年指導するようなことはない。なお、J A主催と熊本市主催の植木市が年に2回開催されており、そこでは指導している。

[福岡県]

- ・ 果樹は花きと違って複数の団体に許諾をしている。許諾料は、最初に定額でもらう場合、そうでない場合など品目によりいろいろなケースがある。
- ・ 囲い込んでいられると言われる代表例があまおうである。かつて生産の中心であったとよのかは、国の開発品種でどこでも自由に生産できたため、大量生産されすぎて飽きられてしまった。そのため方針を転換し、生産量を限定するやり方を取ようになった。

[鹿児島県]

- ・ 県が開発しているのはかんきつで、登録品種を2つ持っている。許諾先は県の経済連のみである。基本的に許諾料は取らないが、普及の方針により品目ごとにばらばらになっている。まずは県内で優先的に普及させたいので基本的には無料という考え方である。契約書は交わしている。

③品目全般について

[熊本県]

- ・ インターネットやホームセンターでの苗木流通が増えてきた。昔は経路が限られていたので統制がとれていたが、ホームセンターの店長などは種苗法などについて全く知識がない。指導はしているがすべてに行き届かせるのは困難である。

[JAくまもも生産者]

- ・ 生産者はそのような場所で苗木を購入することはあまりないと思うが。
- ・ 日本では違反した場合、非常に重い刑罰が課せられることになっているが、罰金の支払いなど実際に起きているのか。

[JAふくおか八女きく生産者]

- ・ 九州では、生産者が無断で自家増殖を行い、金銭の支払で示談になったことがある。
- ・ 無断自家増殖の刑が重いことを逆手にとって、示談に持ち込まれている。明るみになっていないだけで、この2、3年で10件以上は示談にされている。昔は試しに作ってみて、いいものができたら売り出す前に許諾料を払うという形が主流だったので、個人の方では今でも認識が甘い場合がある。
- ・ 制度の必要性は感じているので、もっと分かりやすいやり方にしてほしい。
- ・ また、品種の囲い込みの話が挙がっていたが、農業振興を県単位の政策で考えてよいものか疑問である。きくの場合は、九州は一つという形で生産振興を図っている。いろいろ問題はあると思うが、広い視点で考えることも必要ではないか。きくでも以前は個人で技術の囲い込みがあったが、今はみんなで協力してやっている。今後海外から流入してくる生産物に対抗するためにも、次世代の農業者のためにはもっと違う方向も考えるべきである。実際、きくでは県外からやってきて生産に打ち込んでいる人もいる。

IV 調査結果の分析

調査の結果から、今後の検討に際して留意が必要と考えられる事項を以下に取りまとめる。

1 多様な生産者への制度普及の必要性

種苗法、品種登録制度及び自家増殖に関する制度のそれぞれの認知度については、生産している植物の種類により差が見られる。いずれの認知度についても、花き類の生産者においては相対的に高く、食用作物や野菜の生産者においては低い状況にある。

また、アンケートのコメントや意見交換会においては、自家増殖に際して許諾契約が求められる作物を誤って自家増殖してしまう危険性が指摘されており、中でも、直売所を主な販路とする農家など農業協同組合の生産部会に未所属の生産者において理解が不足している状況が指摘されている。こうした状況を是正するため、農業協同組合の部会を通じた制度普及の推進とともに、農業協同組合の生産部会に未所属の農家に対しては、農産物直売所等を通じた制度普及を推進するなど、多様な農家を対象とした取組が求められる。

2 種苗の安定供給が困難な状況を踏まえた検討の必要性

アンケートの結果、花きと果樹を中心に、希望量の種苗の購入が困難など、種苗の入手に関して問題に直面した生産者が少なくないことが分かる。特に、種苗の品質に問題があったとの回答は、果樹では4割を上回り、花きでは過半に達する状況にある。さらに、アンケートや意見交換会の結果からは、種苗の品質に問題があった場合、生育に労働や資材を投下することから、農業経営に対する甚大な影響がある一方、種子代以上の損害が補償されない状況等を指摘する意見もみられる。

自家増殖については、こうした状況に対し、農業経営上必要な種苗の量を確保するため、さらには、優良な系統を選別して収量や品質の向上を図る手段として行われている状況があることを踏まえつつ、検討を推進することが求められる。

3 自家増殖の定義の明確化の必要性

自家増殖については、収穫物の一部を次期の生産においてさらに種苗に用いることとされており、例えば果樹の場合、成木から穂木を取り接木することも自家増殖とされているが、成木の定義が分かりにくいなど、植物によっては自家増殖の範囲を捉えにくい状況にある。このような状況は、制度改正の検討を進める上での課題と捉えることができるため、植物ごとの種苗の自家増殖の実態を把握し、自家増殖の定義を明確化することが求められる。

4 その他生産者の主な意見

アンケート（問 21、22）の結果から、種苗の確保、自家増殖及び許諾契約に関する生産者の主な意見を以下に取りまとめる。

◆1 種子代や許諾料が負担である、安価にしてほしいとの意見

農業経営のコスト低減を図るため、種苗の購入費の低減を求める意見や現状において種子代が負担であるとの意見（合計 31 件）

○果樹（かんきつ、りんご、ぶどう、かき） ○花き（きく、ばら、カーネーション、アルストロメリア、シクラメン） ○食用作物（稲、大豆、大麦、かんしょ） ○野菜（いちご、ピーマン） ○きのこ（しいたけ、なめこ）

◆2 育成者への利益還元により、品種開発が促進されることを求める意見

育成者の成果が報われ、消費者に魅力的な品種開発が促進されるため、一定の負担はやむを得ない、又は、契約や権利の保護は当然であるといった意見（22 件）

○果樹（かんきつ、もも、なし、おうとう） ○花き（きく） ○食用作物（稲、大豆）
○野菜（いちご、トマト、やまのいも） ○きのこ（しいたけ） ○その他（芝）

◆3 経営安定のために自家増殖が不可欠との意見

種苗購入費の低減によって経営の安定を図るため、自家増殖が不可欠であるとの意見（21 件）

○果樹（かんきつ、りんご、なし、うめ、ブルーベリー） ○花き（きく、カーネーション） ○食用作物（稲、大豆） ○野菜（いちご、かんしょ） ○きのこ（エリンギ）
○その他（茶、さとうきび）

◆4 種苗の品質に問題がある等の意見

種苗の品質に問題がある。また、問題があった場合の損害補償が充分ではない。さらには、損害補償を求めることが困難といった意見（15 件）

○果樹（もも、ぶどう、なし） ○花き（きく、カーネーション、スイートピー）
○野菜（だいこん、そらまめ） ○きのこ（なめこ）

◆5 生産上自家増殖が不可欠であるとの意見

接木による結果樹齢の短縮や品種更新、優良系統の選別のため、自家増殖が必要であるとの意見（14 件）

○果樹（全般）

◆6 種苗の確保が困難な状況の是正を求める意見

都道府県を含む育成者が種苗の販売に制限を設けることから（例えば、地域外の生産者には販売しない等）、種苗を確保できない状況があり、こうした状況の是正を求める意見（12件）

○果樹（かんきつ、りんご、ぶどう、なし） ○花き（ベゴニア） ○食用作物（稲）
○野菜（いちご）

◆7 契約等に基づく自家増殖を認めるべきとの意見

許諾料を支払った上での自家増殖を認めるべき、契約に基づく自家増殖を認めるべきとの意見（10件）

○果樹（なし） ○花き（きく、ばら、カーネーション）

◆8 無許可に増殖が行われている状況を指摘する意見

許諾契約に基づいた増殖を行っている生産者がいる一方で、無許可で増殖している農家が存在する状況を指摘する意見（6件）

○果樹（りんご） ○花き（きく、ばら、草花類） ○野菜（ミニトマト）

◆9 権利者により対応が異なるとの意見

権利者により許諾料の負担感が異なる状況や、種苗とともに資材まで購入を要請される状況があるなど、権利者によって対応が異なるとの意見及びこうした状況の是正を求めている意見（4件）

○花き（きく） ○野菜（いちご） ○きのこ（しいたけ）

◆10 試作に対して寛大な対応を求めるとの意見

新品種の導入に向けた試作を行うに際し、許諾料の支払が負担となっている状況や、許諾料があるために試験栽培を行えない状況があるとの意見（4件）

○花き（きく） ○野菜（いちご）

◆11 自家増殖を制限すべきとの意見

品種特性の保持、新品種開発の促進、権利保護の強化等のため、自家増殖を制限すべきとの意見（4件）

○花き（ばら、りんどう） ○食用作物（しいたけ）

5 品目別の自家増殖等の特徴

(1) かんきつ

自家増殖をしている生産者の割合は3割程度となっている。主な意見からは、生産上の慣行として、結果樹齢を短縮するための接木が行われており、新品種等において種苗が不足する際に、接木用の穂木を確保するために自家増殖を実施する状況が分かる。

登録品種数（登録維持品種）			90 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	78 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			199 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			30 件
アンケート登録品種率（B／A）			15.1%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			25 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			32.1%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 慣行として行っている		32.0%
	2 必要な種苗の量の確保のため		32.0%
	2 その他生産上の必要性から		32.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 必要がない		67.2%
	2 その他		15.6%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		54.5%
	2 種苗の品質に問題があった		31.2%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 購入苗からの穂木採取は認めて欲しい。 ○ 新品種を導入する際は、穂木を購入して、高接するのが一般的である。これは、実が生るまでの時間を短縮するためである。 ○ 新品種は苗が不足することもあり、足りない则自家増殖してしまうケースはあると思う。		

* 登録品種数は平成21年2月時点（以降同様）

(2) りんご

自家増殖をしている生産者の割合が7割を超えている。主な意見からは、生産上の慣行として、購入した種苗を自家増殖して穂木を確保し、結果樹齢を短縮するための手段として接木が行われている状況が分かる。

また、購入種苗について、品質に問題を感じている生産者が少なくない。

登録品種数（登録維持品種）			80 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	30 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			85 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			20 件
アンケート登録品種率（B／A）			23.5%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			22 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			73.3%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 種苗購入費削減のため		59.1%
	2 慣行として行っている		45.5%
	2 その他生産上の必要性から		45.5%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 必要がない		62.5%
	2 その他		18.8%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 種苗の品質に問題があった		63.3%
	2 希望量を購入できなかった		26.7%
	2 特に問題はない		26.7%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 登録品種については、苗木を最低一本は購入してもらい、それを自家増殖するというのが通例になっている。 ○ 1～2メートル程度の大きさの苗木を購入する。その苗木を植えて、上の部分80センチくらいを切り、それを他の樹に接ぐ。 ○ 苗木自体には実が生るのに7～8年かかるが、高接ぎなら3年で済む。	

(3) ぶどう

自家増殖をしている生産者の割合が2割程度となっている。主な意見からは、品種更新の際に、優良系統の選別や結果樹齢を短縮するために、生産上の慣行として自家増殖が行われている状況が分かる。

また、購入種苗について、品質に問題を感じている生産者が少なくない。

登録品種数（登録維持品種）			56 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	54 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			136 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			11 件
アンケート登録品種率（B／A）			8.1%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			13 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			24.1%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）		1 その他生産上の必要性から	69.2%
		2 種苗購入費削減のため	38.5%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）		1 必要がない	68.9%
		2 種苗に病気・劣化が生じるため	26.7%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）		1 種苗の品質に問題があった	55.6%
		2 特に問題はない	31.5%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 自家増殖ができなくなると、高接更新の際に結果樹齢の短縮ができなくなってしまう、新品種の果実を早く販売することができなくなる。 ○ 苗木を購入しても、すべて良い木ではないので、自分で良い木を選抜し、自家増殖しなければ良い果実は生産できないと思う。	

(4) なし

自家増殖をしている生産者の割合が4割となっている。主な意見からは、品種更新の際に、優良系統の選別や結果樹齢を短縮するために、生産上の慣行として自家増殖が行われている状況が分かる。

また、購入種苗について、品質に問題を感じている生産者が少なくない。

登録品種数（登録維持品種）			71 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	70 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			199 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			22 件
アンケート登録品種率（B／A）			11.1%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			28 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			40.0%
自家増殖の実施理由（上位 2 位抜粋）		1 その他生産上の必要性から	53.6%
		2 必要な種苗の量の確保のため	46.4%
自家増殖未実施の理由（上位 2 位抜粋）		1 必要がない	85.5%
		2 種苗に病気・劣化が生じるため	9.1%
種苗の入手に関する問題（上位 2 位抜粋）		1 種苗の品質に問題があった	42.9%
		2 特に問題はない	38.6%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 苗木を育てて実を生らせるには 10 年かかるが、高接なら 3 年で済む。経済性を考えると、生産者は 10 年も待てない。 ○ 購入する苗木の大きさは 1 メートルくらい。自分の圃場の中で、枯れたりした樹の代わりに、間を埋めるように植える。そのまま 3 年くらい育てて穂木（芽）を取り、芽接ぎをしている。	

(5) かき

自家増殖をしている生産者の割合が4割となっている。購入種苗については、他の果樹に比べて問題を感じる生産者が少ない。

登録品種数（登録維持品種）			27 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	25 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			61 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			6 件
アンケート登録品種率（B／A）			9.8%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			10 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			40.0%
自家増殖の実施理由（上位 2 位抜粋）	1 慣行として行っている	50.0%	
	1 種苗購入費削減のため	50.0%	
	1 必要な種苗の量の確保のため	50.0%	
自家増殖未実施の理由（上位 2 位抜粋）	1 必要がない	78.9%	
	2 種苗に病気・劣化が生じるため	5.3%	
	2 その他	5.3%	
種苗の入手に関する問題（上位 2 位抜粋）	1 特に問題はない	64.0%	
	2 種苗の品質に問題があった	28.0%	
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 自家増殖については、現状のままにしておいてほしい。		

(6) きく

現状の生産において、自家増殖している生産者割合が9割以上と高く、購入種苗について問題を感じる生産者が少なくない。現状の許諾料に負担を感じる意見が多く、主な意見からは、自家増殖について育成者権が原則及ばないとされる現在の制度が逆転することにより、権利者が、より生産者に負担を求めるのではないかと懸念を抱いている状況が分かる。

登録品種数（登録維持品種）			677 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	95 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			264 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			106 件
アンケート登録品種率（B／A）			40.2%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			91 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			95.8%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 必要な種苗の量の確保のため		68.1%
	2 種苗購入費削減のため		50.5%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 その他		50.0%
	2 必要がない		18.8%
	2 種苗に病気・劣化が生じるため		18.8%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 種苗の品質に問題があった		49.5%
	2 希望時期に購入できなかった		35.8%
	2 特に問題はない		35.8%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 登録品種ばかりを生産している。JAの育苗センターから5本は苗を購入し、そこから増やすというのが通例になっている。 ○ 種苗会社が穂木を全量供給するのは物理的に無理なので、自家増殖なしでは現在の生産はあり得ない。 ○ 最初の支払に加え、面積に応じて毎年規定の金額を支払う品種や、生産物1本に対して金額を支払う品種がある。 ○ 既存の制度を逆転したとしても、種苗会社は自家増殖を許可すると思うが、それを盾に要求が強くなるだろう。 ○ 病気が発生した場合には、種苗の代金しか返金されない。生産物の売上まで補償を求めれば、種苗会社は契約しないだろう。	

(7) ばら

自家増殖をしている生産者の割合が約4割となっており、種苗購入費の削減を図ることが自家増殖の主な目的となっている。主な意見としては、小規模な生産者においては、契約上の制限の緩和を求める意見がある一方、新品種の開発を促進する観点から自家増殖の制限を評価する意見もある。

登録品種数（登録維持品種）			717 件
現行制度における自家増殖	原則不可	アンケート回答者数	54 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			154 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			59 件
アンケート登録品種率（B／A）			38.3%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			21 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			38.9%
自家増殖の実施理由（上位 2 位抜粋）		1 種苗購入費削減のため	95.2%
		2 必要な種苗の量の確保のため	38.1%
自家増殖未実施の理由（上位 2 位抜粋）		1 必要がない	48.7%
		2 契約上制限されているため	38.5%
種苗の入手に関する問題（上位 2 位抜粋）		1 種苗の品質に問題があった	54.7%
		2 特に問題はない	37.7%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 1,000 株購入すると自家増殖できるが、品種戦争の激しい中で、1,000 株もの同一品種の導入はきわめてリスクが大きい。数量の多少にかかわらず、自家増殖ができるようになって欲しい。 ○ 輸入品のバラと差別化するためにも、育種に力を入れる必要があるので自家増殖は禁止する方向で進んで行くべきだ。	

(8) カーネーション

自家増殖をしている生産者の割合が2割未満と少なく、契約上自家増殖が制限されている状況や自家増殖の許諾料に負担を感じている生産者が存在することがわかる。このような状況の是正を求める意見がある一方、自家増殖について制限のある現状を評価する意見もある。

登録品種数（登録維持品種）			271 件
現行制度における自家増殖	原則不可	アンケート回答者数	24 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			66 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			44 件
アンケート登録品種率（B／A）			66.7%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			4 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			16.7%
自家増殖の実施理由（上位 2 位抜粋）	1 種苗購入費削減のため	50.0%	
	1 必要な種苗の量の確保のため	50.0%	
	1 その他生産上の必要性から	50.0%	
自家増殖未実施の理由（上位 2 位抜粋）	1 契約上制限されているため	90.9%	
	2 必要がない	13.6%	
	2 種苗に病気・劣化が生じるため	13.6%	
	2 その他	13.6%	
種苗の入手に関する問題（上位 2 位抜粋）	1 種苗の品質に問題があった	95.7%	
	2 希望量を購入できなかった	52.2%	
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 購入量の多少にかかわらず、カーネーションでは自家増殖が一切認められていない。適期植付の困難性や苗質不良（病害やむれなど）で生産上大きな問題となっている。 ○ ライセンス料が高すぎ、自家増殖をするメリットがない。 ○ 現在は種苗会社が認めていない権利等の問題もあり、自家増殖は認めない方が良い。		

(9) 稲

自家増殖をしている生産者の割合が約3割となっており、種苗購入費の削減を図ることが自家増殖を行う主な理由となっている。主な意見の回答からは、農業協同組合へ出荷する米以外において、自家増殖された種苗によって生産されるケースが多いものと考えられる。

登録品種数（登録維持品種）			323 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	133 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			240 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			50 件
アンケート登録品種率（B／A）			20.8%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			39 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			29.3%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 種苗購入費削減のため		56.4%
	2 慣行として行っている		35.9%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 必要がない		34.0%
	2 その他		29.0%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		73.5%
	2 種苗の品質に問題があった		11.4%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 自分の生産品種のように地域特性を考慮した特別の新品種は自家増殖等が禁止となっており、それを守るのが当然である。 ○ J A出荷米に関しては、毎年の子更新によってJ A米となり自家増殖はない。その他の米は規制がない。		

(10) 大豆

自家増殖をしている生産者の割合が4割を超えており、種苗購入費の削減と種苗の量を確保することが、自家増殖を行う主な理由となっている。

登録品種数（登録維持品種）			70 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	58 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			91 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			25 件
アンケート登録品種率（B／A）			27.5%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			24 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			41.4%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）		1 種苗購入費削減のため	50.0%
		1 必要な種苗の量の確保のため	50.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）		1 必要がない	37.1%
		2 種苗に病気・劣化が生じるため	28.6%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）		1 特に問題はない	71.9%
		2 希望量を購入できなかった	17.5%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 2～3割の種子更新ならよいが、毎年全量更新では経営的に成り立たない。 ○ 農家自身の負担も増えるが、育成者の権利を守る為にも一定額程度の負担をすべきである。	

(11) 小麦

自家増殖をしている生産者の割合が2割を超える程度で比較的少なく、種苗購入費の削減を図ることが、自家増殖を行う主な理由となっている。自家増殖していない生産者が多いが、自家増殖を認めて欲しいとの意見もある。

登録品種数（登録維持品種）			38 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	33 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			49 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			24 件
アンケート登録品種率（B／A）			49.0%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			8 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			24.2%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 種苗購入費削減のため		62.5%
	2 必要な種苗の量の確保のため		25.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 種苗に病気・劣化が生じるため		50.0%
	2 必要がない		46.4%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		72.7%
	2 希望量を購入できなかった		6.1%
	2 種苗の品質に問題があった		6.1%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 自家増殖は認めてほしい。		

(12) かんしょ

自家増殖をしている生産者の割合が9割と高く、種苗の量の確保と種苗購入費の削減を図ることが、自家増殖を行う主な理由となっている。

登録品種数（登録維持品種）			34 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	20 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			30 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			4 件
アンケート登録品種率（B／A）			13.3%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			18 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			90.0%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 必要な種苗の量の確保のため		55.6%
	2 種苗購入費削減のため		50.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 種苗に病気・劣化が生じるため		100.0%
	2 必要がない		50.0%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		60.0%
	2 希望時期に購入できなかった		25.0%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 自家増殖について、許諾料等を取らないでもraitたい。大変な経費の増加になってしまう。		

(13) いちご

自家増殖をしている生産者の割合が7割以上と高く、種苗の量の確保と種苗購入費の削減を図ることが、自家増殖を行う主な理由となっている。主な意見からは、権利者とのトラブルがある状況が分かる。

登録品種数（登録維持品種）			74 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	137 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			200 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			163 件
アンケート登録品種率（B／A）			81.5%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			102 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			74.5%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 必要な種苗の量の確保のため		69.6%
	2 種苗購入費削減のため		46.1%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 種苗に病気・劣化が生じるため		60.6%
	2 必要がない		30.3%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		52.6%
	2 種苗の品質に問題があった		37.2%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ いちご栽培において生産に必要な種苗の量を確保するため自家増殖は必要不可欠なので、このまま認めてほしい。 ○ 品種、権利者によって制限される項目が多く、制限内容が購入時に知らされないケースがある。また、権利者が変わった時に方針が変わる事が多く、トラブルが発生している。		

(14) トマト

自家増殖をしている生産者の割合が2%未満と低い。一代交配種であるため、自家増殖を行うのはまれなケースだと考えられる。

登録品種数（登録維持品種）			68 件
現行制度における自家増殖	原則可	アンケート回答者数	52 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			84 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			0 件
アンケート登録品種率（B／A）			0 %
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			1 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			1.9%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）	1 種苗購入費削減のため		100.0%
	1 必要な種苗の量の確保のため		100.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）	1 必要がない		71.4%
	2 種苗に病気・劣化が生じるため		36.7%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）	1 特に問題はない		69.2%
	2 種苗の品質に問題があった		19.2%
主な意見 【自家増殖等の状況】	○ 今迄通り、自己経営の範囲内において原則自由であってほしい。		

(15) しいたけ

自家増殖をしている生産者の割合が約2%と低く、購入種苗について問題を感じる生産者も少ない。新品種開発の促進や、品種の特性を維持する観点から、自家増殖を認めるべきではないとする意見が見られる一方、種菌接種の数量制限等の契約内容に対し、不満を感じている意見が見られる。

登録品種数（登録維持品種）			62 件
現行制度における自家増殖	原則不可	アンケート回答者数	44 名
アンケートで回答された延べ品種数・・・A			89 件
Aのうち延べ登録品種数・・・B			38 件
アンケート登録品種率（B/A）			42.7%
自家増殖実施生産者数（自家増殖している品種のある生産者数）			1 名
自家増殖実施生産者の割合（自家増殖している品種のある生産者の割合）			2.3%
自家増殖の実施理由（上位2位抜粋）		1 種苗購入費削減のため	100.0%
自家増殖未実施の理由（上位2位抜粋）		1 必要がない	67.5%
		2 契約上制限されているため	32.5%
種苗の入手に関する問題（上位2位抜粋）		1 特に問題はない	75.0%
		2 種苗の品質に問題があった	11.4%
主な意見 【自家増殖等の状況】		○ 新品種の発見や開発についての健全な制度として育成者の保護も含めて将来的に存続させるべきである。 ○ 椎茸種菌において1瓶当り接種菌床数の制限は止めてもらいたい。数の差は技術の差であって制限があってはならない。 ○ 許諾契約が種苗代金に含まれているが、その他資材の購入も強制された契約書になっているため、契約していない。	